

総務常任委員会報告事項資料

資料番号	資料名	担当課
1	使用料及び手数料に関するアンケートの実施について	企画政策課 財政課
2	デジタル関連施策に係る再構築作業の検討結果について	政策調整課
3	市民部所管施設の使用料に関するアンケートの実施について	地域政策課
4	小田原市地域防災計画の改正について	防災対策課
5	第3次小田原市環境基本計画の改定について	環境政策課
6	第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画の改定について	
7	小田原市気候変動対策推進計画の改定について	ゼロカーボン 推進課
8	小田原市消防団再整備計画の策定について	小田原消防署 消防課

令和7年12月4日

使用料及び手数料に関するアンケートの実施について

1 目 的

使用料及び手数料の見直しに関して、市民の意見を聴取するため、アンケートを実施する。

2 対象者及び実施方法

(1) 対象者

市内在住者 1,245 人

(2) 実施方法

地区自治会ごとに市が選任している広報委員を通じ、アンケート用紙を配布する。

3 実施スケジュール

令和8年1月中旬から令和8年2月中旬まで（予定）

4 アンケート案

参考資料1－1のとおり

参考資料1－1

使用料及び手数料に関するアンケート

使用料及び手数料の見直しについて、皆様から幅広いご意見を収集するため、アンケートを実施いたします。

1. 使用料について

公共施設の維持管理には、光熱水費や人件費、修繕費、設備更新費などが含まれますが、全てを税金で賄うことは難しいため、条例で使用料を定め、利用者にご負担いただいている。これにより、公共サービスの持続可能性を支える仕組みが作られます。

しかし、本市では、物価の上昇や人件費の増加に関わらず使用料を長期間見直してこなかったことから、今後、各施設で実施する公共サービスの持続可能性を高めるため、施設利用料の見直しを検討しています。

そこで、以下の質問にお答えください。

設問1 あなたの年代について教えてください。

- | | | | |
|---------|-----------|-----------|---------|
| 1. ~20代 | 2. 30~40代 | 3. 50~60代 | 4. 70代~ |
|---------|-----------|-----------|---------|

設問2 本市の公共施設（市窓口を除く）を利用したことがありますか。

- | |
|---------------------------|
| 1 利用したことがある → 設問3へお進みください |
| 2 利用したことはない → 設問6へお進みください |

設問3 ※設問2で「1. 利用したことがある」と回答された方にお伺いします。

どの公共施設を利用したことがありますか。

番号を選択してください。(複数選択可)

- | |
|--|
| 1 市民活動・集会施設
(川東タウンセンター「マロニエ」 / 城北タウンセンター「いずみ」 /
橋タウンセンター「こゆるぎ」 / おだわら市民交流センター (UMECO)
国府津駅自転車駐車場集会場 / 小田原市集会所 など) |
| 2 学習・文化施設
(生涯学習センター本館「けやき」 / 生涯学習センター国府津学習館 /
郷土文化館 / 松永記念館 / 尊徳記念館 / 小田原文学館 など) |

3 スポーツ施設

(小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ / 上府中公園 / 小田原球場 /
城山陸上競技場 / 小田原テニスガーデン / 御幸の浜プール /
城山庭球場 小峰庭球場 / 城内弓道場 など)

4 福祉・保健施設

(生きがいふれあいセンター「いそしき」 / 保健センター など)

5 観光・歴史施設

(小田原城天守閣 / 小田原城歴史見聞館（NINJA 館） / 小田原城址公園
常盤木門 / 観光交流センター / 漁港の駅 TOTOCO 小田原 など)

6 駐車場・交通関連施設

(西口第1自転車駐車場（小田原駅自転車駐車場） / 国府津駅自転車駐車場
など)

7 公園・自然施設

(いこいの森 / こどもの森公園わんぱくらんど / 辻村植物公園 /
小田原フラワーガーデン など)

8 産業振興施設

(梅の里センター / 曽我みのり館)

9 斎場、靈園

(小田原市斎場 / 小田原久野靈園)

10 その他 (

)

※具体的な施設の名称を記入してください。

設問4 本市の公共施設で提供されるサービスについて、あなたの考えに近い番号を選択してください。

1. 満足 2. やや満足 3. 普通 4. やや不満 5. 不満

設問5 本市の公共施設の利用に係る料金設定について、あなたの考えに近い番号を選択してください。

1. とても安い 2. 安い 3. 適正 4. 高い 5. とても高い

→ 設問6へお進みください

設問6 公共施設の運営経費は、利用者にお支払いいただく使用料と、市民の皆様にご負担いただく税金により賄われています。そのため、公共施設を利用していない市民からも、施設の運営経費の一部をご負担いただいております。

公共施設の運営経費の負担について、あなたの考えに近い番号を選択してください。

1. すべて税金で賄う
2. 税金で負担する割合を高くする
3. 税金と利用者負担の割合を同じにする
4. 利用者負担の割合を高くする
5. すべて利用者負担で賄う

設問7 公共施設の使用料を値上げする場合のご意見などありましたら教えてください。

(記述欄)

設問8 公共施設のサービスなどに関して、こうして欲しい・こうなつたら良いと思うことがありましたら教えてください。

(記述欄)

2. 手数料について

住民票や納税証明書などの各種証明書の発行、環境事業センターへ持ち込まれた廃棄物の処理など、市役所が行う業務には手数料をいただくものがあります。これらの経費は、原則、利用されるかたに全額を負担していただくことになっています。

しかし、本市では、物価の上昇や人件費の増加に関わらず手数料を長期間見直しせず、差額を税金で賄っていたことから、今後もこれらの業務を適正に維持していくため、手数料の見直しを検討しています。

そこで、以下の設問にお答えください。

設問9 手数料を見直しすることについて、あなたの考えに近い番号を選んでください。

- 1. 見直しをした方が良い
- 2. 見直しをしない方が良い
- 3. わからない（どちらともいえない）

設問10 手数料の見直しをする場合のご意見などがありましたら教えてください。

(記述欄)

アンケートへご協力いただき、ありがとうございました。

デジタル関連施策に係る再構築作業の検討結果について

1 経過

本市のデジタル関連施策全般に係る考え方や進め方について見直しを図るため、令和7年1月以降、推進体制・制度、既存事業、新たな取組みに向けた方針、DX推進計画について、整理・検討を進めてきた。

2 今後の方向性

(1) 推進体制・制度

ア 組織・機構の見直し

デジタル化推進所管である政策調整課及び情報システム課の最適なあり方を検討し、令和8年度の組織・機構に反映する。

イ 庁内推進・支援体制の強化

デジタル化施策を進めていく上で全庁的な整合性や最適化を図るため、窓口相談機能の拡充など、デジタル化推進所管を中心とした庁内推進・支援体制を構築していく。

ウ 産学官連携の推進

既存のデジタルイノベーション協議会の役割などを改めて整理し、協議会活動の活性化を図りながら、産学の知見や活力を本市の施策に活用していく。

エ デジタル人材の育成

はじめに主軸となる職員の育成を重点的に進め、その後、組織全体への浸透を図ることで全庁的な職員レベルの底上げを目指すなど、先進事例を参考にしながら長期的な視点でデジタル人材の育成方針を策定していく。

オ アドバイザー制度の拡充

現行のデジタル政策最高顧問及びデジタル・エグゼクティブ・アドバイザーに加え、職員に身近なアドバイザーの設置など、相談体制の拡充を図っていく。

(2) 既存事業

「令和3年度以降に国のデジタル関連補助金等を活用した事業」及び「政策調整課・情報システム課が所管するデジタル関連事業」37事業のうち、特に大きな課題が生じている以下の6事業を検討対象事業とした。

ア 検討対象事業

- (ア) 庁内WEB会議システム
- (イ) 混雑状況把握システム
- (ウ) 地域ポイント事業（プラボ）
- (エ) 多拠点ネットワーク型まちづくり形成事業（スマートポール）
- (オ) パーソナルデータ連携基盤
- (カ) 人流解析システム

これら検討対象事業について、それぞれ費用対効果や将来性等を精査し、今後の方針を決定した。（参考資料2-1参照）

(3) 新たな取組に向けた方針

デジタル技術は、課題を解決するための手段であるだけでなく、実際に利用する人々にとってメリットや価値を提供できるものであることが重要である。

今後、新たなデジタル技術を導入する際には、利用者のニーズを十分に踏まえ、デジタル技術の活用が真に必要とされる業務やサービスを慎重に精査するとともに、費用対効果を適切に見極めた上で、効率的かつ効果的な導入を目指していく。

(4) DX推進計画

市の総合計画の改定や推進体制の変更、国の動向などを踏まえた改定を行う。

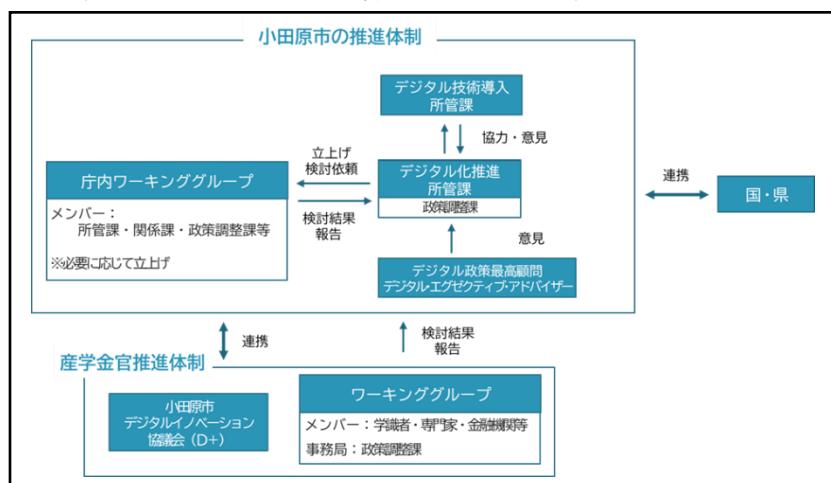
ア 主な改定内容

(ア) 令和6年度、令和7年度の国の動向を追加

- 令和6年12月「地方公共団体情報システム標準化基本方針」の改定について
- 令和7年6月「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の改定について

(イ) 総合計画の改定に伴う文言の修正

- 第6次小田原市総合計画の固有表現を一般的な表現に修正
- デジタル化推進本部廃止に伴うデジタル化の推進体制の変更



(エ) 廃止事業及び廃止予定事業に関連する文言の修正

- A.Iチャットボット、地域ポイントアプリ、パーソナルデータ連携基盤等に関する記述の削除

イ スケジュール（予定）

令和8年1月15日～2月13日 パブリックコメント

5月 改定

検討対象事業の整理と今後の方針

①庁内WEB会議システム

事業概要	市役所本庁舎や出先機関間での遠隔会議や研修・訓示の中継、会議資料の共有等が行える庁内WEB会議システムを導入。(令和元年度開始)
現状と課題	コロナ禍以降、庁内のネットワーク環境からZoom等の一般的なWeb会議のアプリケーションが利用できるようになり、庁内ネットワーク内で通信を完結できるという点以外は必要性が相対的に減っている。
運営コスト	1,681千円(令和7年度契約額)
今後の方針	令和7年度末で廃止(代替策としてZoom等のWeb会議アプリケーションを追加)
理由	庁内でオンライン会議を実施する場合も、既に対外的に使用しているZoom等のWeb会議アプリケーションで代用することでコスト削減につながる。

②混雑状況把握システム

事業概要	観光アプリやデジタルサイネージ上に市内の主要な施設(民間施設含む)のリアルタイム混雑状況を発信するための混雑状況把握システムを導入。(令和4年度開始)
現状と課題	コロナ禍が過ぎた現在、観光向けの情報発信が主となっているが、その利活用実態の把握や観光振興への貢献度などの効果検証が難しい。コロナ対策として導入した経緯があるため、設置当初に比べ設置の目的自体が薄れている。
運営コスト	3,993千円(令和7年度契約額)
今後の方針	令和7年度末で廃止(デジタルサイネージのみ継続)<補助金等返還対象>
理由	主たる目的であるコロナ対策としての役割を終えたことや、観光や市民生活目線での効果も不透明であるため、本サービスの必要性が低下している。なお、混雑情報を表示するために導入したデジタルサイネージ(市内7か所に設置)は、市の情報発信ツールとして活用が見込まれるため、継続していく。

③地域ポイント事業(ブラポ)

事業概要	地域ポイントの流通により、様々な人や活動をつなぎ、域内活動の好循環を促進させるため、地域ポイントアプリ「ブラポ」を導入。(令和5年度開始)
現状と課題	アプリのダウンロード数や、加盟店舗数が目標値に比べ大幅に未達であることや、類似サービスで多く見られる導入時の大規模キャンペーンを行えなかったため、普及が遅れている。また、民間の決済サービスとの競争下に置かれているため、現状を開拓することが難しい。
運営コスト	55,074千円(令和7年度契約額)
今後の方針	令和7年度末で廃止(ポイント等の清算のため令和8年途中まで一部の契約を継続)<補助金等返還対象>
理由	利用状況が低迷している現状に対し、運営コストが多額であることに加え、将来的に利用者や加盟店舗の大幅な増加が見込めないため。

④多拠点ネットワーク型まちづくり形成事業（スマートポール）

事業概要	観光客等の回遊性を高めるため、デジタルサイネージやフリーWi-Fi、人流解析カメラ等の機能を搭載したスマートポールを設置。（令和5年度開始）
現状と課題	デジタルサイネージは行政情報や民間広告を放映しているが、人々の移動延伸に繋がるような情報発信が足りていない。フリーWi-Fiは、利用者数が伸び悩んでいる。（特にわんぱくらんど及び小田原漁港）人流解析カメラは、取得した情報の有効活用ができない。
運営コスト	6,952千円（令和7年度契約額）
今後の方針	課題対応策を講じながら継続
理由	搭載している各機能の活用方法を工夫することで改善の余地があると考えられる。改善策の一例として、デジタルサイネージは、既存のサイネージと連動させた運用や来訪者に有意義なコンテンツの作成など、情報発信力の強化を図る。フリーWi-Fiは、接続方法を変更することにより、利便性の向上を図る。人流情報は、関連団体へのデータ提供やインターネット上への公開等、オープンデータ化を進める。

⑤パーソナルデータ連携基盤

事業概要	地域ポイントアプリや図書館システムにおいて管理するパーソナルデータをサービス間で連携させるためのデータプラットフォームを構築。（令和5年度開始）
現状と課題	主に地域ポイントアプリや図書館システムの利用者情報等を各種アプリや人流解析システムに連携させる使い方に留まっており、運営コストに見合った十分な活用ができているとは言えない状況である。また、令和7年度末でシステム事業者による本サービスの保守対応が終了となる予定であり、運営コストが増額となる。
運営コスト	12,321千円（令和7年度契約額）
今後の方針	令和7年度末で廃止＜補助金等返還対象＞
理由	本来の目的であるパーソナルデータを様々なサービスで相互に活用できているとは言えない状況であり、現時点で新たな活用予定もない。また、現在の主要用途である地域ポイント事業を終了するため。

⑥人流解析システム

事業概要	地域ポイントアプリの購買情報や行動履歴、スマートポールの人流データなどを取得・分析し、可視化するBI（ビジネス・インテリジェンス）ツールを整備。（令和5年度開始）
現状と課題	BIツール自体は正常に稼働しているが、分析するためのデータ数が集まっていないため、有効的な活用ができない。
運営コスト	1,320千円（令和7年度契約額）
今後の方針	令和7年度末で廃止＜補助金等返還対象＞
理由	現在の主要用途である地域ポイント事業を終了する場合は、購買情報等のデータが収集できなくなることで分析する対象自体が無くなるため。

市民部所管施設の使用料に関するアンケートの実施について

1 目的

小田原市議会9月定例会に提出後撤回した、受益者負担の適正化（使用料改定）に係る小田原市地域センター条例の一部を改正する条例案に対する市議会総務常任委員会等の御指摘を踏まえ、今後の施設使用料の改定等の参考とするため、アンケートを実施する。

2 アンケート対象者及び実施方法

地域センター3館それぞれについて、過去1年間に利用したことがある個人・団体に郵送する。

3 実施期間

令和8年1月中旬～令和8年3月下旬（予定）

4 アンケート案

川東タウンセンター マロニエ：参考資料3-1のとおり

城北タウンセンター いづみ：参考資料3-2のとおり

橋タウンセンター こゆるぎ：参考資料3-3のとおり

川東タウンセンターマロニエ 使用料に関するアンケートにご協力ください！

公共施設の維持管理には、光熱水費や人件費、修繕費、設備更新費などが含まれますが、全てを税金だけで賄うことは難しいため、条例で施設利用料（使用料など）を定め、利用者にお支払いいただいています。これにより、公共サービスの持続可能性を支える仕組みが作られます。

しかし、物価や人件費の増加に関わらず、施設利用料は長期間見直されてこなかったことから、本市では各施設で実施する公共サービスの持続可能性を高めるため、施設利用料の見直しを検討しています。

のことについて、利用者の皆様から幅広いご意見をお聞きするため、使用料に関するアンケートを実施いたします。

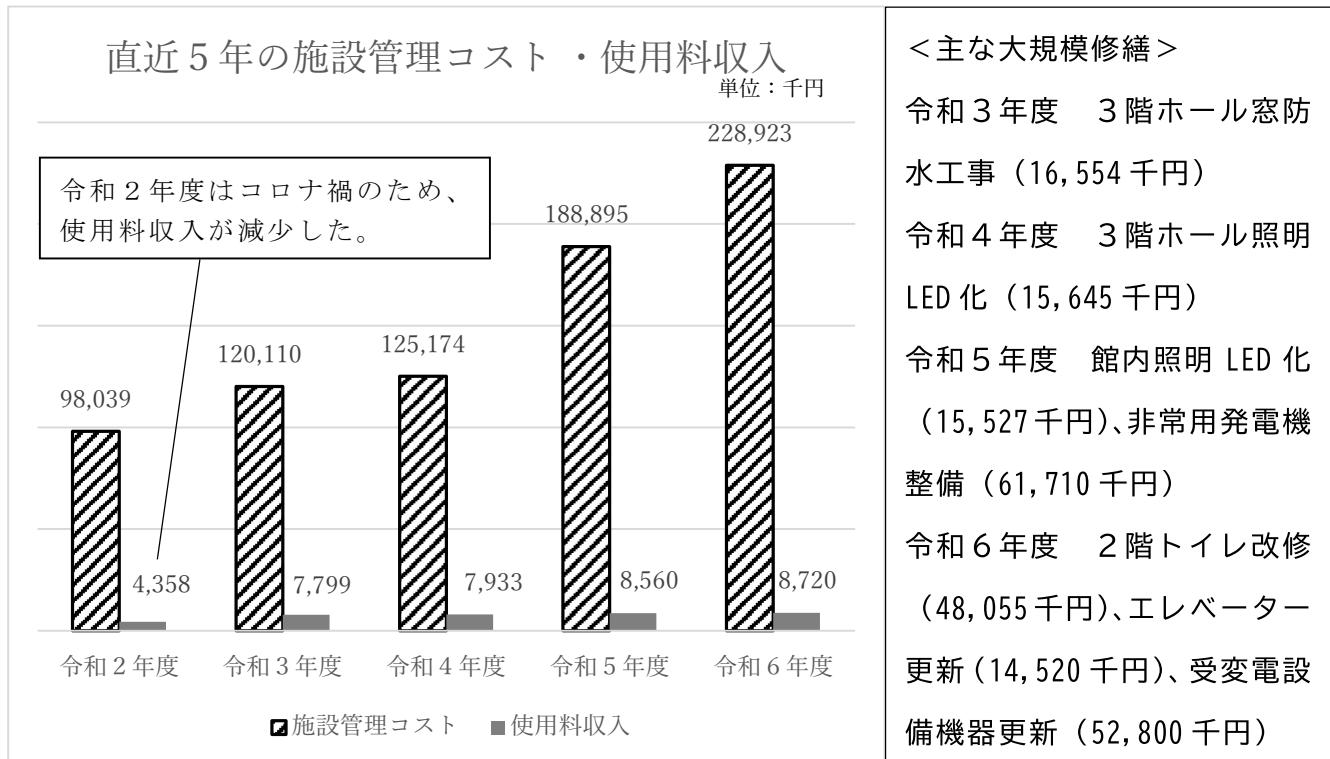
[使用料の推移]

川東タウンセンターマロニエの使用料は、以下のとおりで、平成8年の開館から変更していません。なお、平成30年には、新たに使用を開始した集会室206の使用料を定める変更を行っています。

貸室名	午前	午後	夜間
集会室 101	400 円	500 円	500 円
集会室 201	800 円	1,100 円	1,100 円
集会室 202	1,800 円	2,400 円	2,400 円
集会室 203	900 円	1,200 円	1,200 円
集会室 204	500 円	600 円	600 円
集会室 205	900 円	1,200 円	1,200 円
集会室 206	400 円	500 円	500 円
集会室 301	2,300 円	3,100 円	3,100 円
食の創作室	1,600 円	2,200 円	2,200 円
美の創作室	1,600 円	2,100 円	2,100 円
音の創作室 1	900 円	1,100 円	1,100 円
音の創作室 2	400 円	500 円	500 円
和の部屋 1	700 円	900 円	900 円
和の部屋 2	500 円	600 円	600 円
マロニエ ホール	1/3面スポーツ利用	500 円	※1時間あたりの使用料
	1/2面スポーツ利用	800 円	※1時間あたりの使用料
	全面スポーツ利用	1,500 円	※1時間あたりの使用料
	貸室利用	9,000 円	12,000 円
ふれあい広場	3,200 円	※1日あたりの使用料	

[施設管理コスト等の推移]

川東タウンセンターマロニエの直近5年間の施設管理コスト・使用料収入は、以下のとおりです。



(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設管理コスト	98,039	120,110	125,174	188,895	228,923
使用料収入	4,358	7,799	7,933	8,560	8,720

アンケート回答用
2次元バーコード

お問い合わせ先

小田原市地域政策課地域センター係

住所 小田原市中里273-6

川東タウンセンターマロニエ

電話番号 0465-49-9191

FAX 0465-49-9195

Mail town-c@city.odawara.kanagawa.jp

川東タウンセンター「マロニエ」 使用料に関するアンケート

設問1 あなたについてお伺いします。

1. 市内の団体（構成員の半数以上が市内在住、在勤または在学）
2. 市外の団体 3. 個人（市内在住） 4. 個人（市外在住）

設問2 ※設問1で「1.市内の団体」または「2.市外の団体」と回答された方にお伺いします。

あなたはどのような団体で当施設を利用していますか？

1. サークル活動団体 2. 非営利団体 3. 営利団体
4. その他（

設問3 ※設問1で「3. 個人（市内在住）」または「4. 個人（市外在住）」と回答された方にお伺いします。

あなたの年代について教えてください。

1. ~20代 2. 30~40代 3. 50~60代 4. 70代~

設問4 現在、当施設をどのくらいの頻度で利用していますか？

1. 毎週利用している 2. 月に1～3回利用している
3. 年に数回利用している 4. 初めて利用した

設問5 利用目的について教えてください。(複数回答可)

1. 会議・会合 2. スポーツ 3. 健康増進 4. レクリエーション
5. 学習 6. イベント参加 7. その他 ()

設問6 川東タウンセンターマロニエで提供されるサービスについて、あなたの考えに近いものを選択してください。

1. 満足 2. やや満足 3. 普通 4. やや不満 5. 不満

設問7 川東タウンセンターマロニ工の現在の料金設定について、あなたの考えに近いものを選択してください。

1. とても安い 2. 安い 3. 適正 4. 高い 5. とても高い

設問8 使用料の値上げについて、あなたの考えに近いものを選択してください。

1. 反対 2. 賛成 3. わからない（どちらとも言えない）

設問9 ※設問8で「2.賛成」と回答された方にお伺いします。

(1) そのように感じる理由について教えてください。(複数回答可)

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 施設管理コストが増加している | 2. 施設の修繕や設備の更新が必要である |
| 3. 物価が上昇している | 4. 類似施設と比較して安いため |
| 5. その他 () | |

(2) 使用料を値上げする場合、必要な対応は何だと思いますか？(複数回答可)

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1. 値上げ幅を抑える | 2. 施設の利用環境を向上・改善させる |
| 3. 周知期間を設ける | 4. その他 () |

(3) 使用料を値上げする場合、値上げ幅はどの程度なら許容できますか？

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| 1. 現行料金の 10%以内 | 2. 現行料金の 20%以内 | 3. 現行料金の 30%以内 |
| 4. 現行料金の 40%以内 | 5. 現行料金の 50%以内 | 6. 現行料金の 50%超 |

設問10 使用料を値上げした場合、施設の利用頻度はどのように変わりますか？

- | | |
|--------------|------------------|
| 1. 今までと変わらない | 2. 利用頻度を減らして利用する |
| 3. 今後利用しない | 4. その他 () |

設問11 川東タウンセンターマロニエの使用料を値上げする場合、ご意見などありましたら教えてください。

(記述欄)

設問12 川東タウンセンターマロニエのサービスなどに関して、こうして欲しい・こうなったら良いと思うことがありますら教えてください。

(記述欄)

アンケートへご協力いただき、ありがとうございました。

城北タウンセンターいづみ 使用料に関するアンケートにご協力ください！

公共施設の維持管理には、光熱水費や人件費、修繕費、設備更新費などが含まれますが、全てを税金だけで賄うことは難しいため、条例で施設利用料（使用料など）を定め、利用者にお支払いいただいています。これにより、公共サービスの持続可能性を支える仕組みが作られます。

しかし、物価や人件費の増加に関わらず、施設利用料は長期間見直されてこなかったことから、本市では各施設で実施する公共サービスの持続可能性を高めるため、施設利用料の見直しを検討しています。

のことについて、利用者の皆様から幅広いご意見をお聞きするため、使用料に関するアンケートを実施いたします。

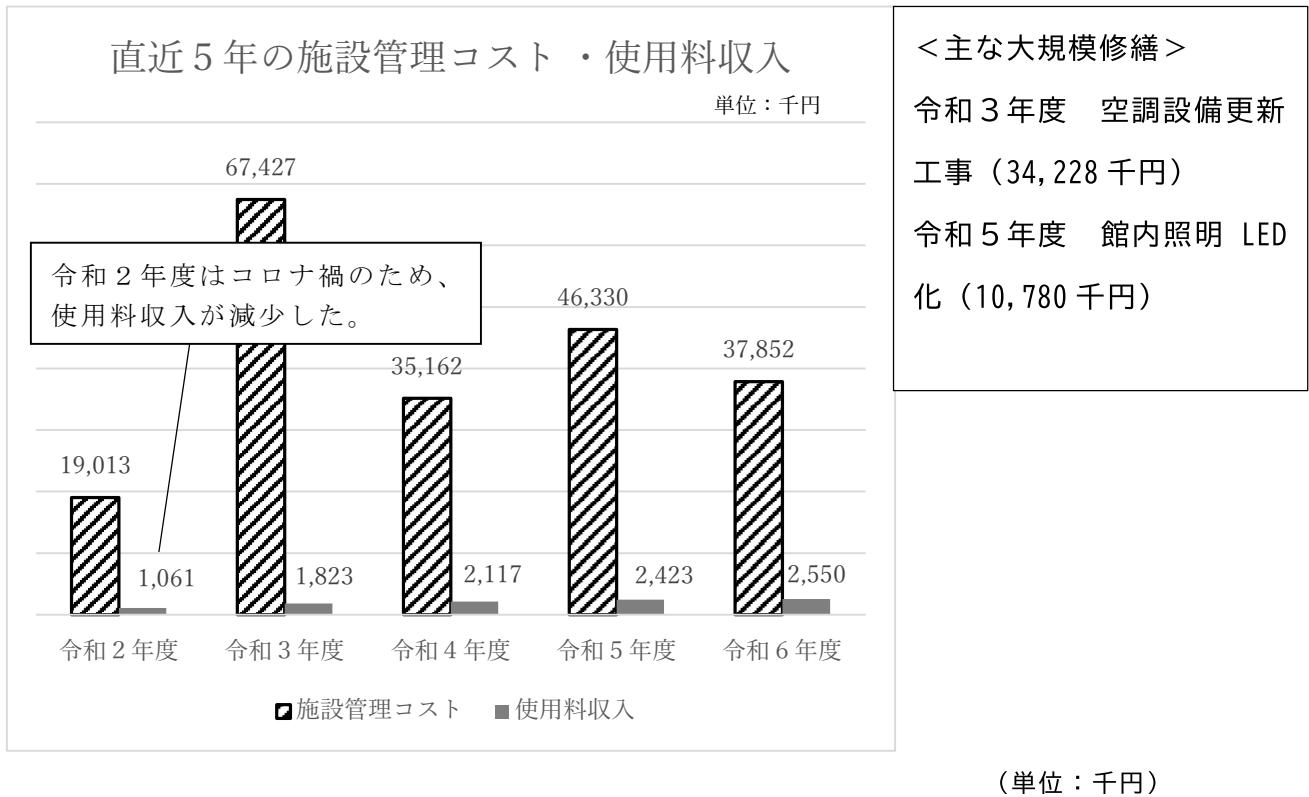
[使用料の推移]

城北タウンセンターいづみの使用料は、以下のとおりで、平成17年の開館から変更していません。

貸室名	午前	午後	夜間
ホール A	700円	900円	900円
ホール B	700円	900円	900円
ホール C	700円	900円	900円
集会室 201	700円	900円	900円
集会室 301	700円	900円	900円
集会室 302	700円	900円	900円

[施設管理コスト等の推移]

城北タウンセンターいづみの直近5年間の施設管理コスト・使用料収入は、以下のとおりです。



(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設管理コスト	19,013	67,427	35,162	46,330	37,852
使用料収入	1,061	1,823	2,117	2,423	2,550

アンケート回答用
2次元バーコード

お問い合わせ先

小田原市地域政策課地域センター係

住所 小田原市中里273-6

川東タウンセンターマロニエ

電話番号 0465-49-9191

FAX 0465-49-9195

Mail town-c@city.odawara.kanagawa.jp

城北タウンセンターいづみ 使用料に関するアンケート

設問1 あなたについてお伺いします。

1. 市内の団体（構成員の半数以上が市内在住、在勤または在学）
 2. 市外の団体
 3. 個人（市内在住）
 4. 個人（市外在住）

設問2 ※設問1で「1.市内の団体」または「2.市外の団体」と回答された方にお伺いします。

あなたはどのような団体で当施設を利用していますか？

1. サークル活動団体 2. 非営利団体 3. 営利団体
4. その他（

設問3 ※設問1で「3. 個人（市内在住）」または「4. 個人（市外在住）」と回答された方にお伺いします。

あなたの年代について教えてください。

1. ~20代 2. 30~40代 3. 50~60代 4. 70代~

設問4 現在、当施設をどのくらいの頻度で利用していますか？

1. 毎週利用している 2. 月に1～3回利用している
3. 年に数回利用している 4. 初めて利用した

設問5 利用目的について教えてください。(複数回答可)

1. 会議・会合 2. スポーツ 3. 健康増進 4. レクリエーション
5. 学習 6. イベント参加 7. その他 ()

設問6 城北タウンセンターいすみで提供されるサービスについて、あなたの考えに近いものを選択してください。

1. 満足 2. やや満足 3. 普通 4. やや不満 5. 不満

設問7 城北タウンセンターいづみの現在の料金設定について、あなたの考えに近いものを選択してください。

1. とても安い 2. 安い 3. 適正 4. 高い 5. とても高い

設問8 使用料の値上げについて、あなたの考えに近いものを選択してください。

1. 反対 2. 賛成 3. わからない（どちらとも言えない）

設問9 ※設問8で「2.賛成」と回答された方にお伺いします。

(1) そのように感じる理由について教えてください。(複数回答可)

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 施設管理コストが増加している | 2. 施設の修繕や設備の更新が必要である |
| 3. 物価が上昇している | 4. 類似施設と比較して安いため |
| 5. その他 () | |

(2) 使用料を値上げする場合、必要な対応は何だと思いますか？(複数回答可)

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1. 値上げ幅を抑える | 2. 施設の利用環境を向上・改善させる |
| 3. 周知期間を設ける | 4. その他 () |

(3) 使用料を値上げする場合、値上げ幅はどの程度なら許容できますか？

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| 1. 現行料金の 10%以内 | 2. 現行料金の 20%以内 | 3. 現行料金の 30%以内 |
| 4. 現行料金の 40%以内 | 5. 現行料金の 50%以内 | 6. 現行料金の 50%超 |

設問10 使用料を値上げした場合、施設の利用頻度はどのように変わりますか？

- | | |
|--------------|------------------|
| 1. 今までと変わらない | 2. 利用頻度を減らして利用する |
| 3. 今後利用しない | 4. その他 () |

設問11 城北タウンセンターいづみの使用料を値上げする場合、ご意見などありましたら教えてください。

(記述欄)

設問12 城北タウンセンターいづみのサービスなどに関して、こうして欲しい・こうなったら良いと思うことがありましたら教えてください。

(記述欄)

アンケートへご協力いただき、ありがとうございました。

橘タウンセンターこゆるぎ 使用料に関するアンケートにご協力ください！

公共施設の維持管理には、光熱水費や人件費、修繕費、設備更新費などが含まれますが、全てを税金だけで賄うことは難しいため、条例で施設利用料（使用料など）を定め、利用者にお支払いいただいています。これにより、公共サービスの持続可能性を支える仕組みが作られます。

しかし、物価や人件費の増加に関わらず、施設利用料は長期間見直されてこなかったことから、本市では各施設で実施する公共サービスの持続可能性を高めるため、施設利用料の見直しを検討しています。

のことについて、利用者の皆様から幅広いご意見をお聞きするため、使用料に関するアンケートを実施いたします。

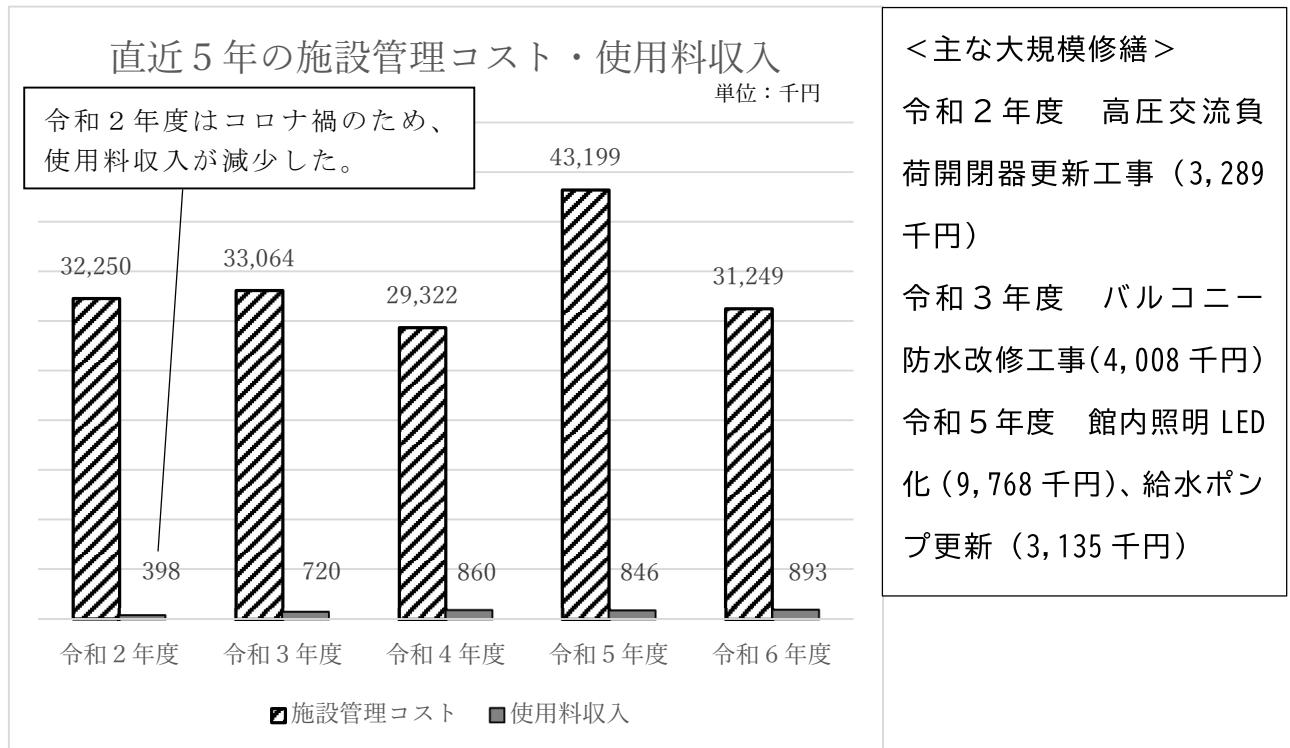
[使用料の推移]

橘タウンセンターこゆるぎの使用料は、以下のとおりで、平成19年の開館から変更していません。

貸室名	午前	午後	夜間
こゆるぎホールA	900円	1,200円	1,200円
こゆるぎホールB	600円	700円	700円
こゆるぎホールC	600円	800円	800円
集会室	600円	800円	800円

[施設管理コスト等の推移]

橋タウンセンターこゆるぎの直近5年間の施設管理コスト・使用料収入は、以下のとおりです。



(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設管理コスト	32,250	33,064	29,322	43,199	31,249
使用料収入	398	720	860	846	893

アンケート回答用
2次元バーコード

お問い合わせ先

小田原市地域政策課地域センター係

住所 小田原市中里273-6

川東タウンセンターマロニエ

電話番号 0465-49-9191

FAX 0465-49-9195

Mail town-c@city.odawara.kanagawa.jp

橘タウンセンターこゆるぎ 使用料に関するアンケート

設問1 あなたについてお伺いします。

1. 市内の団体（構成員の半数以上が市内在住、在勤または在学）
2. 市外の団体 3. 個人（市内在住） 4. 個人（市外在住）

設問2 ※設問1で「1.市内の団体」または「2.市外の団体」と回答された方にお伺いします。

あなたはどのような団体で当施設を利用していますか？

1. サークル活動団体 2. 非営利団体 3. 営利団体
4. その他（

設問3 ※設問1で「3. 個人（市内在住）」または「4. 個人（市外在住）」と回答された方にお伺いします。

あなたの年代について教えてください。

1. ~20代 2. 30~40代 3. 50~60代 4. 70代~

設問4 現在、当施設をどのくらいの頻度で利用していますか？

1. 毎週利用している 2. 月に1～3回利用している
3. 年に数回利用している 4. 初めて利用した

設問5 利用目的について教えてください。(複数回答可)

1. 会議・会合 2. スポーツ 3. 健康増進 4. レクリエーション
5. 学習 6. イベント参加 7. その他 ()

設問6 橘タウンセンターこゆるぎで提供されるサービスについて、あなたの考えに近いものを選択してください。

1. 満足 2. やや満足 3. 普通 4. やや不満 5. 不満

設問7 橘タウンセンターこゆるぎの現在の料金設定について、あなたの考えに近いものを選択してください。

1. とても安い 2. 安い 3. 適正 4. 高い 5. とても高い

設問8 使用料の値上げについて、あなたの考えに近いものを選択してください。

1. 反対 2. 賛成 3. わからない（どちらとも言えない）

設問9 ※設問8で「2.賛成」と回答された方にお伺いします。

(1) そのように感じる理由について教えてください。(複数回答可)

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 施設管理コストが増加している | 2. 施設の修繕や設備の更新が必要である |
| 3. 物価が上昇している | 4. 類似施設と比較して安いため |
| 5. その他 () | |

(2) 使用料を値上げする場合、必要な対応は何だと思いますか？(複数回答可)

- | | |
|-------------|---------------------|
| 1. 値上げ幅を抑える | 2. 施設の利用環境を向上・改善させる |
| 3. 周知期間を設ける | 4. その他 () |

(3) 使用料を値上げする場合、値上げ幅はどの程度なら許容できますか？

- | | | |
|----------------|----------------|----------------|
| 1. 現行料金の 10%以内 | 2. 現行料金の 20%以内 | 3. 現行料金の 30%以内 |
| 4. 現行料金の 40%以内 | 5. 現行料金の 50%以内 | 6. 現行料金の 50%超 |

設問10 使用料を値上げした場合、施設の利用頻度はどのように変わりますか？

- | | |
|--------------|------------------|
| 1. 今までと変わらない | 2. 利用頻度を減らして利用する |
| 3. 今後利用しない | 4. その他 () |

設問11 橋タウンセンターこゆるぎの使用料を値上げする場合、ご意見などありましたら教えてください。

(記述欄)

設問12 橋タウンセンターこゆるぎのサービスなどに関して、こうして欲しい・こうなったら良いと思うことがありましたら教えてください。

(記述欄)

アンケートへご協力いただき、ありがとうございました。

小田原市地域防災計画の改正について

小田原市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めている。

このたび、災害対策基本法の一部改正に伴う、国の防災基本計画や県の地域防災計画等の改正及び富士山火山避難基本計画、近年の防災施策の推進等を踏まえ改正を行う。

1 主な改正内容について

- (1) 国防災基本計画の改正 (R7.7) を踏まえた改正
 - ア 避難所における状況把握や福祉サービスの提供等、生活環境の整備について記載
(新旧対照表 P8)
 - イ 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援について記載
(新旧対照表 P9)
- (2) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更 (R7.7) を踏まえた改正
 - ア 南海トラフ巨大地震発生確率の修正
(新旧対照表 P2)
 - イ 県内の南海トラフ地震防災対策推進地域の更新
(新旧対照表 P25)
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン名の修正と気象庁が発表する南海トラフ臨時情報の修正
(新旧対照表 P26)
- (3) 県地震被害想定調査報告書 (R7.3) を踏まえた改正
 - ア 市内の被害想定調査結果一覧の更新
(新旧対照表 P3)
 - イ 市内の津波による被害の更新
(新旧対照表 P3)
- (4) 津波避難対策についての改正

- ア 避難対象区域の追加
(新旧対照表 P23)
 - イ 遠隔地での地震発生に伴う津波避難対策の追加
(新旧対照表 P23)
- (5) 火山災害対策についての改正
- ア 富士山火山噴火を、溢流的噴火（溶岩流）、爆発的噴火（火山灰）に区分し、過去の宝永噴火・貞觀噴火や富士山火山避難基本計画を参考に、市独自の状況の推移等を記載
(特殊災害対策計画（火山災害対策）P267・P268)
 - イ 避難対策として、避難誘導や避難所の確保・準備・運営、自主避難の推奨について記載（溶岩流の場合、溶岩流が流入する地域の一部住民が、溶岩流の流入しない地域（市内）に避難）
(特殊災害対策計画（火山災害対策）P272)
 - ウ 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策として、降灰による交通への影響、降灰作業用資材の確保、火山灰処分の検討、火山灰仮置き場の検討について記載
(特殊災害対策計画（火山災害対策）P273・P274)
 - エ 警報のレベル別に、発令時の対応について記載
(特殊災害対策計画（火山災害対策）P275)
 - オ 噴火時の情報収集活動及び災害対策本部の配置と配備体制について記載
(特殊災害対策計画（火山災害対策）P277・P278)

2 今後のスケジュール

- 令和8年1月15日～2月13日 パブリックコメント実施
令和8年5～6月 防災会議幹事会・防災会議にて協議・決定

3 地域防災計画に基づく個別計画の改正

(1) 小田原市トイレ確保計画

	改正後			改正前		
	1～3日 1基/ 50人	4～7日 1基/ 50人	30日～ 1基/ 20人	1～3日 1基/ 75人	4～7日 1基/ 75人	20日～ 1基/ 75人
1日当たり トイレ必要 人数(基数)	46,100人 (922基)	40,800人 (816基)	8,500人 (425基)	47,807人 (640基)	32,458人 (430基)	21,000人 (280基)
マンホール トイレ	186基	186基	186基	280基	280基	280基
仮設和式 トイレ	—	—	—	150基	150基	—
仮設洋式 トイレ	—	48基	156基	—	—	—
自動ラップ 式トイレ (ラップ数)	268基 (201,000枚)	236基	83基	—	—	—
携帯トイレ (便袋数)	468基 (351,000枚)	346基		210基	—	—

(2) 小田原市災害時備蓄計画

項目	品目	計画数量 (改正後)	計画数量 (改正前)
食料	①食料 ②乳児用ミルク (アレルギー対応を含む)	227,640食 390リットル	369,830食 750リットル
生活必需品	③毛布 ④大人用おむつ ⑤乳児・小児用おむつ ⑥生理用品 ⑦携帯トイレ ⑧トイレットペーパー ⑨自動ラップ式トイレ一式 ⑩ほ乳瓶	15,270枚 3,050枚 9,770枚 16,440枚 351,000枚 24,900巻 268セット (201,000回分) 1,950個	24,870枚 4,960枚 17,860枚 28,470枚 236,250枚 14,580巻 新規 3,750個

飲料水	⑪保存水 (ペットボトル 500ml)	25,420 本	41,340 本
生活環境向上のための資機材	⑫簡易ベッド ⑬避難所用パーティション	15,270 台 8,000 張	430 台 610 張
災害関連死対策用資機材	⑭災害用ウェットティッシュ	25,420 セット	新規

※神奈川県地震被害想定調査（令和 7 年 3 月）及び神奈川県年齢別人口統計調査（令和 7 年 1 月 1 日現在）の人数に基づき算出

【防災対策課とりまとめ】

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
5	<p>第1編 地震災害対策計画</p> <p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第2節 市の自然的、社会的条件</p> <p>3 交通</p> <p>(1) 公共交通機関</p> <p>市の鉄道は、東海道新幹線の停車駅である小田原駅を中心に、東海道本線、小田急小田原線、大雄山線、箱根登山線が配置されています。また、国府津駅を始点とする御殿場線があり、あわせて5つの鉄道会社が6路線で事業を展開しています。バス交通は、小田原駅、<u>鴨宮駅</u>、国府津駅から市内各地に向かって、4つのバス会社が運行しています。小田原駅、国府津駅では特に公共交通網が集中していることから、混雑時に災害が発生した場合には、相当の混乱が予想されます。</p>	<p>第1編 地震災害対策計画</p> <p>第1章 地震災害対策の計画的な推進</p> <p>第2節 市の自然的、社会的条件</p> <p>3 交通</p> <p>(1) 公共交通機関</p> <p>市の鉄道は、東海道新幹線の停車駅である小田原駅を中心に、東海道本線、小田急小田原線、大雄山線、箱根登山線が配置されています。また、国府津駅を始点とする御殿場線があり、あわせて5つの鉄道会社が6路線で事業を展開しています。バス交通は、<u>小田原駅、国府津駅を中心として</u>、4つのバス会社が事業を展開しています。小田原駅、国府津駅では特に公共交通網が集中していることから、混雑時に災害が発生した場合には、相当の混乱が予想されます。</p>	表現の修正 【地域交通課】
7	<p>第3節 地震被害の想定</p> <p>市の地震被害の想定は、県が実施した地震被害想定調査の結果に従うものとします。</p> <p>県では、<u>令和5年度から6年度</u>にかけて、県域において切迫性が高いと指摘される「東海地震」「神奈川県西部地震」等を対象とした地震被害想定調査を実施しています。この地震被害想定結果について、「神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>(令和7年3月)</u>」</p>	<p>第3節 地震被害の想定</p> <p>市の地震被害の想定は、県が実施した地震被害想定調査の結果に従うものとします。</p> <p>県では、<u>平成25年度から26年度</u>にかけて、県域において切迫性が高いと指摘される「東海地震」「神奈川県西部地震」等を対象とした地震被害想定調査を実施しています。この地震被害想定結果について、「神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>(平成27年3</u></p>	県 被害想定調査報告書による 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等								
7	<p>から抜粋して示します。</p> <p>なお、想定には一定の限界があることに留意<u>するとともに、同時に又は連續して複数の災害が発生する複合災害により事態が深刻化することを想定しておく必要があります。</u>とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があります。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地滑り等によって生じる津波もありうることにも留意します。</p>	<p><u>月)</u>」から抜粋して示します。</p> <p>なお、想定には一定の限界があることに<u>留意します。</u>とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があります。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地滑り等によって生じる津波もありうることにも留意します。</p>	複合災害の追記 【防災対策課】								
8	<p>第1 想定地震</p> <p>(2) 想定地震 表 想定地震の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ巨大地震</td> <td> <p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>60～90% 以上または 20～50 パーセント</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p> <p><u>※南海トラフ地震の発生確率については、国地震調査委員会がその算出方法を見直したため、複数の計算方法による発生確率を併記しています。</u></p> </td></tr> </tbody> </table>	想定地震	説明	南海トラフ巨大地震	<p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>60～90% 以上または 20～50 パーセント</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p> <p><u>※南海トラフ地震の発生確率については、国地震調査委員会がその算出方法を見直したため、複数の計算方法による発生確率を併記しています。</u></p>	<p>第1 想定地震</p> <p>(2) 想定地震 表 想定地震の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定地震</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ巨大地震</td> <td> <p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>70%～80%</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p> </td></tr> </tbody> </table>	想定地震	説明	南海トラフ巨大地震	<p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>70%～80%</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p>	国地震調査委員会による 【防災対策課】
想定地震	説明										
南海トラフ巨大地震	<p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>60～90% 以上または 20～50 パーセント</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p> <p><u>※南海トラフ地震の発生確率については、国地震調査委員会がその算出方法を見直したため、複数の計算方法による発生確率を併記しています。</u></p>										
想定地震	説明										
南海トラフ巨大地震	<p>南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30 年以内 <u>70%～80%</u> 程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。</p>										

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後											改正前											修正理由・意見提出課等																																																																																																																												
	(参考) 元禄型関東地震											(参考) 元禄型関東地震																																																																																																																																							
11	相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード 8.5 の地震です。「首都直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は 2,300 年程度であり、今後 100 年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としていますが、歴史記録にある既往の最大津波を発生させた地震です。											相模トラフから房総半島東側を震源域とするモーメントマグニチュード 8.5 の地震です。「首都直下地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は 2,300 年程度であり、今後 100 年以内に発生する確率はほとんどないとして検討の対象外としていますが、歴史記録にある既往の最大津波を発生させた地震です。 <u>30 年以内の発生確率はほぼ 0 から 6% です。</u>																																																																																																																																							
12	第2 想定結果 表 市内の被害想定調査結果一覧 <u>別紙のとおり</u> 出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>(令和7年3月)</u>											第2 想定結果 表 市内の被害想定調査結果一覧 <u>別紙のとおり</u> 出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>(平成27年3月)</u>											県 被害想定調査報告書による 【防災対策課】																																																																																																																												
	第3 津波による被害想定結果 1 津波による被害 表 市内の津波による被害											第3 津波による被害想定結果 1 津波による被害 表 市内の津波による被害											県 被害想定調査報告書による 【防災対策課】																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震想定</th> <th rowspan="2">東海地震</th> <th rowspan="2">大正型 関東地震</th> <th rowspan="2">(参考) 元禄型 関東地震と 国府津 －松田 断層帯 の連動 地震</th> <th rowspan="2">三浦半 島断層 群の 地震</th> <th rowspan="2">都心南 部直下 地震</th> <th rowspan="2">神奈川 県西部 地震</th> <th rowspan="2">南海 トラフ 巨大 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 元禄型 関東 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデ ル)</th> <th rowspan="2">(参考) 慶長型 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 明応型 地震</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>地震想定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波</td> <td>人的 被害</td> <td>死者数(人)</td> <td>*</td> <td>240</td> <td>二</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>*</td> <td>370</td> <td>1,640</td> <td>70</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>被 害</td> <td>建物 被害</td> <td>全壊棟数(棟)</td> <td>20</td> <td>220</td> <td>380</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>330</td> <td>790</td> <td>190</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被 害</td> <td>半壊棟数(棟)</td> <td>110</td> <td>210</td> <td>250</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>100</td> <td>130</td> <td>190</td> <td>1,130</td> <td>220</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> 出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>令和7年3月</u>											地震想定		東海地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震と 国府津 －松田 断層帯 の連動 地震	三浦半 島断層 群の 地震	都心南 部直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデ ル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震	項目	地震想定	津波	人的 被害	死者数(人)	*	240	二	0	0	20	*	370	1,640	70	*	被 害	建物 被害	全壊棟数(棟)	20	220	380	*	*	20	20	330	790	190	10		被 害	半壊棟数(棟)	110	210	250	*	*	100	130	190	1,130	220	90	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震想定</th> <th rowspan="2">東海 地震</th> <th rowspan="2">大正型 関東 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 元禄型 関東 地震と 国府津 －松田 断層帯 の連動 地震</th> <th rowspan="2">三浦半 島断層 群の 地震</th> <th rowspan="2">都心南 部直下 地震</th> <th rowspan="2">神奈川 県西部 地震</th> <th rowspan="2">南海 トラフ 巨大 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 元禄型 関東 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデ ル)</th> <th rowspan="2">(参考) 慶長型 地震</th> <th rowspan="2">(参考) 明応型 地震</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>地震想定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波</td> <td>人的 被害</td> <td>死者数(人)</td> <td>*</td> <td>800</td> <td>1,730</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>70</td> <td>*</td> <td>1,410</td> <td>3,670</td> <td>70</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>被 害</td> <td>建物 被害</td> <td>全壊棟数(棟)</td> <td>20</td> <td>410</td> <td>810</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>40</td> <td>30</td> <td>680</td> <td>1,680</td> <td>330</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>被 害</td> <td>半壊棟数(棟)</td> <td>270</td> <td>410</td> <td>380</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>230</td> <td>300</td> <td>320</td> <td>1,490</td> <td>460</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> 出典：神奈川県地震被害想定調査報告書 <u>平成27年3月</u>																						地震想定		東海 地震	大正型 関東 地震	(参考) 元禄型 関東 地震と 国府津 －松田 断層帯 の連動 地震	三浦半 島断層 群の 地震	都心南 部直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデ ル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震	項目	地震想定	津波	人的 被害	死者数(人)	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	3,670	70	*	被 害	建物 被害	全壊棟数(棟)	20	410	810	0	-	40	30	680	1,680	330	20		被 害	半壊棟数(棟)	270	410	380	0	-	230	300	320	1,490	460	200
地震想定		東海地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震と 国府津 －松田 断層帯 の連動 地震	三浦半 島断層 群の 地震	都心南 部直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデ ル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震																																																																																																																																							
項目	地震想定																																																																																																																																																		
津波	人的 被害	死者数(人)	*	240	二	0	0	20	*	370	1,640	70	*																																																																																																																																						
被 害	建物 被害	全壊棟数(棟)	20	220	380	*	*	20	20	330	790	190	10																																																																																																																																						
	被 害	半壊棟数(棟)	110	210	250	*	*	100	130	190	1,130	220	90																																																																																																																																						
地震想定		東海 地震	大正型 関東 地震	(参考) 元禄型 関東 地震と 国府津 －松田 断層帯 の連動 地震	三浦半 島断層 群の 地震	都心南 部直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東 地震	(参考) 相模ト ラフ 沿いの 最大ク ラスの 地震 (西側 モデ ル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震																																																																																																																																							
項目	地震想定																																																																																																																																																		
津波	人的 被害	死者数(人)	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	3,670	70	*																																																																																																																																						
被 害	建物 被害	全壊棟数(棟)	20	410	810	0	-	40	30	680	1,680	330	20																																																																																																																																						
	被 害	半壊棟数(棟)	270	410	380	0	-	230	300	320	1,490	460	200																																																																																																																																						

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
20	<p>第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p><u>(15) 関東管区行政評価局</u></p> <p><u>ア 災害時生活支援情報の提供</u></p> <p><u>イ 被災者からの相談に対応する特別行政相談活動の展開</u></p>	<p>第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p><u>(追加)</u></p>	総務省通知による 【防災対策課】
20	<p>4 指定公共機関</p> <p>(1) 電信電話機関 (<u>NTT東日本(株)</u>神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店)</p>	<p>4 指定公共機関</p> <p>(1) 電信電話機関 (<u>東日本電信電話(株)</u>神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店)</p>	社名等変更 【防災対策課】
22	<p>5 指定地方公共機関等</p> <p>(1) 鉄道機関 (小田急電鉄(株)、<u>(株)小田急箱根</u>、伊豆箱根鉄道(株))</p> <p>(略)</p> <p>(2) バス機関 (箱根登山バス(株)、伊豆箱根バス(株)、神奈川中央交通(株)、<u>富士急モビリティ(株)</u>)</p>	<p>5 指定地方公共機関等</p> <p>(1) 鉄道機関 (小田急電鉄(株)、<u>箱根登山鉄道(株)</u>、伊豆箱根鉄道(株))</p> <p>(略)</p> <p>(2) バス機関 (箱根登山バス(株)、伊豆箱根バス(株)、神奈川中央交通(株)、<u>富士急湘南バス(株)</u>)</p>	社名等変更 【地域交通課】
30	<p>第2章 都市の安全性の向上</p> <p>第4節 津波対策</p> <p>第4 要配慮者の津波避難対策 (ソフト対策)</p> <p>2 個別避難計画の<u>作成</u></p> <p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を</p>	<p>第2章 都市の安全性の向上</p> <p>第4節 津波対策</p> <p>第4 要配慮者の津波避難対策 (ソフト対策)</p> <p>2 個別避難計画の<u>策定</u></p> <p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を</p>	県 保健福祉事務所より災害対策基本法に合わせた表現の修正 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
33	<p>参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の<u>作成</u>に努めます。(略)</p> <p>第6節 ライフラインの安全対策</p> <p>第1 上水道</p> <p>市では、配水池等の主要な施設について耐震診断や劣化調査の実施に基づく耐震化対策に努めるとともに、停電時に備え非常用自家用発電設備等の設置を推進します。</p> <p>管路については、<u>被災時に破損等による影響が大きい基幹管路を優先的に耐震化するとともに、適切な維持管理に努めます。</u></p>	<p>参考に、避難支援等関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の<u>策定</u>に努めます。(略)</p> <p>第6節 ライフラインの安全対策</p> <p>第1 上水道</p> <p>市では、配水池等の主要な施設について耐震診断や劣化調査の実施に基づく耐震化対策に努めるとともに、停電時に備え非常用自家用発電設備等の設置を推進します。</p> <p>管路については、<u>耐震性の向上を図るため重要度の高い管路を優先的に更新するとともに、適切な維持管理に努めます。</u></p>	<p>基幹管路を優先とする表現に改める 【水道整備課】</p>
33	<p>第5 通信サービス</p> <p>通信サービス事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。また、輻輳対策として、<u>NTT東日本(株)</u>は「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言版(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」を運用することとしています。</p>	<p>第5 通信サービス</p> <p>通信サービス事業者は、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。また、輻輳対策として、<u>東日本電信電話(株)</u>は「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言版(web171)」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」を運用することとしています。</p>	<p>社名等変更 【防災対策課】</p>
37	<p>第9節 建築物の安全確保対策</p> <p>第2 既存建築物の耐震性の強化</p> <p>既存建築物の耐震性の強化は貴重な人命を守る上で重要であり、現行の耐震基準以前に建てられた建築物に対しては、その積極的</p>	<p>第9節 建築物の安全確保対策</p> <p>第2 既存建築物の耐震性の強化</p> <p>既存建築物の耐震性の強化は貴重な人命を守る上で重要であり、現行の耐震基準以前に建てられた建築物に対しては、その積極的</p>	<p>小田原市耐震改修促進計画の改定による 【建築指導課】</p>

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p>な推進を図ることが肝要です。</p> <p>市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに、「<u>小田原市耐震改修促進計画</u>」に基づき、<u>現行の</u>耐震設計基準によらず建築された建築物について、総合的かつ計画的に既存建築物の耐震化を推進します。</p> <p>(略)</p> <p>エ 耐震診断費補助、耐震改修費補助事業及び<u>除却工事費補助事業</u>を実施し、旧耐震基準の木造住宅の耐震性の向上を積極的に促進します。また、<u>新耐震基準導入以降の木造住宅の耐震性能検証の普及促進</u>にも取り組みます。</p>	<p>な推進を図ることが肝要です。</p> <p>市は、県内各自治体や関係団体との連携を図るとともに、「<u>小田原市耐震改修促進計画（令和4年3月）</u>」に基づき、<u>昭和56年以前に</u>新耐震設計基準によらず建築された建築物について、総合的かつ計画的に既存建築物の耐震化を推進します。</p> <p>(略)</p> <p>エ <u>木造住宅耐震診断費補助、耐震改修費補助事業を実施し、旧耐震基準の木造住宅の耐震性の向上を積極的に促進するとともに、除却工事費についても支援します。</u></p>	
38	<p>第3 既存建築物等の防災対策の推進</p> <p>6 空き家対策</p> <p>空き家を起因とした二次災害が発生するおそれがあるため、空き家化の予防、流通・利活用の促進、適正管理の促進に<u>必要な措置を講じます。</u></p>	<p>第3 既存建築物等の防災対策の推進</p> <p>6 空き家対策</p> <p>空き家を起因とした二次災害が発生するおそれがあるため、<u>空き家の予防、流通・利活用の促進、適正管理の促進により空き家の削減に努めます。</u></p>	文言の修正 【都市政策課】
39	<p>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</p> <p>第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充</p> <p>第1 災害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実</p> <p>3 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用</p> <p>厚生労働省により、<u>令和7年3月に改修</u>・整備された広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、都道府県を超えて医</p>	<p>第3章 災害時応急活動事前対策の充実</p> <p>第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充</p> <p>第1 灾害情報等の収集・災害情報受伝達体制の充実</p> <p>3 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用</p> <p>厚生労働省により、<u>平成26年8月に回収</u>・整備された広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、都道府県を超えて医</p>	県 保健福祉事務所より EMISの大規模改修に伴う修正等 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p>療機関の稼働状況などの災害医療にかかる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供することで他機関との円滑な連携を図ります。</p> <p>今後は、他システムとの連携等により、より高度な活用を図ります。</p> <p><u>また、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について（令和6年11月6日改正）」に基づき、災害時情報共有システムにより福祉施設に関する情報の収集・共有を図ります。</u></p>	<p>療機関の稼働状況などの災害医療にかかる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供することで他機関との円滑な連携を図ります。</p> <p>今後は、他システムとの連携等により、より高度な活用を図ります。</p> <p><u>(追加)</u></p>	
40	<p>第2 被災者支援</p> <p>市は、被災者を支援するため、災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。</p> <p>なお、支援情報は、防災行政無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。その際、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、<u>防災アプリ</u>、<u>X</u>（市政情報アカウント）、LINE（小田原公式アカウント）など、I C Tの防災施策への積極的な活用を図り、要配慮者、災害による孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者にも配慮した提供方法とするよう努めます。</p> <p>（略）</p>	<p>第2 被災者支援</p> <p>市は、被災者を支援するため、災害発生後の時間経過に応じた情報の収集、提供を行う体制の整備に努めます。</p> <p>なお、支援情報は、防災行政無線等の伝達手段によるほか、報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。その際、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、<u>ツイッター</u>（市政情報アカウント）、LINE（小田原公式アカウント）など、I C Tの防災施策への積極的な活用を図り、要配慮者、災害による孤立化する危険のある地域の被災者、避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者にも配慮した提供方法とするよう努めます。</p> <p>（略）</p>	文言の修正 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
46	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ：https://www.city.odawara.kanagawa.jp/ <u>・おだわら防災ナビ（防災アプリ）（追加）</u> ・おだわらメールマガジン（防災メール） ・<u>X</u>（市政情報アカウント）：<code>@Odawara_City</code> <p>第3節 救助・救急、消火活動体制の充実 第3 消防力の充実強化 <u>4 消防通信施設</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ：https://www.city.odawara.kanagawa.jp/ ・おだわらメールマガジン（防災メール） ・<u>ツイッター</u>（市政情報アカウント）：<code>@Odawara_City</code> <p>第3節 救助・救急、消火活動体制の充実 第3 消防力の充実強化 <u>4 消防通信指令施設</u></p>	「消防通信施設」へ用語統一 【警防計画課】
48	<p>第5節 避難対策 <u>第2 避難所の機能強化及び生活環境の整備</u> <u>3 避難所では、避難者数等の避難所情報について状況を把握するとともに、食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布やその他、避難者に対して必要な情報や保健医療サービス及び福祉サービス等の提供ができる体制と環境の整備を図ります。</u></p>	<p>第5節 避難対策 第2 避難所の機能強化 <u>3 追加</u></p>	災害対策基本法による 【防災対策課】
50	<p>第7 帰宅困難者対策 2 帰宅困難者への支援対策 (1) 避難場所の確保及び避難誘導体制の検討 市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所の確保について、<u>商業や観光分野などの関係機関、団体と</u>検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自治会等と協力して帰宅困難者の誘導体制を構築します。</p>	<p>第7 帰宅困難者対策 2 帰宅困難者への支援対策 (1) 避難場所の確保及び避難誘導体制の検討 市は、帰宅困難者が一時的に滞在する避難場所の確保について検討するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、自治会等と協力して帰宅困難者の誘導体制を構築します。</p>	観光・商業関係の追記 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
50	<p>第9 ペット対策</p> <p>飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会<u>などで構成される動物救護本部が県や保健所設置市、県獣医師会、関連大学などで構成される</u>仮設動物救護センターを設置して対応しますが、動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。</p>	<p>第9 ペット対策</p> <p>飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が<u>窓口となり、発災時に仮設</u>動物救護センターを設置して対応しますが、動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。</p>	県 保健福祉事務所より表現の修正 【防災対策課】
50	<p>第12 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援体制</p> <p><u>避難所に滞在することができない被災者についても、情報を把握するとともに、被災者に対して必要な情報や保健医療サービス及び福祉サービス等の提供ができる体制の整備を図ります</u></p>	<p>第12 追加</p>	災害対策基本法による 【防災対策課】
51	<p>第6節 配慮者に対する対策</p> <p>近年の災害では、<u>高齢者など</u>情報の入手や自力での避難が困難な要配慮者の犠牲者が多くなっています。要配慮者の被害を最小限にとどめるため、市は、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めます。</p>	<p>第6節 配慮者に対する対策</p> <p>近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な要配慮者の犠牲者が多くなっています。要配慮者の被害を最小限にとどめるため、市は、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めます。</p>	高齢者の追記 【防災対策課】
60	<p>第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策</p> <p>第2 車両及び燃料の調達・確保</p> <p>1 車両の調達・確保</p> <p>（2）民間企業及び県への要請</p> <p>（略）</p>	<p>第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策</p> <p>第2 車両及び燃料の調達・確保</p> <p>1 車両の調達・確保</p> <p>（2）民間企業及び県への要請</p> <p>（略）</p>	資料についての修正 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
63	<p>◆協定3-1：災害時におけるLPG（液化石油ガス）及び器具の調達に関する協定書（（公社）神奈川県LPガス協会小田原支部） <u>（削除）◆協定3-2</u></p> <p>◆協定3-3：災害における情報の提供及び応急物資等の供給に関する協定書（小田原ガス株式会社等）</p> <p>◆協定9-2：災害時における地域支援の協力に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川）</p> <p>（3）燃料の確保</p> <p>市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努めます。</p> <p><u>◆協定3-2：災害時における燃料の調達に関する協定書</u></p>	<p>◆協定3-1：災害時におけるLPG（液化石油ガス）及び器具の調達に関する協定書（（公社）神奈川県LPガス協会小田原支部）</p> <p><u>◆協定3-2：災害時における燃料の調達に関する協定書（神奈川県石油商業協同組合小田原支部）</u></p> <p>◆協定3-3：災害における情報の提供及び応急物資等の供給に関する協定書（小田原ガス株式会社等）</p> <p>◆協定9-2：災害時における地域支援の協力に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川）</p> <p>（3）燃料の確保</p> <p>市は、ガソリン、重油、軽油等の燃料供給に関し、関係団体との協力体制の構築を進める等、優先的確保に努めます。</p> <p><u>（追加）</u></p>	
63	<p>第13節 ライフラインの応急復旧対策</p> <p>第2 下水道</p> <p>応急復旧を円滑に進めるために、非常用発電機や非常用エンジンポンプなど応急復旧用資機材の備蓄を図ります。また、災害時の所用人員<u>の確保や資機材の配置については、災害応急復旧工事等に関する組合や協会などとの協定に基づき、体制強化に努めます。</u></p>	<p>第13節 ライフラインの応急復旧対策</p> <p>第2 下水道</p> <p>応急復旧を円滑に進めるために、非常用発電機や非常用エンジンポンプなど応急復旧用資機材の備蓄を図ります。また、災害時の所用人員や<u>資機材を補うために、組合や協会などと協定を締結しています。資機材の配置や人員の動きについては、適宜マニュアルを見直し、</u>体制強化に努めています。</p>	表現の修正 【下水道整備課】
63	<p>第5 通信サービス</p> <p><u>NTT東日本(株)</u>は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配</p>	<p>第5 通信サービス</p> <p><u>東日本電信電話(株)</u>は、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を</p>	社名等変更 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
72	<p>備するとともに、移動電源車、移動無線者等の配備を行うとともに、災害時には、行政側にて避難場所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置して、被災者等の通信確保に努めるものとします。また、利用の際は、<u>NTT東日本(株)</u>神奈川事業部に利用を開始した設置場所等情報を通知します。</p> <p>（略）</p> <p>また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、輻輳した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、<u>NTT東日本(株)</u>は「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言版（web171）」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」の運用を開始します。</p> <p>第17節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>4 市民の心得</p> <p>（2）災害時の心得</p> <p>才 安否確認等は、<u>NTT東日本(株)</u>の「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言版（web171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。</p>	<p>備するとともに、移動電源車、移動無線者等の配備を行うとともに、災害時には、行政側にて避難場所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置して、被災者等の通信確保に努めるものとします。また、利用の際は、<u>東日本電信電話(株)</u>神奈川事業部に利用を開始した設置場所等情報を通知します。</p> <p>（略）</p> <p>また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、輻輳した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できるよう、<u>東日本電信電話(株)</u>は「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言版（web171）」を、携帯電話事業者は「災害用伝言版」の運用を開始します。</p> <p>第17節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>4 市民の心得</p> <p>（2）災害時の心得</p> <p>才 安否確認等は、<u>東日本電信電話(株)</u>の「災害用伝言ダイヤル（171）」や「災害用伝言版（web171）」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。</p>	社名等変更 【防災対策課】
78	<p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p>第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達</p> <p>4 大津波警報・津波警報・注意報の受伝達</p>	<p>第4章 災害時の応急活動対策</p> <p>第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置</p> <p>第1 地震及び津波に関する情報の収集・伝達</p> <p>4 大津波警報・津波警報・注意報の受伝達</p>	小田原市の海岸法に関する陸閘等の操作規程等において、従事

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
79	<p>(3) 大津波警報・津波警報・注意報等伝達要領</p> <p>ア 海面監視及び報道の聴取</p> <p>地震を感じた時、又は大津波警報・津波警報・注意報等の情報を入手した時は、<u>海面状態の監視態勢をとり安全を確保した上で、</u>当該地震又は津波に関する情報の入手に努めます。</p> <p>なお、海面状態の監視は、市消防職員及び漁業関係者が行います。</p> <p>第2 災害対策本部等の設置</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(2) 災害対策本部の設置基準</p> <p><市災害対策本部の設置基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 市内数地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが高い時。 <u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>が発表されたとき。 市内で気象庁発表による震度5弱以上の地震があったとき。 市内に大津波警報が発表されたとき。 その他の状況により、市長が配備を指示したとき。 	<p>(3) 大津波警報・津波警報・注意報等伝達要領</p> <p>ア 海面監視及び報道の聴取</p> <p>地震を感じた時、又は大津波警報・津波警報・注意報等の情報を入手した時は、<u>直ちに海面状態を監視するとともに、</u>当該地震又は津波に関する情報の入手に努めます。</p> <p>なお、海面状態の監視は、市消防職員及び漁業関係者が行います。</p> <p>第2 災害対策本部等の設置</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(2) 災害対策本部の設置基準</p> <p><市災害対策本部の設置基準></p> <ul style="list-style-type: none"> 市内数地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが高い時。 <u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>が発表されたとき 市内で気象庁発表による震度5弱以上の地震があったとき。 市内に大津波警報が発表されたとき。 その他の状況により、市長が配備を指示したとき。 	<p>者の安全確保が明記されていることから追記 【警防計画課】</p> <p>文言の修正 【防災対策課】</p>
82	<p>第4 被害情報の収集・伝達</p> <p>3 被害状況及び災害情報の報告</p> <p>(2) 情報の収集・報告の手段</p> <p>イ <u>有線</u>が途絶した場合は、防災行政無線、消防無線、県防災行</p>	<p>第4 被害情報の収集・伝達</p> <p>3 被害状況及び災害情報の報告</p> <p>(2) 情報の収集・報告の手段</p> <p>イ 郵船が途絶した場合は、防災行政無線、<u>水道無線</u>、消防無線、</p>	<p>「水道無線」廃止済のため削除 【経営総務課・水道整備課・上</p>

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
86	<p>政通信網、警察無線、アマチュア無線又はその他の無線を利用します。</p> <p>第6 通信の運用</p> <p>2 無線通信</p> <p><u>(削除) ※以下順番ずれ</u></p> <p>(略)</p> <p>◆資料 3-14：防災行政無線</p> <p><u>(削除) ◆資料 3-15</u></p> <p>◆資料 3-16：県防災行政通信網設備一覧表（小田原市）</p> <p>◆資料 3-17：小田原市役所アマチュア無線クラブ班通信施設</p> <p>◆資料 8-1：災害時における非常通信の協力に関する協定書（尊徳アマチュア無線クラブ）</p> <p>◆資料 8-2：災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書（一般社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部）</p> <p>◆資料 8-3：災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書（小田原市漁業協同組合）</p> <p>◆資料 8-4：災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川）</p> <p>◆資料 8-8：災害時緊急放送（FM ラジオ）の協力に関する協定書（FM 小田原株式会社）</p>	<p>県防災行政通信網、警察無線、アマチュア無線又はその他の無線を利用します。</p> <p>第6 通信の運用</p> <p>2 無線通信</p> <p><u>(3) 水道無線</u></p> <p><u>水道無線の運用については、「小田原市水道事業用無線電話取扱要綱」に基づき行います。</u></p> <p>(略)</p> <p>◆資料 3-14：防災行政無線</p> <p><u>◆資料 3-15：水道無線電話装置配備状況</u></p> <p>◆資料 3-16：県防災行政通信網設備一覧表（小田原市）</p> <p>◆資料 3-17：小田原市役所アマチュア無線クラブ班通信施設</p> <p>◆資料 8-1：災害時における非常通信の協力に関する協定書（尊徳アマチュア無線クラブ）</p> <p>◆資料 8-2：災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書（一般社団法人神奈川県タクシー協会小田原支部）</p> <p>◆資料 8-3：災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書（小田原市漁業協同組合）</p> <p>◆資料 8-4：災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコム湘南・神奈川）</p> <p>◆資料 8-8：災害時緊急放送（FM ラジオ）の協力に関する協定書（FM 小田原株式会社）</p>	<p>水管理課】</p> <p>水道無線は廃止済のため削除</p> <p>【経営総務課・水道整備課・上水管理課】</p>

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
86	<p>4 その他通信施設の運用</p> <p>(2) タクシー無線</p> <p>災害の状況により、「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、<u>一般社団法人</u>神奈川県タクシー協会小田原支部に対し災害情報の収集・提供の協力を要請します。</p>	<p>4 その他通信施設の運用</p> <p>(2) タクシー無線</p> <p>災害の状況により、「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、<u>社団法人</u>神奈川県タクシー協会小田原支部に対し災害情報の収集・提供の協力を要請します。</p>	社名変更 【地域交通課】
89	<p>第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>第1 救助・救急、消火活動</p> <p>2 消火活動</p> <p>(2) 初動体制の確立</p> <p>ア 消防部の措置等</p> <p>(ウ) 被害状況の確認</p> <p>各署所の職員に指示し、署所周辺の被害状況、防潮扉の閉鎖措置等について報告させます。</p>	<p>第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>第1 救助・救急、消火活動</p> <p>2 消火活動</p> <p>(2) 初動体制の確立</p> <p>ア 消防部の措置等</p> <p>(ウ) 被害状況の確認</p> <p>各署所の職員に指示し、署所周辺の被害状況、<u>海面監視</u>、防潮扉の閉鎖措置等について報告させます。</p>	初動時に海岸監視は行わないため削除 【警防計画課】
92	<p>第2 医療救護活動</p> <p>3 救急医療活動</p> <p>(2) 広域災害救急医療情報システム（EMI S）の活用</p> <p>県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、「<u>広域災害救急医療情報システム</u>」により行い、その情報内容は次のとおりとします。</p> <p>ア 医療機関状況</p> <p><u>(削除) 救護所状況 ※以下順番ずれ</u></p>	<p>第2 医療救護活動</p> <p>3 救急医療活動</p> <p>(2) 広域災害救急医療情報システム（EMI S）の活用</p> <p>県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、「<u>広域災害・救急医療情報システム</u>」により行い、その情報内容は次のとおりとします。</p> <p>ア 医療機関状況</p> <p><u>イ 救護所状況</u></p>	県保健福祉事務所より、用語の統一及びEMI S改修に伴い、EMI Sでの救護所状況の確認ができなくなつたため情報内容

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p><u>イ</u> 患者転送要請 <u>ウ</u> 衣料品備蓄状況 <u>エ</u> ライフライン等状況 <u>オ</u> 受入患者数 <u>カ</u> 医師等派遣要請・提供</p> <p>6 医薬品等の調達 医療及び助産に必要な<u>医薬品</u>、<u>医療機器</u>を緊急に必要とする場合は、医薬品等の調達に関する協定及び災害用医薬品の確保及び搬出に関する協定により調達します。なお、不足が生じたときは、県及び関係機関に応援を要請します。</p>	<p>ウ 患者転送要請 エ 衣料品備蓄状況 オ ライフライン等状況 カ 受入患者数 キ 医師等派遣要請・提供</p> <p>6 医療器材の調達 医療及び助産に必要な<u>薬品</u>、<u>医療器材</u>を緊急に必要とする場合は、医薬品等の調達に関する協定及び災害用医薬品の確保及び搬出に関する協定により調達します。なお、不足が生じたときは、県及び関係機関に応援を要請します。</p>	の修正 【防災対策課】
93	<p>第3節 避難対策 第3 広域避難所の運営 2 広域避難所における時期別の課題等 (1) 初動期（1日～3日） キ 水洗トイレの使用可否の確認と代替措置の実施 (ア) 停電、断水、排水管や<u>下水道管</u>、浄化槽の損傷の状況により、校舎等の水洗トイレが使用できるか市災害対策本部へ確認します。</p>	<p>第3節 避難対策 第3 広域避難所の運営 2 広域避難所における時期別の課題等 (3) 初動期（1日～3日） キ 水洗トイレの使用可否の確認と代替措置の実施 (ア) 停電、断水、排水管や<u>下水管</u>、浄化槽の損傷の状況により、校舎等の水洗トイレが使用できるか市災害対策本部へ確認します。</p>	県保健福祉事務所より医薬品・医療機器・衛生材料のみ対応可 【防災対策課】
100	<p>3 ペット対策 避難所でのペットの受入れは、各広域避難所運営委員会で市「避</p>	<p>3 ペット対策 避難所でのペットの受入れは、各広域避難所運営委員会で市「避</p>	文言の修正 【下水道整備課】
102			県保健福祉事務所より表現の修

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p>難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」に基づいて実施します。各広域避難所で対応できなくなった場合、市は小田原獣医師会及び神奈川県獣医師会西湘支部へ応援依頼します。</p> <p>また、飼養者不明ペットの取扱については、<u>県や県獣医師会など</u>で構成される動物救護本部が、<u>県や保健所設置市、県獣医師会、関連大学などで構成される動物救護センターを設置して受け入れを行います。</u></p>	<p>難所・避難場所におけるペットの受け入れガイドライン」に基づいて実施します。各広域避難所で対応できなくなった場合、市は小田原獣医師会及び神奈川県獣医師会西湘支部へ応援依頼します。</p> <p>また、飼養者不明ペットの取扱については、<u>県が主体となって対応するため、県や県獣医師会が窓口となり、仮設動物救護センターが受入れを行います。</u></p>	正 【防災対策課】
106	<p>第7 要配慮者対策</p> <p>2 避難生活への対応</p> <p>(4) 避難所における要配慮者への支援</p> <p>市は、県保健福祉事務所等の関係機関と<u>連携し</u>各種の福祉相談に応じ情報提供を行う等、要配慮者の生活支援を行います。</p> <p>(5) 福祉施設への収</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>メンタルケア等については保健福祉事務所に、入浴サービス等は市内の民間社会福祉施設の協力を働きかけます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第7 要配慮者対策</p> <p>2 避難生活への対応</p> <p>(4) 避難所における要配慮者への支援</p> <p>市は、県保健福祉事務所等の関係機関と<u>ともに</u>各種の福祉相談に応じ情報提供を行う等、要配慮者の生活支援を行います。</p> <p>(5) 福祉施設への収</p> <p>(略)</p> <p>なお、<u>メンタルケア、入浴サービス等の専門的な支援については、県保健福祉事務所及び市内の民間社会福祉施設の協力を働きかけます。</u>(略)</p>	県保健福祉事務所より表現の修正 【防災対策課】
108	<p>第4節 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取扱い等に関する活動</p> <p>第1 保健衛生</p>	<p>第4節 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取扱い等に関する活動</p> <p>第1 保健衛生</p>	新規項目追加 【健康づくり課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
108	<p>2 保健師活動</p> <p><u>平時において分散配置されている保健師は、救護班として「小田原市災害時の保健師活動マニュアル」に基づき、仮設救護所や広域避難所等の市民の健康管理に努めます。</u></p> <p>3 防疫対策</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>ウ ねずみ族、昆虫の駆除</p> <p><u>(ア)市は、ねずみ族、昆虫の駆除を実施するにあたって、必要に応じて県に相談を行います。</u></p>	<p>2 追加、以降項番ずれ</p> <p>3 防疫対策</p> <p>(2) 実施方法</p> <p>ウ ねずみ族、昆虫の駆除</p> <p><u>(ア)ねずみ族、昆虫の駆除については、県の指示により、法令の定めるところに実施します。</u></p>	県保健福祉事務所より表現の修正 【防災対策課】
109	<p>(4) 感染症対策</p> <p>ア 感染症患者等の<u>対応</u></p> <p><u>県は、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（結核等）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）又は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し、医師の健康診断の受診について勧告や就業制限に係る通知等を行います。</u></p> <p><u>また、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（結核等）、又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者に対し、感染症指定医療機関等に入院すべきことを勧告等します。</u></p>	<p>(4) 感染症対策</p> <p>ア 感染症患者の治療</p> <p><u>県は、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（結核等）又は、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等します。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）のまん延を防止するために必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。</u></p>	県保健福祉事務所より文言・表現の修正 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
110	<p>第2 災害時の廃棄物等の処理</p> <p>2 し尿の収集・処理に関する基本方針</p> <p>ア 通常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者が収集し、希釈処理後、公共下水道に放流します。</p> <p>イ 災害対策として設置した仮設トイレからの収集及び通常時にし尿・浄化槽汚泥の収集を行っている一般家庭・事業所等からの収集・処理は、<u>委託収集業者</u>が収集し、処理を行います。</p>	<p>第2 災害時の廃棄物等の処理</p> <p>2 し尿の収集・処理に関する基本方針</p> <p>ア 通常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者が収集を行い、希釈処理後、公共下水道に放流します。</p> <p>イ 災害対策として設置した仮設トイレからの収集及び通常時にし尿・浄化槽汚泥の収集を行っている一般家庭・事業所等からの収集・処理は、<u>委託業者</u>が収集し、処理を行います。</p>	表現の修正 【給排水業務課】
111	<p>第3 遺体の取扱い等</p> <p>災害による行方不明者の搜索及び遺体の収容、<u>取扱い</u>について、次の方により実施します。</p>	<p>第3 遺体の取扱い等</p> <p>災害による行方不明者の搜索及び遺体の収容、<u>扱い</u>について、次の方により実施します。</p>	文言の修正 【保険課】
112	<p>6 遺族への対応</p> <p>遺体確認の結果、身寄りのない遺族として年少の未成年のみとなつた場合、障がい者のみとなつた場合、高齢者のみとなつた場合、また外国人旅行者のみとなる場合等が考えられます。</p> <p>これらに該当する遺族を含め、遺族に<u>対して</u>、市は関係機関等と連携を取り、対応します。</p>	<p>6 遺族への対応</p> <p>遺体確認の結果、身寄りのない遺族として年少の未成年のみとなつた場合、障がい者のみとなつた場合、高齢者のみとなつた場合、また外国人旅行者のみとなる場合等が考えられます。</p> <p>これらに該当する遺族を含め、遺族に<u>対しまして</u>、市は関係機関等と連携を取り、対応します。</p>	文言の修正 【保険課】
114	<p>第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>第2 飲料水及び生活用水の確保・供給</p> <p>市の災害時における応急給水は、次の計画により実施します。</p> <p>なお、この計画の詳細については、<u>上下水道施設震災対策計画</u>及</p>	<p>第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動</p> <p>第2 飲料水及び生活用水の確保・供給</p> <p>市の災害時における応急給水は、次の計画により実施します。</p> <p>なお、この計画の詳細については、「<u>水道施設震災対策計画</u>」及</p>	文言等の修正 【給排水業務課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
120	<p>び防災・被災対策実施要領によるものとします。 (略)</p> <p>3 飲料水の確保</p> <p>飲料水は、上水道施設、飲料水兼用耐震性貯水槽、応急給水口<u>の</u> <u>ほか流通備蓄等</u>により確保します。</p> <p>4 被災者への給水方法</p> <p><u>ア 飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付受水槽、井戸、プール、保存水等の水は、自主防災組織を通じて被災者に供給します。</u></p> <p><u>イ 飲料水の水は、応急給水用タンク及び非常用飲料水袋等により、【資料 6-11】に示す給水場所において被災者に供給します。</u> <u>また、広域避難所においては、応急給水口からの水も活用します。</u></p> <p>第6節 文教対策</p> <p>第6 保育所等における応急対策</p> <p>1 児童の保護対策</p> <p>保育所、<u>認定こども園</u>、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（以下「保育所等」という。）は、本節「第2 児童生徒等保護対策」に準じて、児童の避難・誘導・保護を実施します。</p>	<p>び防災・被災対策実施要領によるものとします。 (略)</p> <p>3 飲料水の確保</p> <p>飲料水は、上水道施設、飲料水兼用耐震性貯水槽、応急給水口により確保します。</p> <p>4 被災者への給水方法</p> <p><u>ア 上水道の水は、給水車、応急給水用タンク及び非常用飲料水袋等により、【資料 6-11】に示す給水場所において被災者に供給します。また、広域避難所においては、応急給水口からの水も活用します。</u></p> <p><u>イ 飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付受水槽、井戸、プール等の水は、自主防災組織を通じて被災者に供給します。</u></p> <p>第6節 文教対策</p> <p>第6 保育所等における応急対策</p> <p>1 児童の保護対策</p> <p>保育所、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室（以下「保育所等」という。）は、本節「第2 児童生徒等保護対策」に準じて、児童の避難・誘導・保護を実施します。</p>	たちばなこども園設置のため 【保育課】
128	<p>第9節 ライフラインの応急復旧活動</p> <p>第1 上水道施設</p> <p>市の災害時における水道管及び浄水場、配水池等の施設（以下、</p>	<p>第9節 ライフラインの応急復旧活動</p> <p>第1 上水道施設</p> <p>市の災害時における水道管及び浄水場、配水池等の施設（以下、</p>	上下水道を統一した記載とする修正

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
128	<p>「市水道施設」という。)の復旧は、次のとおり実施します。</p> <p>1 上水道施設の応急復旧対策</p> <p>市は、災害が発生した場合、速やかに被害状況等を把握して作業体制を確立し、応急復旧を行います。</p> <p>ア 要員の確保</p> <p>市は、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</p> <p>イ 応急復旧用資機材等の確保</p> <p>応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</p> <p>2 応急復旧計画の策定</p> <p>市は、水道施設について、次の事項等を基準として被害状況等に応じた復旧計画を速やかに策定します。</p> <p>ア 応急復旧の緊急度及び工法</p> <p>イ 復旧資材及び作業員の確保</p> <p>ウ 設計及び監督技術者の確保</p> <p>エ 復旧財源の措置</p> <p>3 市民等への周知</p> <p>市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について、市民及び関係機関に対して、速やかに周知します。</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>市の災害時における汚水管きよ及びポンプ場施設(以下、「下水道施設」という。)の復旧は、次のとおり実施します。</p>	<p>「市水道施設」という。)の復旧は、次の計画により実施します。</p> <p>1 市民及び関係機関への周知</p> <p>市は、市水道施設の破損等により、給水を停止する場合、又は断水のおそれが生じたときは、市民、県及び関係機関等に対して、影響区域や復旧期についても速やかに周知します。</p> <p>2 上水道施設の応急復旧</p> <p>市は、発災後速やかに被害状況等を把握して作業体制を確立し、市水道施設の応急復旧を行います。</p> <p>ア あらかじめ定められた計画により、要員を確保し、市水道施設の復旧を速やかに行います。</p> <p>イ 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工事業者等へ協力を要請します。</p> <p>ウ 被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、導送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。</p> <p>エ 導送配水管等の復旧について、水源から浄水場及び配水池に至る導送水管を優先し、次に防災上重要な施設への配水管等を順次復旧します。</p> <p>オ 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて、消火栓を併設します。</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>市の災害時における汚水管きよ及びポンプ場施設(以下、「下水道施設」という。)の復旧は、次のとおり実施します。</p>	【水道整備課・下水道整備課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p>1 下水道施設の応急復旧対策</p> <p>市は、災害が発生した場合、被災状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障のあるものについては応急復旧を行います。</p> <p>ア 要員の確保</p> <p>市は、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</p> <p>イ 応急復旧用資機材等の確保</p> <p>応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</p> <p>2 応急復旧計画の策定</p> <p>市は、下水道施設について、次の事項等を基準として被害状況等に応じた復旧計画を速やかに策定します。</p> <p>ア 応急復旧の緊急度及び工法</p> <p>イ 復旧資材及び作業員の確保</p> <p>ウ 設計及び監督技術者の確保</p> <p>エ 復旧財源の措置</p> <p>3 市民等への周知</p> <p>市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について、市民及び関係機関に対して、速やかに周知します。</p> <p>◆協定5-1：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市土木建設協同組合等）</p> <p>◆協定5-2：災害応急復旧工事等に関する業務協定書（小田原市</p>	<p>1 実施機関</p> <p>下水道施設の応急対策については、市が実施します。</p> <p>2 下水道施設応急対策</p> <p>市は、災害が発生した場合、被災状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障のあるものについては応急復旧を行うとともに、二次災害の防止措置を講じるため、施工中の現場は即時中止させる等適切な措置を講じます。</p> <p>（1）要員の確保</p> <p>市は、緊急時の配備体制により要員の確保を図るとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</p> <p>（2）応急対策用資機材等の確保</p> <p>市は、施設の実情に即して、応急対策用資機材及び自家発電設備用の燃料の確保に努めるとともに、協定等に基づき組合や協会などへ応援要請します。</p> <p>3 復旧計画の策定</p> <p>市は、下水道施設について、次の事項等を基準として被害状況等に応じた復旧計画を速やかに策定します。</p> <p>ア 応急復旧の緊急度及び工法</p> <p>イ 復旧資材及び作業員の確保</p> <p>ウ 設計及び監督技術者の確保</p> <p>エ 復旧財源の措置</p> <p>4 広報</p> <p>市は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、</p>	

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
141	<p>管工事協同組合等)</p> <p>◆協定 5-19 : 災害時における復旧支援協力に関する協定 ((公社)日本下水道管路管理業協会)</p> <p>◆協定 6-1: 地震等災害時における物件の供給に関する協定書(県内・都内・埼玉県内業者)</p> <p><u>◆協定 6-2 : 災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定書 ((公社) 全国上下水道コンサルタント協会関東支部)</u></p> <p>第15節 津波対策</p> <p>第2 避難対策</p> <p>2 避難指示</p> <p>(1) 避難指示</p> <p>本市では、原則として、気象庁が津波警報又は大津波警報が発表された場合に避難指示を<u>発令するとともに、注意喚起を行います。</u> <u>避難対象区域は、津波警報・大津波警報発表時に気象庁が発表する津波の高さに応じて、次のとおりとします。</u></p>	<p><u>市民 (利用者) の不安解消に努めます。</u></p> <p>◆協定 5-1 : 災害応急復旧工事等に関する業務協定書 (小田原市土木建設協同組合等)</p> <p>◆協定 5-2 : 災害応急復旧工事等に関する業務協定書 (小田原市管工事協同組合等)</p> <p>◆協定 5-19 : 災害時における復旧支援協力に関する協定 ((公社)日本下水道管路管理業協会)</p> <p>◆協定 6-1: 地震等災害時における物件の供給に関する協定書(県内・都内・埼玉県内業者)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第15節 津波対策</p> <p>第2 避難対策</p> <p>2 避難指示</p> <p>(1) 避難指示</p> <p>本市では、原則として、気象庁が津波警報又は大津波警報が発表された場合に避難指示を<u>発令します。また、気象庁からの情報や津波の到達状況などから、津波注意報が発表された場合でも避難指示を発令する場合があります。</u></p>	【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後			改正前	修正理由・意見提出課等												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表される津波の高さ</th><th>避難対象区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td><td>10m超 (10m < 予想高さ)</td><td>江之浦・根府川・米神・石橋・早川のJR線より南側の地域 浜町2~4丁目、中町3丁目、南町2~4丁目、本町3~4丁目、東町1~2丁目、東町4~5丁目、西酒匂1~2丁目、酒匂2~5丁目、小八幡1~3丁目、国府津1~4丁目、国府津の森戸川(天神橋~富士見橋)流域</td></tr> <tr> <td>10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)</td><td>前川・羽根尾・中村原のJR線より南側の地域及び中村川流域の一部(中村原第4公園より下流)</td></tr> <tr> <td>5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)</td><td>海岸、漁港、河口の周辺</td></tr> <tr> <td>津波警報</td><td>3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	発表される津波の高さ	避難対象区域	大津波警報	10m超 (10m < 予想高さ)	江之浦・根府川・米神・石橋・早川のJR線より南側の地域 浜町2~4丁目、中町3丁目、南町2~4丁目、本町3~4丁目、東町1~2丁目、東町4~5丁目、西酒匂1~2丁目、酒匂2~5丁目、小八幡1~3丁目、国府津1~4丁目、国府津の森戸川(天神橋~富士見橋)流域	10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	前川・羽根尾・中村原のJR線より南側の地域及び中村川流域の一部(中村原第4公園より下流)	5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	海岸、漁港、河口の周辺	津波警報	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)		(追加)		
種類	発表される津波の高さ	避難対象区域															
大津波警報	10m超 (10m < 予想高さ)	江之浦・根府川・米神・石橋・早川のJR線より南側の地域 浜町2~4丁目、中町3丁目、南町2~4丁目、本町3~4丁目、東町1~2丁目、東町4~5丁目、西酒匂1~2丁目、酒匂2~5丁目、小八幡1~3丁目、国府津1~4丁目、国府津の森戸川(天神橋~富士見橋)流域															
	10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	前川・羽根尾・中村原のJR線より南側の地域及び中村川流域の一部(中村原第4公園より下流)															
	5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	海岸、漁港、河口の周辺															
津波警報	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)																
141	<p><u>3 遠隔地での地震発生に伴う津波避難対策</u></p> <p>遠隔地で大きな地震が発生した場合、本市では揺れを感じない津波が発生し、気象庁から津波警報等が発表される可能性があります。</p> <p>その場合、状況に応じて、漁業従事者、沿岸の漁港施設等で従事する方、海水浴客、避難対象区域内に居る人に対し、避難指示を発令するとともに、注意喚起を行います。</p>	3 (追加)		【防災対策課】													

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
142	<p>第5章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧対策</p> <p>第1 災害復旧計画の策定</p> <p>2 公共施設等災害復旧計画の策定項目</p> <p>被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して、次の復旧計画を策定します。</p> <p>(略)</p> <p>○上下水道施設災害復旧事業計画</p>	<p>第5章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧対策</p> <p>第1 灾害復旧計画の策定</p> <p>2 公共施設等災害復旧計画の策定項目</p> <p>被災した公共施設等については、災害応急対策に基づく応急復旧の終了後、被害の程度を十分検討して、次の復旧計画を策定します。</p> <p>(略)</p> <p>○上水道施設災害復旧事業計画</p> <p>○下水道施設災害復旧事業計画</p>	計画名の修正 【経営総務課・水道整備課・浄水管理課】
151	<p>第3節 復興対策の実施</p> <p>第7 生活再建支援</p> <p>1 被災者の経済的再建支援</p> <p>(9) 水道料金・<u>下水道使用料</u>の減額等</p> <p>市は、被災者の生活再建を支援するため、水道料金<u>及び下水道使用料</u>の減額制度を<u>活用します</u>。</p>	<p>第3節 復興対策の実施</p> <p>第7 生活再建支援</p> <p>1 被災者の経済的再建支援</p> <p>(9) 水道料金の減額等</p> <p>市は、被災者の生活再建を支援するため、水道料金の減額制度を設けます。</p>	下水道使用料の追加 【給排水業務課】
152	<p>5 医療機関</p> <p>市は、市立病院の機能回復を早期に行います。</p> <p>また、県は地域の医療需要に対応するため、<u>医療機関の復旧費用に対する国の補助制度を適切に周知します</u>。</p>	<p>5 医療機関</p> <p>市は、市立病院の機能回復を早期に行います。</p> <p>また、県は地域の医療需要に対応するため、<u>民間医療機関に対して再建に係る補助や融資、利子補給等を検討します</u>。</p>	県保健福祉事務所より表現の修正 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
155	<p>第8 地域経済復興支援</p> <p>2 金融・税制面での支援</p> <p>(7) 水道料金・<u>下水道使用料</u>の減額等</p> <p>市は、災害の状況に応じて、水道料金<u>及び下水道使用料</u>の減額制度を<u>活用します</u>。</p>	<p>第8 地域経済復興支援</p> <p>2 金融・税制面での支援</p> <p>(7) 水道料金の減額等</p> <p>市は、災害の状況に応じて、水道料金の減額制度を設けます。</p>	下水道使用料の追加 【給排水業務課】
157	<p>第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域</p> <p>(略)</p> <p>県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に<u>28</u>市町が、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に13市町が指定されています。</p> <p>(略)</p>	<p>第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>第3 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域</p> <p>(略)</p> <p>県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に<u>27</u>市町が、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に13市町が指定されています。</p> <p>(略)</p>	R7.7.1 中央防災会議「防災対策推進基本計画」改定 【防災対策課】
159	<p>南海トラフ地震防災対策推進地域</p> <p>横浜市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・秦野市・厚木市・伊勢原市・海老名市・座間市・<u>綾瀬市</u>・南足柄市・三浦郡葉山町・高座郡寒川町・中郡大磯町・同郡二宮町・足柄上郡中井町・同郡大井町・同郡松田町・同郡山北町・同郡開成町・足柄下郡箱根町・同郡真鶴町・同郡湯河原町</p>	<p>南海トラフ推進地域</p> <p>横浜市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・秦野市・厚木市・伊勢原市・海老名市・座間市・南足柄市・三浦郡葉山師・高座郡寒川町・中郡大磯町・同郡二宮町・足柄上郡中井町・同郡大井町・同郡松田町・同郡山北町・同郡開成町・足柄下郡箱根町・同郡真鶴町・同郡湯河原町</p>	神奈川県内「綾瀬市」の追加 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
159	<p>第4 南海トラフ地震により想定される被害の概要</p> <p>中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により<u>令和7年4月</u>に発表された本市に係る被害想定及び<u>令和7年3月</u>に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の主な被害想定については、次のようになっています。</p>	<p>第4 南海トラフ地震により想定される被害の概要</p> <p>中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成24年4月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により<u>平成24年8月</u>に発表された本市に係る被害想定及び<u>平成27年3月</u>に神奈川県が発表した神奈川県地震被害想定調査報告書の南海トラフ巨大地震による本市の主な被害想定については、次のようになっています。</p>	【防災対策課】
163	<p>第2節 南海トラフ地震に関する情報</p> <p>第3 異常な現象に伴う防災対応</p> <p>1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報 (略)</p> <p>出典：<u>南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂、内閣府）</u></p>	<p>第2節 南海トラフ地震に関する情報</p> <p>第3 異常な現象に伴う防災対応</p> <p>1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報 (略)</p> <p>出典：<u>南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）</u></p>	ガイドライン改名による 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
		<p>※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後は、隨時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表</p>	
165	<p>第3節 南海トラフ地震に関する防災対応</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>2 小田原市防災対策連絡会の開催</p> <p>（略）</p>	<p>第3節 南海トラフ地震に関する防災対応</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>2 小田原市防災対策連絡会の開催</p> <p>（略）</p>	【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
166	<p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、非常配備体制のうち、<u>準備体制をとり</u>、対応に係る職員は<u>必要に応じて緊急参集</u>します。</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>3 災害対策本部の設置等</p> <p>市は、非常時配備体制のうち<u>準備体制または動員2号体制</u>をとることとし、関係職員は<u>必要に応じて緊急参集</u>し、気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。</p> <p>（略）</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、非常配備体制のうち、<u>準備体制または1号体制をとり</u>、対応に係る職員は緊急参集します。</p> <p>第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>3 災害対策本部の設置等</p> <p>市は、非常時配備体制のうち<u>動員3号体制</u>をとることとし、関係職員は緊急参集後、気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。</p> <p>（略）</p>	【防災対策課】
169	<p>8 関係機関のとるべき措置</p> <p>（2）<u>飲料水</u>、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>ア 飲料水</p> <p><u>貯水量確保</u>のため、市民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報します。</p> <p>イ <u>（削除）下水道 ※以降順番ずれ</u></p>	<p>8 関係機関のとるべき措置</p> <p>（4）<u>上下水道</u>、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>ア 上水道</p> <p><u>市は、日頃より貯水量確保</u>のため配水池の高水位運転を行っているが、更なる貯水量を確保するため、市民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報します。</p> <p><u>また、発災後に備えて、要員の確保、応急給水・応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。</u></p> <p>イ 下水道</p> <p><u>市は、地震発生に備えて、要員の確保、応急復旧の体制の整備等必要な措置を講じます。</u></p>	<p>上下水道は関係機関としての立場ではないため削除</p> <p>【水道整備課・浄水管理課・下水道整備課】</p>

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
170	<p>(6) 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策</p> <p><u>イ 上下水道</u></p> <p><u>市は、要員の確保、応急給水・応急復旧の体制の設備等必要な措置を講じます。</u></p>	<p>(6) 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策</p> <p><u>イ 追加、以降項番ずれ</u></p>	上下水道を追加 【水道整備課・浄水管理課・下水道整備課】
171	<p>第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>3 小田原市防災対策連絡会の開催</p> <p>市は、非常時配備体制のうち、<u>準備体制</u>をとり、関係職員は気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。</p> <p>(略)</p>	<p>第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>3 小田原市防災対策連絡会の開催</p> <p>市は、非常時配備体制のうち、<u>1号または2号体制</u>をとり、関係職員は気象庁、県、防災関係機関からの情報を収集します。</p> <p>(略)</p>	【防災対策課】
174	<p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第8 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>8 工事中の<u>旧</u>宅地造成工事規制区域内の工事に対する措置</p> <p>市は、直ちに工事中の宅地造成現場を巡回し、施工業者に対し工事の中止を支持するとともに、危険防止上必要な次の措置をとらせます。</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第8 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>8 工事中の宅地造成工事規制区域内の工事に対する措置</p> <p>市は、直ちに工事中の宅地造成現場を巡回し、施工業者に対し工事の中止を支持するとともに、危険防止上必要な次の措置をとらせます。</p> <p>(略)</p>	宅地造成等規制法が規制され、規制区域に変更があったため 【開発審査課】
184	<p>第2編 風水害対策計画（水防計画）</p> <p>第2章 風水害等の予防対策</p>	<p>第2編 風水害対策計画（水防計画）</p> <p>第2章 風水害等の予防対策</p>	複合災害の追記 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p>第2節 治水対策</p> <p>近年、土地利用形態が大きく変化し、本来流域の持っている保水・遊水機能の減少に伴い都市型水害が増加しています。また、<u>同時又は連続して複数の災害が発生する複合災害による事態の深刻化を想定しておく必要があります。</u>全国的には集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、雨水出水（内水）による浸水被害が生じているため、市では予防対策の推進を図ります。</p>	<p>第2節 治水対策</p> <p>近年、土地利用形態が大きく変化し、本来流域の持っている保水・遊水機能の減少に伴い都市型水害が増加しています。また、全国的には集中豪雨が増加し、公共用水域に排除することが困難な低地帯では、雨水出水（内水）による浸水被害が生じているため、市では予防対策の推進を図ります。</p>	
206	<p>第2編 風水害対策計画（水防計画）</p> <p>第3章 災害事前対策の充実</p> <p>第3節 水防組織</p> <p>第6 通信連絡 水防</p> <p>1 水防時の通信連絡</p> <p>水防管理者は、水防時における情報受伝達が迅速かつ確実に行われるよう、通信連絡施設等の整備強化に努めます。水防時における通信連絡系統図は。次のとおりとします。</p> <p>通信連絡は、神奈川県防災行政通信網、防災行政無線、消防無線、有線電話、ファクシミリ、庁内ネットワーク等を利用します。</p>	<p>第3章 災害事前対策の充実</p> <p>第3節 水防組織</p> <p>第6 通信連絡 水防</p> <p>1 水防時の通信連絡</p> <p>水防管理者は、水防時における情報受伝達が迅速かつ確実に行われるよう、通信連絡施設等の整備強化に努めます。水防時における通信連絡系統図は。次のとおりとします。</p> <p>通信連絡は、神奈川県防災行政通信網、防災行政無線、消防無線、<u>水道無線</u>、有線電話、ファクシミリ、庁内ネットワーク等を利用します。</p>	<p>水道無線の削除 【水道整備課・浄水管理課】</p>
219	<p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p>3 個別避難計画の<u>作成</u></p>	<p>第6節 要配慮者に対する対策</p> <p>第1 避難誘導及び生活支援体制の整備</p> <p>3 個別避難計画の<u>策定</u></p>	<p>県 保健福祉事務所より災害対策基本法に合わ</p>

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
223	<p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の<u>作成</u>に努めます。</p> <p>第16節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>(2) 災害時の心得 (略)</p> <p>オ 安否確認等は、<u>NTT東日本(株)</u>の「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言版(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。</p>	<p>市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の<u>策定</u>に努めます。</p> <p>第16節 防災知識の普及</p> <p>第1 市民等に対する防災知識の普及</p> <p>(2) 灾害時の心得 (略)</p> <p>オ 安否確認等は、<u>東日本電信電話(株)</u>の「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言版(web171)」、携帯電話事業者の「災害用伝言版」等を活用すること。</p>	せた表現の修正 【防災対策課】 社名等変更 【防災対策課】
256	<p>第3編 特殊災害対策計画</p> <p>第3章 船舶災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、関係機関と協議のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。</p>	<p>第3編 特殊災害対策計画</p> <p>第3章 船舶災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、関係機関と協議のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。</p>	県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名 【防災対策課】 文言の修正 【防災対策課】

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
259	<p>第4章 油流出等海上災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市及び県は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。</p>	<p>第4章 油流出等海上災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市及び県は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき、船舶事故も含めた医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、医薬品の供給体制の確立に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名 【防災対策課】 文言の修正 【防災対策課】</p>
263	<p>第5章 航空災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。</p>	<p>第5章 航空災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めるとともに、不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名 【防災対策課】 文言の修正 【防災対策課】</p>
266	<p>第6章 鉄道災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p>	<p>第6章 鉄道災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p>	<p>県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名</p>

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
	<p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。</p>	<p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。</p>	<p>【防災対策課】</p> <p>文言の修正</p> <p>【防災対策課】</p>
270	<p>第7章 道路災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、医療救護活動</p> <p>(2) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。</p>	<p>第7章 道路災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、医療救護活動</p> <p>(2) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名</p> <p>【防災対策課】</p> <p>文言の修正</p> <p>【防災対策課】</p>
282	<p>第9章 危険物等災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。</p>	<p>第9章 危険物等災害対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名</p> <p>【防災対策課】</p> <p>文言の修正</p> <p>【防災対策課】</p>

令和7年 小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前	修正理由・意見提出課等
287	<p>第10章 大規模火災対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。</p>	<p>第10章 大規模火災対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第2 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名 【防災対策課】</p> <p>文言の修正 【防災対策課】</p>
290	<p>第11章 林野火災対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ<u>神奈川県災害時保健医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>確保</u>に努めます。</p>	<p>第11章 林野火災対策</p> <p>第1節 予防対策</p> <p>第1 災害応急対策への備え</p> <p>2 救出・救助、消火及び医療救護活動</p> <p>(3) 医療救護活動</p> <p>市は、県及び関係機関と調整のうえ、<u>神奈川県医療救護計画</u>に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。また、市は、救護活動に必要な医薬品等の<u>備蓄</u>に努めます。</p>	<p>県保健福祉事務所より、令和7年3月計画改名 【防災対策課】</p> <p>文言の修正 【防災対策課】</p>

参考資料4-2

前回（H27年3月）の市内被害想定調査結果

項目		想定	東海地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震 と 国府津 -松田 断層帶 の運動 地震	三浦 半島 断層群 地震	都心 南部 直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東地震	(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 (西側モデ ル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震
マグニチュード		8.0	8.2	8.3	7.0	7.3	6.7	9.0	8.5	8.7	8.5	8.4	
人的 被害	死者数 (人)	*	990		0	*	160	10	990	5,000			
	死者数(津波による) (人)	*	800	1,730	-	-	70	*	1,410	3,670	70	*	
	負傷者数 (人)	240	8,000	50	0	250	2,560	390	7,950	10,390	*	*	
	うち重症者数 (人)	*	550	*	0	*	110	10	550	770	0	0	
建物 被害	全壊棟数 (棟)	90	22,720		0	30	3,860	200	22,890	29,320			
	半壊棟数 (棟)	1,080	16,030		0	880	11,310	2,050	15,960	15,180			
建物 被害 (津波)	全壊棟数 (棟)	20	410	810	0	-	40	30	680	1,680	330	20	
	半壊棟数 (棟)	270	410	380	0	-	230	300	320	1,490	460	200	
火災 被害	出火件数 (件)	0	80		0	*	10	*	80	100			
	焼失棟数 (棟)	0	4,480		0	0	710	0	4,480	6,780			
自力脱出困難者数 (人)	0	3,360		0	0	250	*	3,360	5,340				
要配 慮者 数	避難 者数 高齢者 (人)	260	12,640		0	130	4,490	420	12,670	14,940			
	要介護3以上 (人)	70	3,530		0	40	1,250	120	3,540	4,180			
エレベータ停止台数 (台)	20	180		0	20	170	20	180	180				
ライ フ ラ イ ン	電力 停電件数 (軒)	152,030	152,030		0	40	152,030	152,030	152,030	152,030			
	都市ガス 供給停止件数 (戸)	0	35,690		0	0	35,690	0	35,690	35,690			
	LPガス 供給支障数 (戸)	0	580		0	0	440	0	580	930			
	上水道 断水人口(直後) (人)	1,390	169,390		0	570	60,280	4,710	169,390	180,820			
	下水道 機能支障人口 (人)	2,730	18,700		220	2,880	7,760	3,250	18,700	25,270			
	通信 不通回線数 (回線)	69,100	70,080		0	20	69,240	69,120	70,110	70,600			
避難 者数	1日後 (人)	2,360	116,460		0	1,220	41,340	3,850	116,720	137,620			
	1ヶ月後 (人)	1,740	88,100		0	1,220	25,440	3,210	88,530	121,860			
帰宅 困難 者数	直後 (人)	14,520	14,520		14,520	14,520	14,520	14,520	14,520	14,520			
	2日後 (人)	0	14,520		0	0	14,520	0	14,520	14,520			
震災廃棄物	(万t)	5	465		0	3	106	10	467	592			

※ *=わずか(0.5以上10未満)、0=0.5未満

今回（R7年3月）の市内被害想定調査結果

項目		想定	東海地震	大正型 関東地震	(参考) 元禄型 関東地震 と 国府津 -松田 断層帶 の運動 地震	三浦 半島 断層群 地震	都心 南部 直下 地震	神奈川 県西部 地震	南海 トラフ 巨大 地震	(参考) 元禄型 関東地震	(参考) 相模トラフ 沿いの 最大クラス の地震 (西側モデ ル)	(参考) 慶長型 地震	(参考) 明応型 地震
マグニチュード		8.0	8.2	8.3	7.0	7.3	6.7	9.0	8.5	8.7	8.5	8.4	
人的 被害	死者数 (人)	*	780		0	*	110	*	780	950			
	死者数(津波による) (人)	*	240	340	0	0	20	*	370	1,640	30	30	
	負傷者数 (人)	240	4,630		0	250	1,390	320	4,630	6,360			
	うち重症者数 (人)	0	240		0	0	40	0	240	360			
建物 被害	全壊棟数 (棟)	30	17,190		*	10	2,580	90	17,280	22,740			
	半壊棟数 (棟)	990	15,310		*	900	8,310	1,700	15,300	16,320			
建物 被害 (津波)	全壊棟数 (棟)	20	220	380	0	-	20	20	330	790	190	10	
	半壊棟数 (棟)	110	210	250	0	-	100	130	190	1,130	220	90	
火災 被害	出火件数 (件)	0	80		0	*	10	*	80	100			
	焼失棟数 (棟)	0	900		0	30	110	30	890	2,360			
自力脱出困難者数 (人)	0	2,990		*	*	210	*	2,990	4,390				
要配 慮者 数	避難 者数 高齢者 (人)	520	25,500		*	880	7,620	850	24,120	28,810			
	要介護3以上 (人)	90	4,550		*	160	1,360	150	4,300	5,130			
エレベータ停止台数 (台)	60	210		*	50	70	60	210	250				
ライ フ ラ イ ン	電力 停電件数 (軒)	6,430	93,380		800	1,750	13,670	6,430	93,940	134,540			
	都市ガス 供給停止件数 (戸)	0	35,790		*	*	13,340	0	35,790	36,040			
	LPガス 供給支障数 (戸)	*	720		*	20	480	70	720	870			
	上水道 断水人口(直後) (人)	5,790	156,200		*	6,400	60,120	10,660	156,200	168,680			
	下水道 機能支障人口 (人)	3,660	22,600		*	3,910	8,830	4,350	22,600	27,360			
	通信 不通回線数 (回線)	2,960	55,210		360	880	8,670	3,100	55,400	69,770			
避難 者数	1日後 (人)	2,620	72,730		0	2,570	25,420	4,580	72,810	83,620			
	1ヶ月後 (人)	960	31,330		0	830	8,460	1,490	31,470	82,790			
帰宅 困難 者数	直後 (人)	33,730	33,730		0	33,730	33,730	33,730	33,730	33,730			
	2日後 (人)	70	21,860		0	6,230	290	70	21,860	27,220			
震災廃棄物	(万t)	*	240		*	*	50	*	240	320			

※ *=わずか(0.5以上10未満)、0=0.5未満

第3編

特殊災害対策計画（案）

小田原市地域防災計画
第3編 特殊災害対策計画

第1章 火山災害対策

市に被害を及ぼすおそれのある火山としては、富士山と箱根山があります。

富士山が宝永4年（1707年）に発生した宝永噴火のような大規模な噴火が発生した場合、本市への降灰の堆積は、30～50cmになると想定されています。

また、火山灰は厚さ1～2mmであっても車の走行時に灰を巻き上げて視界が悪くなるとともに、スリップしやすくなります。さらに、木造家屋では屋根に30cm以上火山灰が積もると、屋根が抜けたり建物が壊れたりするおそれがあります。

火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であることから、本章では、被害を軽減するために必要な事項について定めます。

この際、令和3年にハザードマップの改定があり、溶岩流の流入等が新たに設定された富士山火山の防災対策を重視して取り組んでまいります。

第1節 富士山火山防災対策

第1 富士山火山防災対策の計画的な推進

1 計画の目的

令和3年3月富士山火山防災対策協議会が富士山ハザードマップを改定し、本市の一部に溶岩流が流入する可能性の他、火山灰は多い所で30cm～50cmの降灰予測と降灰後に土石流が発生する可能性等が示され、令和5年3月には富士山火山避難基本計画が策定されました。

これを受け、現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られていませんが、大規模な噴火が発生した場合、本市においても被害規模や影響は甚大なものになると予測から、噴火の状況や地域特性に応じ、市に影響を及ぼす噴火現象から市民の生命、身体を守ることを主眼に、富士山火山災害対策を作成し、防災対策を総合的かつ計画的に実施するものです。

なお、本計画では、富士山噴火が単独で発生したことを前提としており、南海トラフ巨大地震の後に富士山が噴火するといった連続災害は対象としておりません。

また、今後新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正や充実を図ることにより、地域の安全・安心の向上に努めてまいります。

2 他の計画等との関係

（1）国、県の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、県の地域防災計画及び富士山火山防災協議会が作成した富士山火山避難基本計画、県の富士山火山広域避難指針等との関連、整合に配慮したものです。

（2）市の総合計画及び強靭化地域計画との関係

この計画は、災害対策基本法等の関係法令及び国、県の計画に基づくものですが、この計画に係る施策、事業等については、小田原市総合計画及び強靭化地域計画との整合を図り推進します。

（3）市の各部及び防災関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災上の諸活動にあたって必要と認められる事項については、市災害対策本部の各部及び防災関係機関等において別に定めます。

（4）富士山火山防災対策協議会との関係

協議会は、富士山噴火時の総合的な避難対策等の検討を共同で行い、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として設立され各県コアグループ、三県コアグループと各県コア合同幹事会を設置しています（図1）。

小田原市地域防災計画
第3編 特殊災害対策計画

各県のコアグループでは各県で検討すべき事項について構成機関が検討を行い、三県コアグループでは必要に応じて三県の各コアグループが一堂に会して方針の確認や調整を行い、各県コア合同幹事会では、各県グループの幹事が各グループの検討結果を集約、調整を行います。

図1 富士山火山防災対策協議会の構成



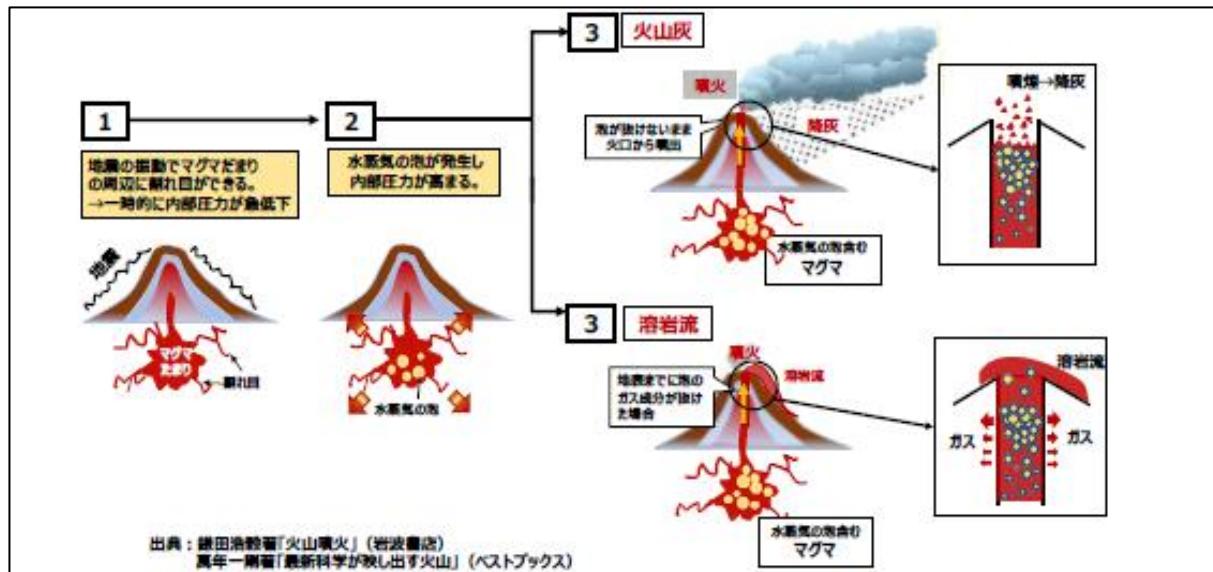
3 計画の基礎的事項

(1) 火山活動の推移と噴火の種類

火山活動の推移は図2のとおりですが、噴火の種類はマグマつまりから火口に上昇する際にマグマ中のガス（気泡）が抜けないで噴火に至り火碎物（火山灰）を噴出する「爆発的噴火」

とガスがほぼ抜けきった状態で噴火に至りダラダラと溶岩が流れる「溢流的噴火」の2種類に分類されます。

図2 火山活動の推移



(2) 計画の対象となる火山現象

本計画で対象とする噴火現象は表1のとおりで、令和5年3月公表された「富士山火山避難基本計画」が対象とする8つの噴火現象の内、噴火現象が及ぼす範囲等及び本市の地理的特性を踏まえ、溶岩流、降灰、降灰後土石流、小さな噴石及び降灰後の洪水氾濫の4つの現象を対象とします。

表1 本計画の対象となる火山現象

富士山火山避難基本計画	噴火活動に起因する現象	本計画
対象	① 火口形成 ② 火碎流（火碎サージ） ③ 大きな噴石 ④ 融雪型火山泥流	対象外
	⑤ 溶岩流 ⑥ 降灰 ⑦ 降灰後土石流 ⑧ 小さな噴石	対象

(3) 噴火現象別の影響想定範囲

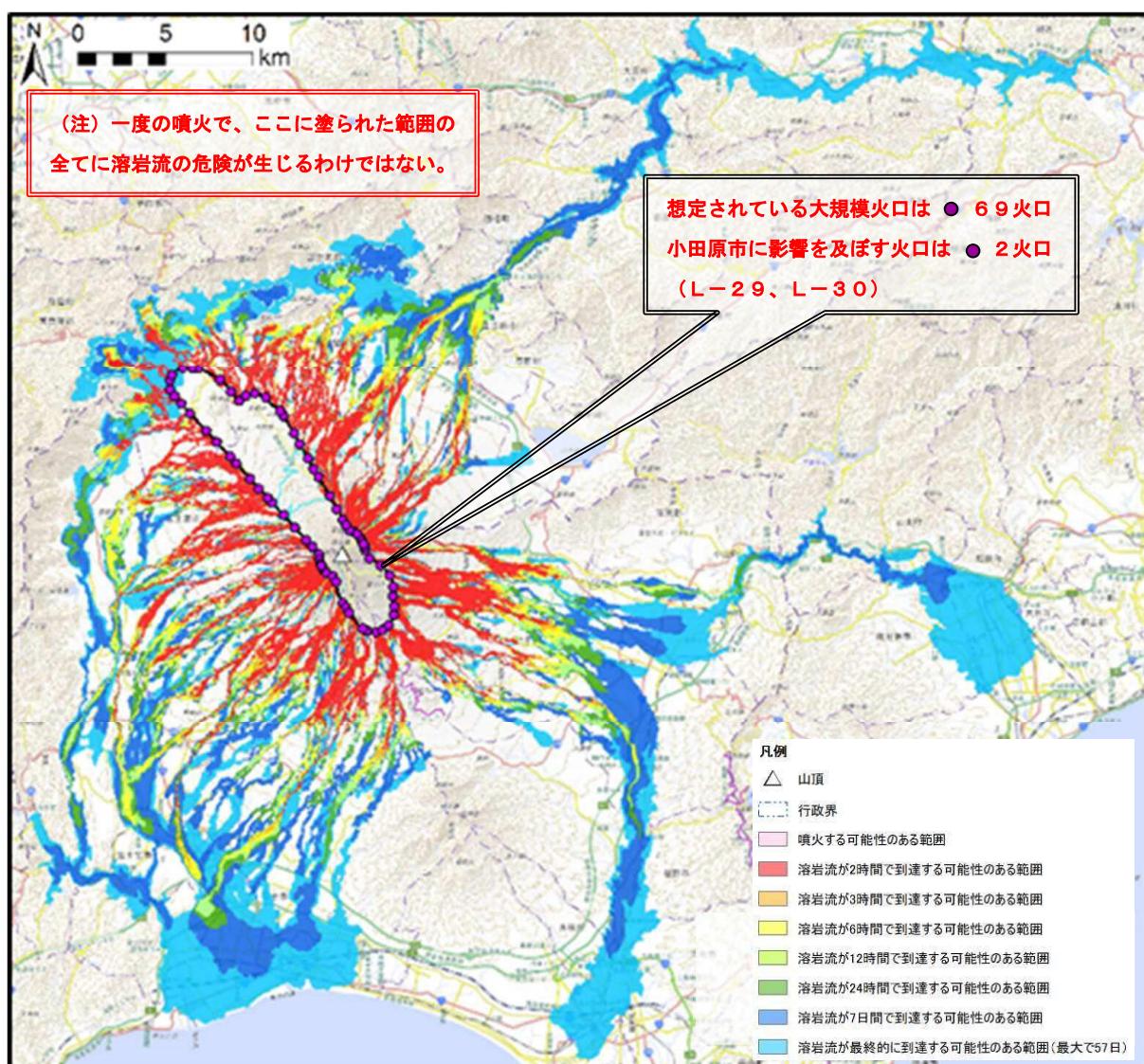
ア 溶岩流

溶岩流は、火口から噴出したマグマが重力によって地表を流下する現象で、マグマの物性や噴出率等によって流れる速度や厚さは大きく変化します。流れる速度は人が歩く速度ほどで遅く、本市には「17日5時間」後に市北部の境界に到達し、その後57日間をかけ下図まで拡大する可能性があります。

上記算定は西暦864年に噴火した「貞觀の大噴火」流出溶岩量13億m³を基準に算定されており小規模・中規模の噴火による溶岩流では、本市に影響を及ぼすことはありません。

また、想定されている大規模噴火口は、現在69設定されていますが、本市に影響を及ぼす火口は、2つの火口（L-29、L-30）に限定されます。

図3 溶岩流ドリルマップ（大規模噴火による溶岩流の到達時間）



※出典：富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）

イ 降 灰

降灰とは、噴火によって火口から上空に放出された火山灰等が地表に降下する現象です。

降灰の影響想定範囲は、降灰可能性マップで2cm以上の降灰堆積深が想定される範囲であり本市には、一噴火15日間の累計で30～50cmの降灰が想定されています。

これは宝永規模の噴火が発生した場合の月別降灰堆積深分布図を12ヶ月分重ね合わせたものであり、噴火時期・風向等により大きく変化します。

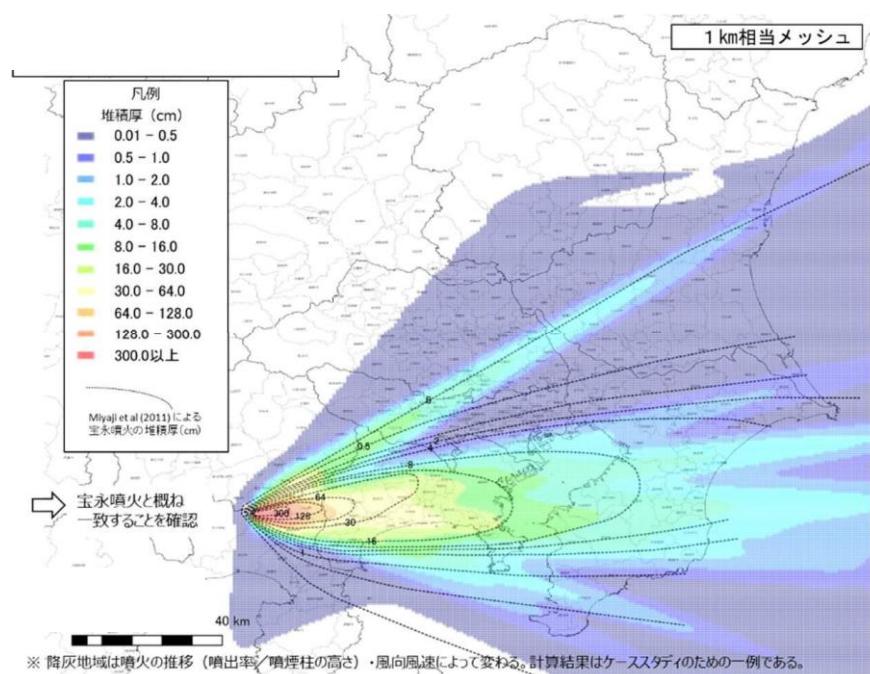
例として、図4-2の宝永噴火（12月16日～30日）の降灰実績で見ると、本市には16cm～30cmの降灰となります。

図4-1 降灰可能性マップ



富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）から引用

図4-2 宝永噴火（12月16日～30日）の降灰実績



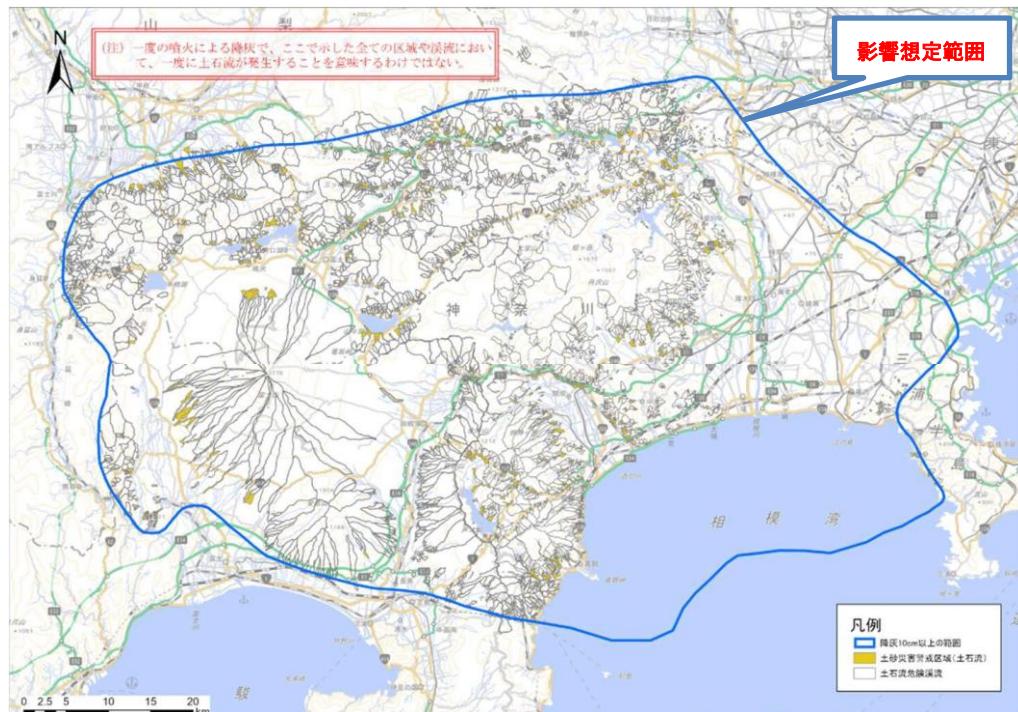
内閣府提供資料

ウ 降灰後土石流

土石流は斜面や渓流の土砂が水と一緒に流下する現象ですが、降灰後土石流は降灰で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流であり、土石流より少量の降雨でも発生しやすく、広い範囲に流出するおそれがあります。また、降灰後だけでなく、降灰中や噴火の終息後長期間にわたって起きる可能性があります。

降灰後土石流の影響想定範囲は図のとおりです。これは、降灰可能性マップでの降灰堆積深10cm以上の範囲であり、本市で影響のある土石流危険渓流数は104渓流存在します。

図5 降灰後土石流可能性マップ



*富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年）から引用

エ 小さな噴石

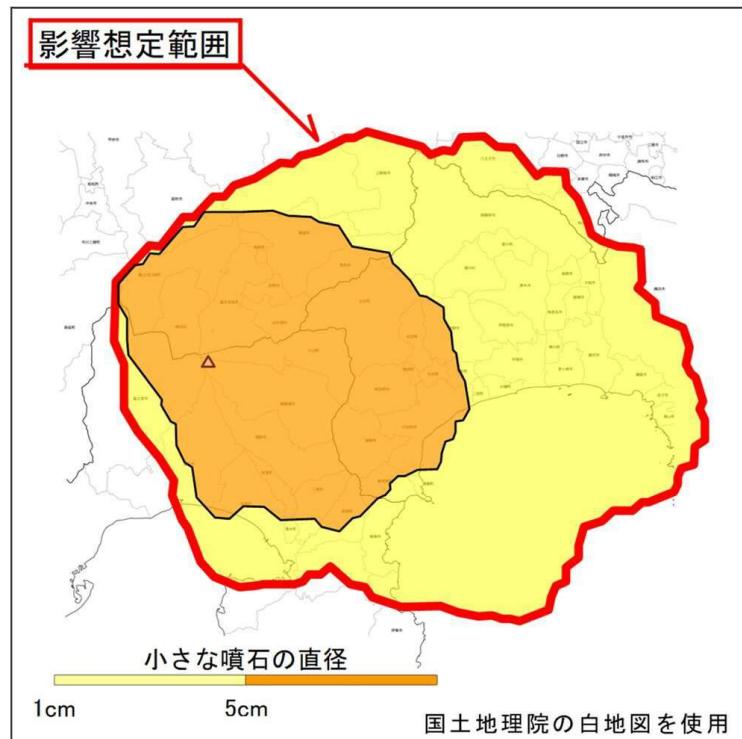
小さな噴石とは、直径数cm程度の風の影響を受けて遠方まで流されて降る噴石のことです。火口から10km以上遠方まで流されて降り下し、直径10cm程度のものが飛来することもあります。これが人体に直撃すると負傷する可能性もあり、屋内に退避し安全を確保することが重要です。

影響想定範囲は、気象庁が富士山上空で卓越する4風向（西南西、西、西北西、北西）についてシミュレーションして合成した結果、直径1cm以上の小さな噴石の落下が想定される範囲で設定されており、本市には5～10cmの小さな噴石が飛来する可能性がありますが、噴火時期・風向等により大きく変化します。

一例として、図6-2の宝永噴火時のシミュレーション結果では、本市の一部で1～5cmの小さな噴石が飛来しますが、市のほとんどは飛来しないというように変化します。

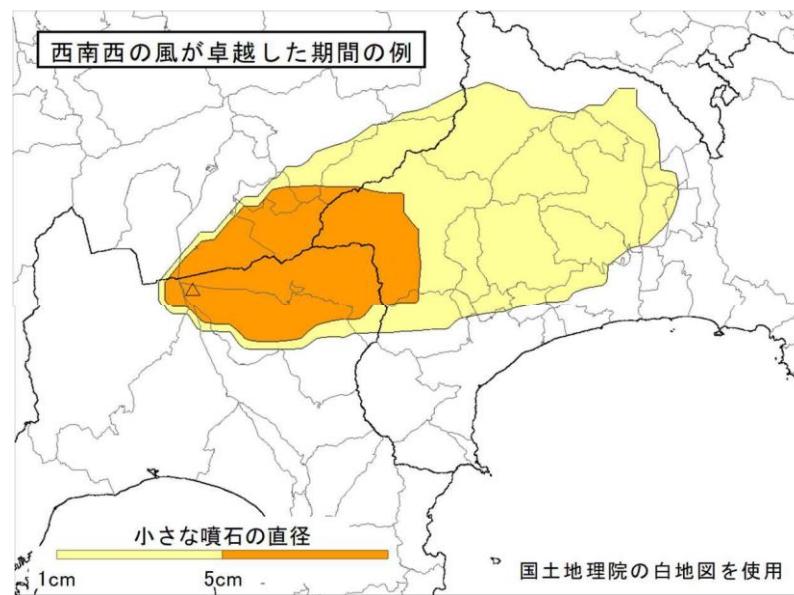
実際の噴火直後には、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する降灰予報（速報）が気象庁から発表される予定です。

図 6-1 小さな噴石の飛来可能性マップ



※ 宝永火口で宝永規模の噴火が発生した場合のシミュレーション結果
(西南西、西、西北西、北西の風が卓越した期間) を合成して作成

図 6-2 宝永噴火時のシミュレーション結果



小さな噴石シミュレーション結果のイメージ 気象庁作成 (平成25年版)

(4) 富士山の噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と、防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標です。富士山においては平成19年12月から運用を開始しています。

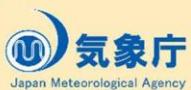
表2 富士山の噴火警戒レベル


平成19年12月1日運用開始

富士山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (カラー)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模噴火が発生し、噴石、火碎流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 <p style="margin: 0;">■宝永（1707年）噴火の事例</p> <p style="margin: 0;">12月16日～1月1日：大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に推移</p> <p style="margin: 0;">■他の噴火事例</p> <p style="margin: 0;">貞観噴火（864～865年）：北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達</p> <p style="margin: 0;">延暦噴火（800～802年）：北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達</p> <ul style="list-style-type: none"> ●顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火碎流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険）。 <p style="margin: 0;">■宝永（1707年）噴火の事例</p> <p style="margin: 0;">12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）：地震多発、東京など広域で揺れ</p>
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。 <p style="margin: 0;">■宝永（1707年）噴火の事例</p> <p style="margin: 0;">12月14日まで（噴火開始数日前）：山麓で有感となる地震が増加</p>
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 <p style="margin: 0;">■宝永（1707年）噴火の事例</p> <p style="margin: 0;">12月3日以降（噴火開始十数日前）：山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</p>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 <p style="margin: 0;">■過去事例 該当する記録なし</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (火口に注意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	特になし。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

注1）ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
 注2）ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点では特定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。
 注3）火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（富士山火山防災協議会作成）で示された範囲を指す。
 各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。
 ■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
<https://www.jma.go.jp/>



気象庁
Japan Meteorological Agency
令和3年12月

※富士山の噴火警戒レベルリーフレット 気象庁作成（令和3年12月版）から引用

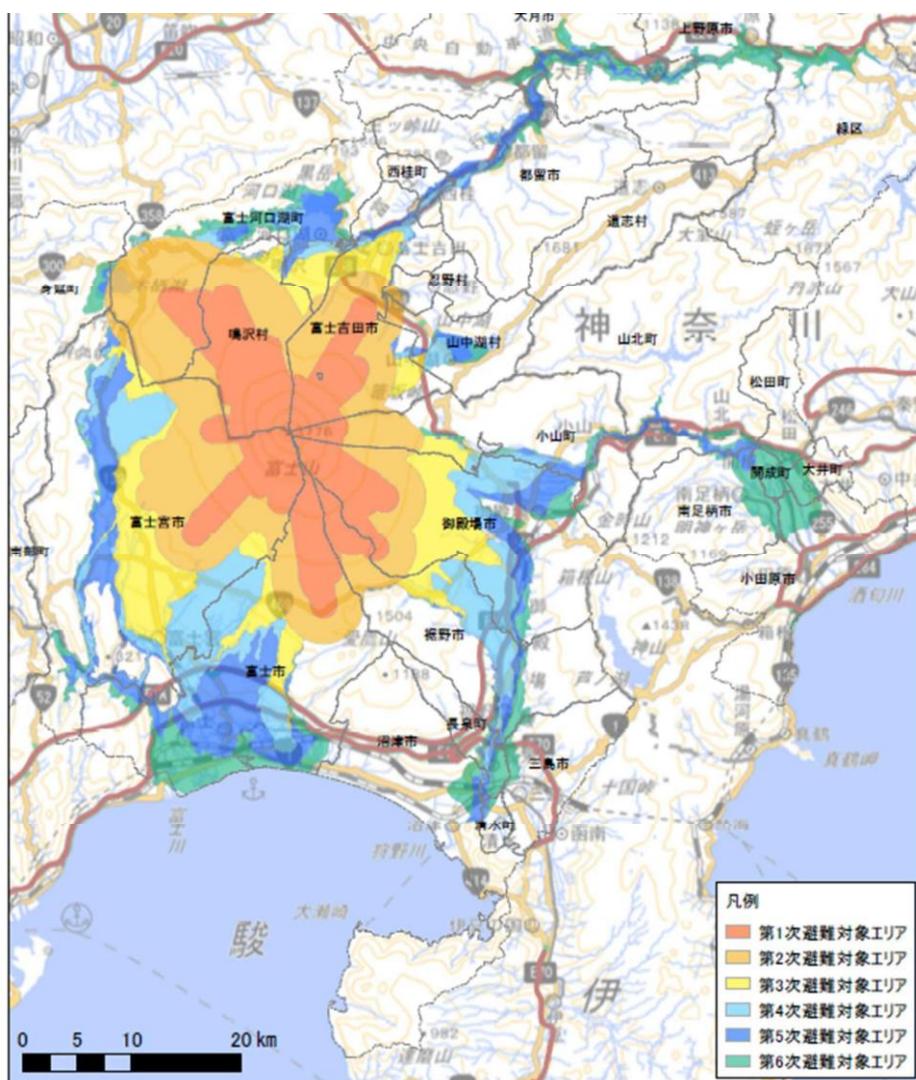
（5）溶岩流等避難対象エリア

溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲を、表3のとおり6つの避難対象エリアに区分したもので、図7のとおり本市は第6次避難対象エリアに含まれます。

表3 溶岩流等避難対象エリアの設定

避難対象	対象とする範囲（可能性マップの示す範囲）
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火碎流・火碎サージ、大きな噴石、溶岩流)
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火碎流・火碎サージ、大きな噴石が到達する可能性のある範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流が24時間以内に到達する可能性がある範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流が最終的（最大で57日間）に到達する可能性がある範囲

図7 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア



※ 富士山火山避難基本計画から引用

(6) 避難対応ステージと噴火シナリオ

ア 避難対応ステージ

富士山火山避難基本計画では、平時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう噴火シナリオが作成されました（表5）。

この噴火シナリオでは、避難対応を段階毎に「避難対応ステージ」と区分し、ステージ4を最も緊急度の高い対応として一般住民、避難行動要支援者とも避難としています（表4）

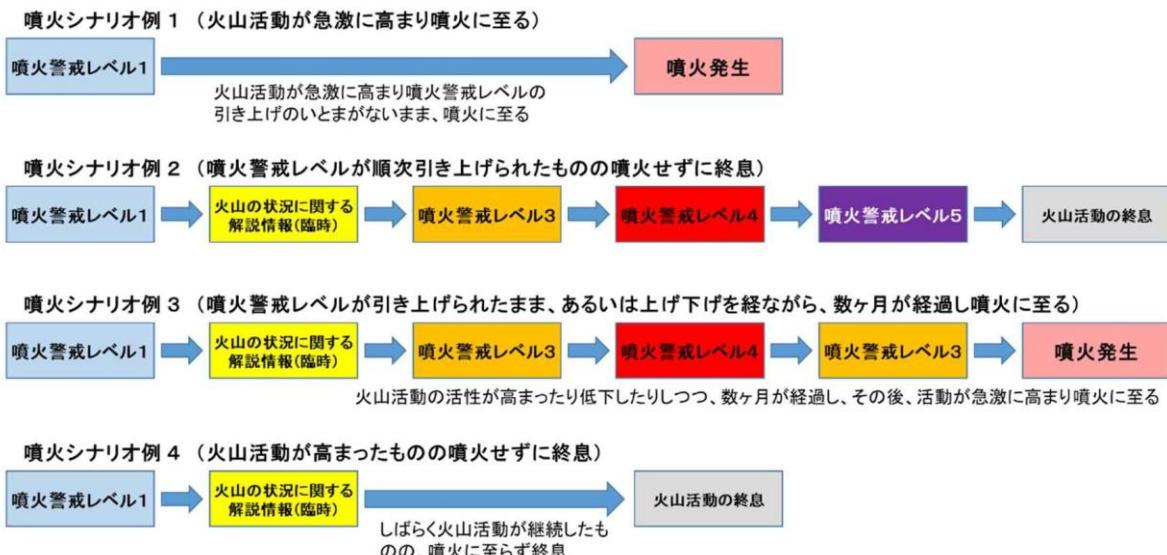
この「避難対応ステージ」は、想定火口範囲から順を追って緊急度の高い避難対策を講じる必要が生じ、噴火後は噴火現象の到達が見込まれる地域において必要に応じて引き上げることになります。

表4 噴火シナリオにおける避難対応ステージ毎の避難対応

避難対応ステージ	一般住民	避難行動要支援者	避難所	福祉避難所	その他の避難対策等
ステージ4	避難開始	避難開始 又は 避難済み	開設	開設 又は 開設済み	安否確認
ステージ3	避難準備	避難開始	開設準備	開設	安否確認
ステージ2	避難準備	避難準備	開設準備	開設準備	・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認
ステージ1	情報収集	避難準備	必要に応じて 開設準備	開設準備	・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認

イ 噴火シナリオ

富士山火山避難基本計画が作成した噴火シナリオは、噴火警戒レベルが順を追って引き上げることを想定した上で、富士山の火山災害警戒地域に共通する基本的な事項を示したものですが、あくまでもサンプルです。つまり想定される多数のシナリオのひとつであり、実際の災害では、これ以外に様々な噴火シナリオが存在することに注意が必要です。また、これはすべての避難対象エリアを網羅していますが、これを参考に各市町村は地域の特性を考慮した地域版シナリオを作成し、避難対策等に活用することを前提としています。



噴火シナリオ

注①) 火山活動は一足飛びに急速に高まるこどもあり、噴火警戒レベルが順を追つて一段ずつ上昇するとは限らない。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施する。

注②) 地域の実情により、対応開始のタイミングを早める必要があるため、日頃から訓練を通じて避難に要する時間を把握しておく必要がある。

表5 富士山火山の噴火シナリオ【富士山火山防災対策協議会作成】

推移 (例)	噴火までの推移の一例		噴火警戒レベルの引き下げ	
	噴火警戒レベル (歴史上唯一の参考例) 宝永噴火時の推移	噴火予報	火口周辺警報	噴火警戒レベル
噴火警戒レベル 基 本	火山活動の異常～噴火開始前 ・火山性地震の震源が深部から浅部へ上昇 ・マグマの浅部への上昇に伴う地殻変動を観測	噴火直前 ・強烈な地殻変動と地震活動	噴火直前 ・大規模噴火の発生 ・大規模な溶岩流の発生	噴火の状況に応じて ・降灰後～数十年
急 対 応	噴火開始前数日 ・山中に有感地震 ・鳴動の発生	噴火開始前数日 ・山麓で有感地震が増加	噴火直前 ・有感地震が多発 ・広域的な震れが発生	噴火の状況に応じて ・降灰後～数十年
情 勢	火山の状況に関する 解説情報 (臨時)	レベル 3	レベル 4	レベル 5
各 工 ア ア の 対 応	◆情報収集体制 (必要に応じて災害対策本部) ◆早期対策本部設置 (必要に応じて職員招集) ◆入山規制 ◆登山を禁止した上で 登山者へ下山指示 ◆職員招集 (必要に応じて) ◆定期的な普及啓発 事業と防災訓練の実施 ◆主催的な分離避難の呼びかけ ◆職員招集	◆情報収集体制 (必要に応じて災害対策本部) ◆早期対策本部設置 (必要に応じて) ◆入山規制 ◆登山を禁止した上で 登山者へ下山指示 ◆職員招集 (必要に応じて) ◆早期避難実施 ◆早期避難指揮 ◆第1次避難対象エリア ◆第2次避難対象エリア ◆第3次避難対象エリア ◆避難行動を支障する者の避難指揮 ◆般注記 (避難準備情報)	◆警戒体制の維持 (同左) ◆これまでの対応を確認 必要に応じて追加措置 【第4次避難対象エリア】 避難行動を支障する者の避難準備 【第5次避難対象エリア】 避難行動を支障する者の避難準備 【積雪期】融雪型火山泥流から立ち退き避難が必要となる地図は第2次避難対象エリアの避難開始基準に準じて避難を開始する	◆警戒体制の維持 (必要に応じて災害対策本部の設置等) ◆噴火口位置 (溶岩流の有無)の特定 ◆溶岩流、融雪型火山泥流、 小さな噴石、降灰等が確認 された場合、必要な避難対象エリアに避難指示 ◆降灰期間が長期間化する場合、ホテル等の宿泊施設を避難所として借り上げるなどの対応により、避難者の負担軽減を図る

富士山火山避難基本計画から引用

4 富士山火山噴火災害想定

本市に影響を及ぼす富士山噴火は本市と富士山の地理的関係上、大規模な噴火（864年の貞観噴火【溶岩流等：13億m³】規模と1707年の宝永噴火【火山灰：噴火高度15km、量7億m³】規模）に限定されます。

上記2つの大規模噴火は火山活動の推移とマグマの性質上、同時に生じたという事例はなく、特に、本市と富士山の離隔距離から考察すると、溶岩流が流入する「溢流的噴火」が起きる場合は、火山灰の降灰による影響を受けることはなく、大量の火山灰が降灰する「爆発的噴火」が起きる場合は、溶岩流の影響を受けることはないということが言えます。

そこで、本市では貞観噴火規模の「溢流的噴火」が生じた場合と宝永噴火規模の「爆発的噴火」が生じた場合の2つの噴火シナリオを基に、災害対策を推進します。

この際、噴火口の位置・噴火規模及び噴火の種類は、噴火するまで判別できませんので、噴火するまでは区分することなく共通的事項として作成しています。

また、災害対策を検討する上で、富士山の噴火による「被害見積」は重要な要素となりますので、各事象に基づき「被害見積」を案出します。

（1）溢流的噴火シナリオ

気象庁の発表する噴火警戒レベルに応じて、4つに区分（第1期：予防対策、第2期：災害事前対策、第3期：応急災害対策、第4期：復旧・復興）し、それぞれの区分における国・火口周辺県、市と周辺市町の状況、市の体制及び市民（受入住民、避難予定住民）の予想行動を記載しました。

噴火後のシミュレーションについては、富士山火山避難基本計画を参考に作成しています。

表6 溢流的噴火シナリオ（貞観噴火のケースで検討）

（2）爆発的噴火シナリオ

上記と同様ですが、噴火後のシミュレーションは、宝永噴火の状況を参考に作成しました。

また、市民の区分を「土砂災害警戒区域に居住している住民」「木造家屋に居住している住民」「ビル等に居住している住民」に分けて記載しています。

表7 爆発的噴火シナリオ（宝永噴火のケースで検討）

（3）富士山火山噴火被害見積

被害見積は、表8のとおりですが、溢流的噴火と爆発的噴火により大きく異なります。

この被害見積に基づき、各種対策を検討します。

5 計画の推進主体とその役割

第1編 地震災害対策計画 第1章「第5節 計画の推進主体とその役割」を準用します。

6 火山災害対策の推進管理

第1編 地震災害対策計画 第1章「第6節 地震災害対策計画の推進管理」を準用します。

表6 溢流的噴火シナリオ（貞観噴火のケースで検討）

推移	通常の火山活動～噴火開始前～噴火直前					D日	噴火の発生～終息まで			終息後
	・火山活動静穏 ・火山性地震の震源が深部から浅部へ上昇 ・マグマの浅部への上昇に伴う地殻変動を観測						噴火警報 大規模な溶岩流の流下（県内7市町への流下予測時期） D+1日：山北町 D+6日：松田町 D+9日：相模原 D+30日：大井町 D+3日：南足柄 D+5日：開成町 D+17日：小田原 D+57日：終息予測			
気象庁の発表	噴火予報	火口周辺警報	噴火警報		富士山噴火	噴火警報			噴火の状況に応じて警戒レベルの引き下げ	
国、火口周辺県の状況	レベル1～2 (火口周辺規制)	レベル3 (入山規制)	レベル4 (高齢者避難)	レベル5 (避難)		レベル5（避難）				
近隣1市5町の状況	情報収集体制 火口周辺への立ち入り規制	警戒対策本部設置 登山禁止、入山規制 1次エリア住民避難	災害対策本部の設置 2次エリア住民避難 3次エリア避難準備	警戒態勢の継続 4次エリア 避難準備		応急対策体制 噴火の規模、噴火口の位置等の特定	必要な追加支援 復興方針検討	状況に応じて 避難解除 復興支援		
市の状況	普段通り	情報収集体制	情報収集体制	情報収集体制 一部避難準備		山北、南足柄、開成 松田の住民避難	大井町の住民避難	—	避難住民の帰還	
期区分	第1期 予防対策	第2期 災害事前対策				第3期 応急活動対策			第4期 復旧：復興	
市の体制	通常体制 ↓ 噴火予報の把握	情報収集体制 通常体制 ↓ 噴火警戒レベルの情報収集、住民に周知 ↓ 住民に3日分の備蓄について情報発信	情報収集体制 準備体制 ↓ 噴火警戒レベルの情報収集、住民に周知 ↓ 住民に5日分の備蓄企業等に在庫の増量について情報発信 域外避難者対応	動員1号 状況により2号 噴火警戒レベルの情報収集、住民に周知 ↓ 住民に7日分の備蓄企業等に在庫の増量について情報発信 要配慮者の避難準備（火山灰対応） 域外避難者対応		噴火直後動員3号 災害対策本部設置 情報収集後 小中規模：準備 L-29・30以外：1号 L-29・30：2号 ↓ 溶岩流の状況に応じて避難指示を発出 ↓ 避難住民の掌握 避難の統制・調整 被害状況の把握と 救済・復旧・復興方針の検討	動員2号 ↓ 溶岩流の状況に応じて避難指示を発出 ↓ 避難住民の掌握 避難の統制・調整 被害状況の把握と 救済・復旧・復興方針の検討	動員2号 ↓ 溶岩流の状況に応じて避難指示を発出 ↓ 避難住民の掌握 避難の統制・調整 被害状況の把握と 救済・復旧・復興方針の検討	状況に応じて動員体制を解除 ※復旧・復興ラインの復旧 被災者に対する仮設住宅等準備 ↓ 宅地の造成？ 上記土砂による流入溶岩地区的再開発？	
市民の行動	受入住民 避難予定住民	普段通り	普段通り	普段通り		避難所の開設準備 避難者受入準備	避難者受入 避難所運営の協力	避難者受入 避難所運営の協力	状況により 避難所の開設	
備考	※ 避難予定住民は、流入予想地域の桜井及び富水、東富水、豊川、上府中、曾我の一部 ※ 備蓄・在庫の増強は、噴火するまで種類・規模が不明なため、降灰の影響を考慮									
	※ 流入予想地域以外は、学校等通常の活動									

表7 爆発的噴火シナリオ（宝永噴火のケースで検討）

推移	溢流的噴火の推移に同じ。	D 日	噴火の発生～終息まで														終息後																		
			大規模な爆発（噴火高度：15km 西～北西の風 大量の火山灰の飛散）																																
宝永噴火時の噴火と降雨の推移																																			
D+1～4日：噴火前段 D+5～10日：噴火中段 D+11～15日：噴火後段																																			
灰 雨					灰 雨	灰 雨	灰 雨	灰 雨	灰 雨	灰 雨	灰 雨	灰 雨	灰 雨	灰 雨	灰 雨	灰 雨	火山活動静穏																		
気象庁の発表	噴火予報 LV1・2	周辺警報 LV3	噴火警報 LV4	噴火警報 LV5	噴火警報（気象、特に風向きによる降灰予測）														状況に応じ警戒レベルの引下げ																
国、火口周辺県の対応	応急対策体制 道路の除灰・支援 (降灰により困難?)																		状況に応じて避難解除 復興支援																
市の状況	30分以降大量の降灰 住民は自宅等避難 土砂災害の可能性有 降灰は10～20cm程度																		降灰なし。 避難住民の帰宅 自宅等の除灰 道路の除灰																
期区分	第1期 予防対策	第2期 災害事前対策	第3期 応急活動対策														第4期 復旧：復興																		
市の体制	溢流的噴火の推移に同じ。																		状況に応じ避難解除 及び動員体制解除 ライフラインの復旧 被災者の仮設住宅 除灰した火山灰の処理																
市民の行動	土砂警戒地区	動員3号 ↓ 降灰・降雨の状況に応じ土砂災害警戒区域の住民に避難指示 降灰による被害の把握と救護 電気・水道等の応急復旧 避難所の開設準備・開設 道路の除灰を国・県と調整 必要な道路の除灰 支援物資の管理・配分を検討																	自宅等の確認 整備 損害なし→自宅 損害あり→仮設																
市民の行動	木造住宅	自宅避難 状況により避難所へ避難																	自宅等の整備																
市民の行動	ビル等住宅	自宅避難																	自宅等の整備																
備考	溢流的噴火の推移に同じ。																		※ 降灰の影響により、学校は休校、仕事はリモートを活用（市民生活、経済活動ストップ状態）																

表8 富士山火山噴火被害見積

	火山現象	被害見積	備 考
溢流的噴火	溶岩流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の一部に17日5時間以降流入の可能性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人 数：約21265名 ・ 世帯数：約9000世帯 ・ 車両数：約1000台 ○ 流入地域の住宅、農地等が埋没・焼失 	<ul style="list-style-type: none"> ○ P 258 図溶岩流ドリル マップ 参照
	火山灰	<ul style="list-style-type: none"> ○ 影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事、学校、観光等、通常の活動
	降灰後土石流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 影響なし 	
	小さな噴石	<ul style="list-style-type: none"> ○ 影響なし 	
爆発的噴火	溶岩流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 影響なし 	
	火山灰	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の全域に降灰（家屋等の倒壊等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 風向きにより、最高で30~50cmの降灰 ・ 木造家屋の損壊・倒壊（30cm、降雨時） ・ 体育館等支点間の長い建物の損壊・崩壊 ・ 農地への降灰による収穫被害 ・ 大量の火山灰処理 ○ 健康・医療 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目、鼻、喉、気管支の異常、皮膚の炎症 ・ 要介護者・要支援者・自宅療養者、入院患者（人工透析）等の治療への影響（移動・電力・水・医薬品等） ○ 交通・流通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 降灰時視界不良、センターラインが見えない影響により走行困難かつ事故が多発 ・ 2輪駆動車は30cm、傾斜地では5cm程度で走行不能（4輪駆動車は走行可能） ・ 電車は、車輪とレールの通電不良による不安全化、視界不良等により運行停止 ・ 船舶は、視界不良による運航停止、冷却水管等の目詰まりによる速度低下等 ・ 道路網が火山灰の影響で運行できない等により輸送・流通が止まり食料等不足 ○ 電力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 碓子の絶縁低下、送配電線の切斷に伴う停電 ・ 火力発電所の吸気フィルターの機能低下による供給量の低下 ○ 上・下水道 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原水の水質悪化に伴う断水 ・ 降灰による取水停止による断水 ・ 管路の流下阻害や閉塞の発生 ・ 停電による上・下水道施設の機能停止 ○ 通信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電による電気通信設備の故障等 ・ 冷却能力の低下による設備の故障 ・ アンテナへの火山灰付着による通信障害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ P 259 図1 降灰可能性 マップ参照
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 1cm以上の降灰があり、1時間に10mm程度の降雨があった場合に発生の可能性 ○ 降灰堆積深が10cm以上で被害が拡大。巻き込まれた住民・建物の被害 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画 【資料編】 資料5-9参照
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 風向きにより1~10cmの噴石が飛来し、直撃による負傷者の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ P 261 図1 小さな噴石の飛来可能性マップ 参照

第2 予防対策

1 火山情報伝達体制の確立

(1) 噴火警報等の発表と伝達

気象庁は、火山活動の監視・観測を常時実施しており、火山活動の状況に応じて、P 262の表 「富士山の噴火警戒レベル」に示す情報（以下、「噴火警報」という。）を発表し、速やかに関係機関に提供します。この際、県及び市町村に対し、防災情報提供システムやJアラート等により情報伝達するとともに、その重要性に応じて報道機関への発表を行います。県は、気象庁から受け取った情報を一斉指令により市町村に伝達し、市町村は住民等に対して伝達します。

(2) 噴火警報等の通報及び伝達体制

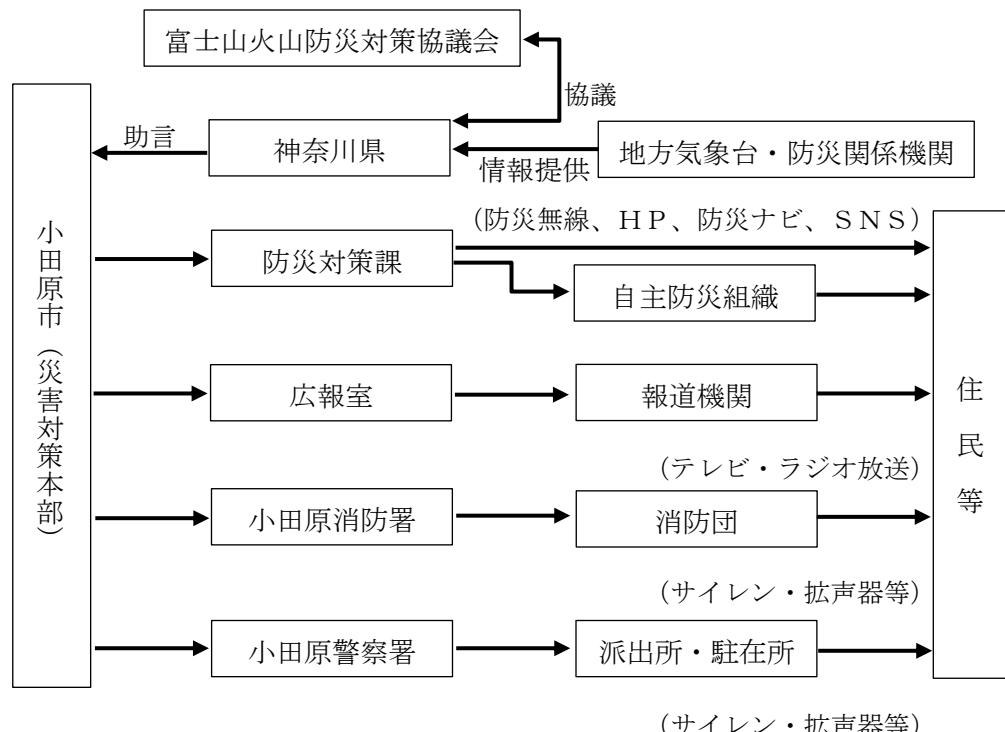
噴火警報等の通報及び伝達系統は、資料15-2のとおりです。

市は、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めます。発令基準の策定・見直しに当たって、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用について、県や国との連携に努めます。

(3) 市の情報伝達体制

市は、気象庁が噴火警報等を発表した場合、図「市における情報伝達系統図」により、住民に対し速やかに情報伝達を行います。この際、情報伝達に漏れがないよう警察・消防等と協力して確実に情報伝達するとともに、報道機関を活用した広報に留意します。

表9 市における情報伝達系統図



(4) 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

2 溶岩流対策

溶岩流は、市の一部に17日5時間以降流入の可能性があり、約9000世帯、約21000名に影響を及ぼすと考えられています。溶岩流の速度は、人の歩く速度（約3km/h）程度ですので、溶岩流噴出後の情報を確実に把握して、適時・適切に避難準備～避難指示～避難まで計画的に実施できるよう避難計画を整備し、関係住民への周知徹底に努めます。

3 火山灰（降灰及び小さな噴石）対策

（1） 降灰予報の入手と伝達

気象庁が発表する降灰予報を入手するとともに、市の情報伝達系統をもって、速やかに住民等に情報伝達を行います。

表10 降灰予報の種類と内容

	発表する場合	発表の時期	発表内容
降灰予報 (定時)	噴火警報発表中の火山で、噴火により生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合	定期的 (3時間毎)	18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲、小さな噴石の落下範囲
降灰予報 (速報)	○ 降灰予報（定時）発表中の火山：降灰への防災対応が必要となる降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表 ○ 降灰予報（定時）未発表の火山：噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため予測された降灰量が「少量」であっても必要に応じ発表	噴火後速やか (5~10分後)	噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布、小さな噴石の落下範囲
降灰予報 (詳細)	○ 降灰予報（速報）を発表した場合に少し遅れて発表 ○ 噴火観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて高精度の降灰予測計算を行って発表 ○ 降灰予報（定時）発表中の火山：速報に同じ。 ○ 降灰予報（定時）未発表の火山：速報に同じ。	噴火後 (20~30分後)	噴火発生から6時間先まで（1時間毎）に発表される降灰量分布、降灰お開始時期
備 考	○ 降灰予報で使用する降灰量階級は、「多量：1mm以上（外出を控える、運転を控える）」「やや多量：0.1mm~1mm（マスク等で防護、徐行運転をする）」「少量：0.1mm未満（窓を閉める、フロントガラスの除灰）」		

（2） 健康被害対策

火山灰が健康に与える影響は、呼吸器系への影響、特に慢性肺疾患のある方は注意が必要です。また、目に入ると角膜の損傷や結膜炎を発症したり、皮膚に付着すると炎症を起こす人もいます。このため、日頃から住民に対して、避難、外出、野外作業時の注意事項の周知を図ります。

住民への避難、外出、野外作業時の周知事項

- 火山灰を吸い込まない。マスク（タオル・ハンカチ）着用する。
- 目を守る。
 - コンタクトレンズの使用を避け、眼鏡にする
 - 防塵ゴーグルや傘、帽子、ヘルメットを着用する。
 - 灰が目に入った場合、こすらずに水で洗い流す。
- 皮膚を守る。
 - 長袖、長ズボン、手袋、タオル等で皮膚を覆う。
- 野外で作業する場合は、しっかりとした防塵マスクを着用する。

（3） 木造家屋の損壊・倒壊対策

- ア 倒壊の恐れのある木造家屋について把握するとともに、降灰の状況に応じ、適時適切な避難指示を発出できるよう努めます。
- イ 降灰に強い家作り（屋根は谷を作らず単純な形状で4寸（約22度）以上の急勾配、軒は60cm以上出し、雨どいを半丸型にする等）について、普及・推奨に努めます。
- ウ 屋根への降灰対策として、ビニールシートを活用した防護要領及び屋根の除灰は転落等の危険を伴うため安全な除灰要領等について、検討・普及に努めます。

4 降灰後の土石流対策

第1編 地震災害対策計画 第2章「第5節 土砂災害対策」を準用します。

5 避難対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第5節 避難対策」を準用するほか、以下のとおり。

(1) 避難誘導

市は、富士山が噴火し、又は噴火する恐れがあるときは、避難誘導を行います。

ア 市は、避難場所・避難経路をあらかじめ指定し、日頃から住民、観光客等への周知徹底に努めます。

イ 市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、搬送等について、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

(2) 避難所の確保

避難所の選定は噴火の形態により大きく異なります。溢流的噴火の場合、溶岩流の流入以外は影響がなく、学校も通常通りであるならば、広域避難所の開設に制限を受けることになります。また、避難者の多くは車両で避難すると考えられ、駐車場の確保が必要になります。

爆発的噴火の場合、火山灰の影響で広域避難所の屋内運動場（体育館）は支点間が長く脆弱であるため、使用できないことが予想され、検討が必要です。

ア 溢流的噴火の場合

溶岩流の流入予想地域から避難する最大人員数約1700人（自主避難を約2割と見積）の避難場所を確保するため、下記の施設等を選定し、使用できるよう調整を進めます。

(ア) 溶岩流流入予想地域以外のすべての小・中学校の体育館及び校庭（グランド）

(イ) 市の福祉施設及び民間の福祉施設等（要配慮者等の避難場所）

(ウ) 市のその他の施設、公民館及び高校

(エ) 上記で収容できない場合、民間施設を調整するとともに、広域避難について検討

イ 爆発的噴火の場合

木造家屋で降灰により倒壊の恐れがある住民及び降灰後の土砂災害の恐れがある住民等の避難所として、広域避難所における学校の校舎地区を使用できるよう整備に努めます。

(3) 避難所の準備・運営

溢流的噴火の場合、溶岩流の流入予想地域の住民が別の地区的広域避難所等に避難する特性があるため、避難所の準備と運営の要領について具体化を図ります。

(4) 自主避難の推奨

避難者の避難生活の快適性、市の避難関連業務の軽減化等を考慮し、溶岩流の到達予想地域外にある、実家、親族、友人、知人宅、旅館・ホテル等への自主的な避難を推奨します。

6 要配慮者に対する対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第6節 要配慮者に対する対策」を準用します。

7 ライフラインの安全対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第13節 ライフラインの応急復旧対策」を準用するほか、以下のとおり。

(1) 上水道

高田浄水場の再整備事業による施設の覆蓋化が完了するまでは、降灰対策作業に要するブルーシートや防塵マスク等の準備を進めます。

(2) 電 気

事業者は、降灰下での作業環境を考慮して、防塵マスク等を整備するとともに、復旧場所への経路の確保について道路管理者と協議を進めます。

(3) 通信サービス

通信サービス事業者は、除灰道具、除灰フィルター等の整備と復旧に必要な技術者等の確保を進めるとともに、復旧場所への経路の確保について道路管理者と協議を進めます。

8 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市は、救助工作車、高規格救急自動車（以下「救急自動車」という。）等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

ア 市は、平常時から消防団、自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のため初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めます。

イ 市は、消防水利、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備強化を図ります。

(3) 医療救護活動

市は、関係機関と調整のうえ、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

9 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策」を準用するほか、以下のとおり。

(1) 市民の備蓄は、通常の備蓄品の他、マスク、ゴーグル、ヘルメットの準備を追加します。

(2) 市民の食料・飲料水の備蓄及び企業（協定締結している小売店等）に関して、警戒レベル応じて段階的に備蓄・仕入れを増強することを促進します。

警戒レベル	一般住民	販売店等
レベル3	3日分の備蓄を確認	仕入を通常の1.25倍
レベル4	5日分の備蓄を準備	仕入を通常の1.5倍
レベル5	7日分の備蓄を準備	仕入を通常の2倍

10 医療・救護・防疫対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第9節 医療・救護・防疫対策」を準用するほか、医薬品・医療材料等は、宝永噴火の時には降灰が15日間続いたことを考慮した備蓄品の確保に努めます。

11 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策」を準用するほか、以下のとおり。

(1) 降灰による交通への影響

車線等の視認障害、視覚不良、3cm以上堆積すると降雨時には二輪駆動車の走行が困難となります。スタック車両の存在は交通を妨げ、緊急車両の運行に影響を及ぼします。

(2) 除灰作業用資機材の確保

除灰作業用資機材を保有している機関を把握し、支援に関する協定の締結に努めます。噴火状況判明後は、県を通じ国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努めます。なお、除排雪資機材（ホイールローダー等）は、除灰作業用として代用が可能であることから、他の自治体等からの支援についても検討します。

(3) 火山灰（小さな噴石を含む）処分の検討

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきもので、避難路等の除灰作業で収集した火山灰は、火山灰の集積→火山灰仮置き場→火山灰処分場の手順により処分します。平時に、市として火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所の候補地を選定し、国が火山灰の処分（最終）方法を検討します。

(4) 火山灰仮置き場の検討

ア 火山灰仮置き場は、避難路等で収集した火山灰を一時的に集積する場所であり、仮置き期間は1～3か月程度と想定します。

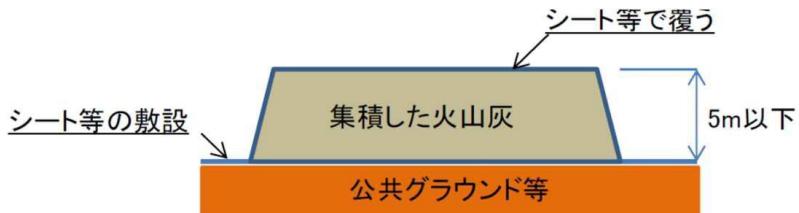
イ 仮置き場となる用地の主な条件

- ・平坦な場所（火山灰の移動、流出を防止）
- ・河川や水路などから一定程度離れた場所（下流域への流出を防止）
- ・ダンプトラックの往来が可能な場所（処分場への移動を想定）
- ・公有地、公共施設（私有地への集積は、地権者と合意が必要）
- （例）大型駐車場、公園、公共グラウンド、遊休地 等

ウ 留意事項

- ・用地の現状復旧や処分場への運搬がしやすい工夫（シート等の敷設）
- ・風による飛散の防止（シート等で覆う）
- ・降雨による流出防止（排水溝の設置）
- ・火山灰盛土の崩壊防止（盛土高5m以下） 等

エ 火山灰仮置き場での保管例（基準）



12 災害廃棄物等の処理対策

第1編 地震災害対策計画 第3章「第15節 災害廃棄物等の処理対策」を準用するほか、除灰した火山灰を排水溝に流さないこと等について、住民に普及するとともに、灰出し要領等の具体化に努めます。

13 防災知識の普及

(1) 市民等への防災知識の普及

市は、火山災害について市民の正しい理解が進むよう火山活動等に関する情報の提供、噴火の種類・規模等により、とるべき行動等について普及啓発に努めます。

(2) 観光客等への防災知識の普及

県及び市観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及啓発に努めます。

(3) 児童・生徒等への防災知識の普及

学校は、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。

14 防災訓練の実施

第1編 地震災害対策計画 第3章「第18節 防災訓練の実施」を準用します。

第3 災害事前対策

1 富士山噴火までの市の体制

市は、噴火警戒レベルに応じて、表11に示す配備体制をとり、国・県等と情報の共有を図るとともに、噴火前の事前対策を推進します。

表11 富士山噴火までの市の体制

警戒レベル	国	神奈川県	小田原市
レベル3	火山災害現地連絡調整室の設置	警戒態勢（安全防災局1コ班及び各局で必要に応じ配備）	情報収集体制（通常体制）
レベル4	特定災害対策本部の設置 政府現地災害対策室の設置	第2次応急体制（安全防災局全職員及び各局第2次応急要員配備）	情報収集体制（準備体制）
レベル5	同上	同上	動員1号、状況により動員2号

※ 配備体制は、第1編 地震災害対策計画 第4章1節「第3 動員計画」を準用します。

2 火口周辺警報（レベル3）発令時の対応

(1) 情報収集活動

市は、通常の勤務体制で、防災対策課で気象庁、県等から情報収集を実施します。

(2) 住民等への情報の伝達

市は、防災行政無線、HP、防災アプリ等を通じ、下記の情報を伝達します。

こちらは、防災おだわらです。小田原市役所から富士山の状況についてお知らせします。本日午前（後）○時○分富士山の噴火警報が発表され、噴火警戒レベル3に引き上げられました。市民の皆様は、今後の火山に関するテレビ・ラジオ等の報道に注意するとともに、食料・水等の3日分の備蓄についてご確認ください。

3 噴火警報（レベル4）発令時の対応

(1) 情報収集活動

市は、準備体制に移行し、気象庁、県等から情報収集を実施します。

(2) 住民等への情報の伝達

市は、防災行政無線、HP、防災アプリ等を通じ、下記の情報を伝達します。

こちらは、防災おだわらです。小田原市役所から富士山の状況についてお知らせします。本日午前（後）○時○分富士山の噴火警報が発表され、噴火警戒レベル4に引き上げられました。市民の皆様は、今後の火山に関するテレビ・ラジオ等の報道に注意するとともに、食料・水等を5日分備蓄するよう心掛けるとともに、富士山方面への不要不急の移動はお控えください。

(3) 火口周辺市町村からの避難住民対応

第1次、第2次避難対象エリアの住民避難が予想され、県、避難実施市町村等から広域避難

経路等の情報を入手して住民に伝達、必要があれば交通規制等を実施します。

表12 市に関係する広域避難経路（富士山火山避難基本計画から抜粋）

路線名・区間	始点・終点 市町村	
国道255号	松田町	小田原市
県道74号（小田原山北）	山北町	小田原市
国道1号線	小田原市	函南町
国道135号	小田原市	熱海市

（4）交通規制等

市長は、必要に応じて、警察、消防機関等の協力を得て、住民、観光客等に対する交通規制等を実施します。なお、特に必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行うものとします。

4 噴火警報（レベル5）発令時の対応

（1）情報収集活動

市は、動員1号（状況により2号）体制に移行、気象庁、県等から情報収集を実施します。

（2）住民等への情報の伝達

市は、防災行政無線、HP、防災アプリ等を通じ、下記の情報を伝達します。

こちらは、防災おだわらです。小田原市役所から富士山の状況についてお知らせします。本日午前（後）○時○分富士山の噴火警報が発表され、噴火警戒レベル5に引き上げられました。市民の皆様は、今後の火山に関するテレビ・ラジオ等の報道に注意するとともに、食料・水等を7日分備蓄するよう心掛けるとともに、富士山方面への不要不急の移動はお控えください。

（3）火口周辺市町村からの避難住民対応

第4次避難対象エリアの住民避難が予想され、レベル4と同様の対応を実施します。

（4）要配慮者等に対する対応

ア 噴火まで種類・規模等は判定できないが、大規模爆発的噴火の場合、約30分で降灰の可能性があるため、土砂災害警戒区域内の要配慮者等に対し、高齢者等避難の準備を連絡します。

イ 市は、上記地域の要配慮者及び避難行動要支援者等を把握するとともに、連絡手段を確保して、噴火後の種類・規模が判明後、速やかに避難指示を発令できる体制を確立します。

この際、要配慮者の程度に応じて、安全な福祉施設への収容について検討・調整します。

（5）避難所の開設準備

土砂災害警戒区域に指定されている地域の避難所及び福祉施設等は、噴火後速やかに避難所を開設又は受入れが可能な準備について連絡します。

（6）道路除灰の準備

国、県及び除灰作業用資機材を保有している機関及び除排雪資機材等を保有する他の自治体等に対し、支援に関する調整を実施します。

第4 噴火時の応急災害対策

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するためには、被害規模等の概括的

な情報をいち早く把握することが、その後の応急策を効果的に実施するために不可欠です。

市は、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、災害対策本部の設置をはじめ、国、県、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

応急活動対策の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発の防止と二次災害等の防止や救助・救急、医療及び消火活動を進めます。また、避難所の設置等の避難対策、食料、水、燃料等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動搖の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。

1 活動体制の確立

(1) 災害情報の収集・連絡

火山災害が発生したとき、市は、人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

噴火後の情報収集活動は、表13の情報を重視して情報収集活動を実施します。

(2) 通信手段の確保

市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を県に要請します。

表13 噴火後の情報収集項目

区分	噴火に関する情報（基準）	その他の情報（基準）
噴火直後	○噴火規模、種類、火口の位置、噴煙高	○被害状況 ○要配慮者の避難状況
大規模溢流的噴火の場合	○溶岩流の流下状況（方向・速度・先端） ○その他、火山灰等の状況	○被害状況 ○流入予想地域住民の避難に関する状況 ○避難所の開設・運営状況 ○周辺町の避難状況 ○復旧状況
大規模爆発的噴火の場合	○降灰状況 ○気象情報（風向、降雨） ○その他、小さな噴石等の状況	○被害状況 ○市の降灰状況（降灰厚） ○インフラ・交通状況 ○避難所の開設・運営状況 ○支援物資の状況 ○復旧状況

(3) 災害対策本部の設置と配備体制

ア 大規模な爆発的噴火があった場合、30分以降市内への降灰が予想されることから、噴火したら、別命なく速やかに災害対策本部を設置するとともに3号配備体制に移行します。

イ 災害対策本部の設置

第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第2 災害対策本部等の設置」を準用します。

ウ 噴火後の情報（噴火規模・種類、火口位置等）に基づき、表14のとおり、災害対策本部と配備体制を変更します。

表14 噴火後の本部及び配備体制の変更基準

噴火の規模、種類、火口の位置	体制	災害対策本部
○ 小・中規模噴火	○ 準備体制	○ 廃止
○ 大規模、溢流的噴火、29・30以外の火口	○ 1号配備	○ 廃止
○ 大規模、溢流的噴火、29・30火口	○ 2号配備	○ 繼続
○ 大規模、爆発的噴火	○ 3号配備	○ 繼続

（4）広域的な応援体制

市長は、必要があると認めるときは県知事に対して広域応援を要請します。

（5）自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求める（災害対策基本法第68条の2第1項）。この場合、市長は、必要に応じて、市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担当部隊の長（陸上自衛隊東部方面構成団）に通知します。

また、市長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合は、直接防衛大臣又は地域担当部隊等の長（陸上自衛隊東部方面混成団）に災害の状況等を通知します（災害対策基本法第68条の2第2項）。また、この通知をした時は、速やかにその旨を県知事に通知します。

2 被害状況の収集と伝達

第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第4 被害状況の収集・伝達」を準用します。

3 災害広報の実施

第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第5 災害広報の実施」を準用します。

4 通信の運用

第1編 地震災害対策計画 第4章第1節「第6 通信の運用」を準用します。

5 避難対策

溢流的噴火の場合、避難者が限定され溶岩流の流入は約17日と時間的余裕もあり、事前の計画に基づく避難が可能なため、別冊として「小田原市富士山火山避難要領」を作成します。

ここでは、爆発的噴火の場合の避難対策について記述します。

第1編 地震災害対策計画 第4章「第3節 避難対策」を準用するほか、以下のとおり。

（1）避難の考え方

大規模な爆発的噴火による降灰・降雨の状況は、宝永噴火時の推移から推測すると、前段：噴火から5日間は大量の降灰（10～20cm）と降雨で、中段：6～10日間は降灰（5～10cm）と降雨は減少し降らない日もあります。後段11～15日間は、降灰（10～20cm）が続き、降雨は減少します。※ 表7 爆発的噴火シナリオ（宝永噴火のケースで検討）参照

このため、大規模な爆発的噴火で噴煙が15km上がり、風向が西～北西だった場合、市民は速やかに自宅避難するとともに、土砂災害警戒区域の住民は避難所に避難します。

木造家屋居住の住民は、積算降灰量が30cmを超えると倒壊の恐れがあるため、前段は自宅で避難し、中段以降、降灰の状況を踏まえ避難所への避難を検討します。

帰宅困難者及び旅行者等の避難については、大規模噴火の場合、警戒レベルは段階的に上がると予想され、事前の対処で抑制されると考えられるが、発生した場合は、最寄りの広域避難所に避難させます。

(2) 避難指示

降灰における避難指示は、降灰・降雨の状況に応じ、表15の基準に基づき発令します。

表15 降灰における避難指示発令の基準

積算降灰量		5mm	1cm	15cm	20cm	25cm
土砂災害 警戒区域	要配慮者	避難指示				
	一般住民	避難準備	避難指示			
木造家屋 居住住民	要配慮者			避難準備	避難指示	
	一般住民				避難準備	避難指示
備考	降雨量は、10mm/1h(基準)					

6 救助・救急、消火、医療救護活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第2節 救助・救急、消火、医療救護活動」を準用します。

7 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取り扱いに関する活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第4節 保健衛生、災害時の廃棄物等の処理、遺体の取り扱いに関する活動」を準用します。

8 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動」を準用します。

9 文教対策

第1編 地震災害対策計画 第4章「第6節 文教対策」を準用します。

10 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」を準用ほか、以下のとおり。

災害発生後、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があるため、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空の様々な手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施します。

11 警備・救助対策

第1編 地震災害対策計画 第4章「第8節 警備・救助対策」を準用します。

12 ライフラインの応急復旧活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第9節 ライフラインの応急復旧活動」を準用するほか、以下のとおり。

浄水場施設の降灰対策

- (1) 降灰時には、覆蓋設備のない着水井、沈殿池越流トラフ及びろ過池に専用のシートで天幕を張り降灰の混入を防ぎます。
- (2) 降灰による浄水工程への影響についての判断を行い、必要に応じて取水制限及び取水停止等の措置を講じます。
- (3) 取水停止した際には、沈殿池等に降灰した灰が堆積しないように排泥作業の頻度を上げるなど必要な作業を行い、取水再開に備えます。

13 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

第1編 地震災害対策計画 第4章「第10節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動」を準用します。

14 広域的応援体制

第1編 地震災害対策計画 第4章「第11節 広域的応援体制」を準用します。

15 災害救助法関係

第1編 地震災害対策計画 第4章「第12節 災害救助法関係」を準用します。

16 労務供給計画

第1編 地震災害対策計画 第4章「第13節 労務供給計画」を準用します。

第4 復旧・復興対策

第1編 地震災害対策計画「第5章 復旧・復興対策」を準用するほか、以下のとおり。

1 溶岩流流入地域の復旧・復興

溶岩流の流入により住居をなくした住人のための宅地造成、公共事業等により出る廃土等を活用し、溶岩地帯を埋め立てることによる復旧・復興について検討します。

2 降灰した農地の復旧・復興

天地返しによる復旧等について検討します。

第2節 箱根山火山防災対策

箱根山の概要

箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。火山体の中心には南北 11km、東西 8 km の大きな鍋状凹地（カルデラ）があり、その西側を占める芦ノ湖はカルデラ湖です。箱根の名称は、四方を峰々で囲まれた箱形の山塊という意味でつけられたとも言われています。

箱根山火山の活動が始まったのは、今から 65 万年前と推定されており、その後火山活動を繰り返して、外輪山とカルデラ、カルデラの中に発達する 2 つの中央火口丘群を形成しました。

外輪山は今から 25 万年前までに形成された、玄武岩から安山岩を主体とする成層火山の集合体で、明神ヶ岳、明星ヶ岳、金時山、三国山、大観山などカルデラの縁をなしています。カルデラの中には新旧 2 種類の中央火口丘群があります。古い方にあたる前期中央火口丘群は、地形的には頂上が平なのが特徴で、安山岩からデイサイトを主体とする複数の成層火山や溶岩ドームからなります。浅間山、鷹巣山、屏風山などがこれに当たり、8 万年前頃までに形成されたと考えられています。新しい方にあたる後期中央火口丘群は地形的には釣鐘状をしているのが特徴で、安山岩の成層火山や溶岩ドームからなり、神山、駒ヶ岳、二子山などがこれに当たります。

外輪山および前期中央火口丘群は既に活動を停止しており、最近の噴火は後期中央火口丘群で発生しており、将来の活動も後期中央火口丘群で行われるものと考えられます。

箱根山火山の噴火スタイルは長い歴史の間で様々に変化してきましたが、箱根山火山では 4 万年前以降、溶岩ドームの形成とそれに伴って発生する火碎流や山体崩壊を繰り返していることが知られています。箱根山火山でもっとも新しい山体は、大涌谷の南にある冠ヶ岳で、3,000 年前に形成されました。冠ヶ岳も溶岩ドームですが、この溶岩ドームが地表近くに達した際、神山が崩壊して仙石原方面に岩屑なだれが押し寄せたほか、火碎流が仙石原を覆い、一部は湖尻峠に達したことが知られています。なお、このとき岩屑なだれが早川を堰き止めたため芦ノ湖が形成されました。同様の噴火は過去 1 万年間に限ってみると、神山（7,000 年前）、二子山（5,000 年前）に発生しています。

箱根山火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により 12~13 世紀頃に 3 回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化がきわめて進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は 3,000 年前頃と 2,000 年前頃にもあったことが知られています。

その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の 4 つの噴気地帯では噴気活動が継続しています。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。

箱根山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁、県温泉地学研究所等により監視・観測を行っています。平成 27 年の 4 月下旬から始まった火山活動の活発化は、11 月下旬までのおよそ 7 ヶ月間続き、6 月にはごく小規模な水蒸気噴火が発生しました。この間、観測された火山性の地震は、体に感じないごく小規模のものまで含めると約 12,500 回でした。また、平成 31 年 4 月下旬頃から火山性地震がやや増加し、5 月中旬に急増したことを受け、5 月 19 日に噴火警戒レベルが 1（活火山であることに留意）から 2（火口周辺規制）に引き上げられました。その後火山性地震は減少し、9 月以降、5 月の地震活発化前の状態になり、10 月 7 日にレベル 1 に引き下げられました。

第1 災害予防

1 火山情報の伝達体制等

（1）異常現象発見の通報義務

活動火山に関し、下記(1)に記す通報を要する異常現象を発見した者は、ただちに市又は警察官に通報し、通報を受けた警察官はその旨を最寄りの市に、市は関係機関に速やかに伝達します。

通報を要する異常現象

- ア 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火碎流(熱雲)) 及びそれに伴う降灰砂等
- イ 火山地帯での火映、鳴動の発生
- ウ 火山地帯での地震又は地殻変動の発生
- エ 火山地帯での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度又は昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地帯での涌泉の新生又は潤渴、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地帯での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大若しくは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

(2) 噴火警報等の発表と伝達

ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

(ア) 噴火警報・予報の種類

a 噴火警報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表されます。

b 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏(活火山であることに留意)な状態が予想される場合に発表します。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表されます。

(イ) 解説情報等

a 臨時の解説情報

国(気象庁)は、火山活動の変化を観測した場合、臨時の解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、県等必要な関係者に伝達します。臨時の解説情報は、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい解説を加えて発信します。

b 噴火速報

国(気象庁)は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、周辺の住民及び登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、県等必要な関係者に伝達します。

(ウ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表します。住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼びかけます。

(エ) 箱根山の噴火警戒レベル

表 箱根山の噴火警戒レベル

名称	範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 溶岩流や火碎流の発生など、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生。 【過去事例】3,000年前：冠ヶ岳溶岩ドーム形成、火碎流発生・規模の大きな火山性微動の発生等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が切迫。 【過去事例】有史以降の事例なし ・小規模噴火が発生、火口から約2km以内に大きな噴石、火碎サージが発生 【過去事例】12～13世紀：大涌谷で水蒸気爆発、火碎サージ発生
	4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。	箱根山においては、非常に多くの観光客を円滑に避難させる必要及び居住地が想定火口に近く、箱根町はこの段階で避難指示を発令。	<ul style="list-style-type: none"> 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 【過去事例】有史以降の事例なし 	
噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近く	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。 特定地域では避難。状況に応じて要配慮者の避難準備等。	<ul style="list-style-type: none"> 想定火口域を超えて噴石が飛散するような噴火の発生。 【過去事例】有史以降の事例なし ・地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、状況により居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火の発生が予想される。【過去事例】 2015年6月：傾斜変動を伴う火山性微動が発生し、ごく小規模噴火が発生するなど火山活動が活発化
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生又は発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 地震活動や熱活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動等、火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想される。 【過去事例】2001年6月～10月：地震活動の活発化、山体の膨張を示す地殻変動、噴気異常等の熱活動の活発化
噴火予報	火口内等	1 (活火山留意)	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰が噴出	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏 ・一時的な地震の増加【過去事例】 1966年6月～7月：一時的な地震の増加、翌年泉温の上昇 2006年9～11月：一時的な地震増加 2013年1～2月：一時的な地震増加

イ 降灰予報

第1節 富士山火山防災対策「表10 降灰予報の種類と内容」を参照。

ウ 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ちに入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

（2）噴火警報等の通報及び伝達体制

噴火警報等の通報及び伝達系統は、資料15-2のとおりです。

市は、地域の特性等を踏まえつつ、噴火警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めます。発令基準の策定・見直しに当たって、火山防災協議会における共同検討等を通じて、災害の危険度を表す情報等の活用についてそれらの情報を取り扱う県や国との連携に努めます。

2 災害応急対策への備え

（1）情報の収集・連絡

ア 災害情報の収集・伝達体制の充実

市は、県及び関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を一層強化します。

イ 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

（2）救助・救急、消火及び医療救護活動

第1節 富士山火山防災対策「8 救助・救急、消火及び医療救護活動」を準用します。

（3）避難誘導

市は、火山が噴火し、又は噴火するおそれのあるときは、避難誘導を行います。

ア 市は、避難場所・避難経路をあらかじめ指定し、日頃から住民、観光客等への周知徹底に努めます。

イ 市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、搬送等について、警察、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

（4）降灰等対策

市は、国、県及び防災関係機関等と連携し、火山災害に伴う降灰等が経済活動、市民生活等に及ぼす支障を軽減するため、火山災害等について防災対策を検討します。

(5) 防災知識の普及

ア 市民等への防災知識の普及

市は、国及び県と連携して、噴火時等の避難等の火山防災対策を検討するための協議会を通じて、火山災害について市民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及啓発に努めます。また、県とともに、火山災害に関する必要な情報を総合的に表示した火山に関するハザードマップを作成するとともに、地域の実情にあった啓発を行います。

イ 観光客等への防災知識の普及

県及び市観光協会等の関係機関と連携して、火山防災知識の普及啓発に努めます。

ウ 児童・生徒等への防災知識の普及

学校は、教科等を通じ、火山に関する知識の普及や火山防災教育の推進に努めます。

(6) 火山防災協議会による協議等

箱根山火山災害対策（箱根山火山防災協議会）

活動火山対策特別措置法に基づき、平成28年2月22日付けで神奈川県及び箱根町が火山災害警戒地域に指定されたことを受けて、県と箱根町は、活動火山対策特別措置法に基づく箱根山火山防災協議会を設置しています。

県、箱根町、横浜地方気象台、関東地方整備局、自衛隊、県警察等は、箱根山火山防災協議会において、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について協議しています。

第2 災害時の応急活動計画

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するためには、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急策を効果的に実施するために不可欠です。

市は、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、災害対策本部の設置をはじめ、国、県、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

応急活動対策の実施に当たっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発の防止と二次災害等の防止や救助・救急、医療及び消火活動を進めます。また、避難所の設置等の避難対策、食料、水、燃料等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動搖の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

(3) 通信手段の確保

市は、災害発生時において災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、

速やかな通信の復旧を図ります。また、通信手段の確保について必要な措置を県に要請します。

2 活動体制の確立

(1) 配備体制

市は、災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策を検討し、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定など必要な措置を講じます。

(2) 災害対策本部の設置

市長は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市災害対策本部を設置します。また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

(3) 広域的な応援体制

市長は、必要があると認めるときは県知事に対して広域応援を要請します。

(4) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求める（災害対策基本法第68条の2第1項）。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担当部隊の長（陸上自衛隊東部方面混成団）に通知します。

3 救助・救急、消火及び医療救護活動

災害発生時、市民の一人ひとりが、「自らの身は、自ら守る」、「出火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めます。

また、市は防災関係機関と一体になって被災者の救出・救援・消火及び医療救護活動を行います。

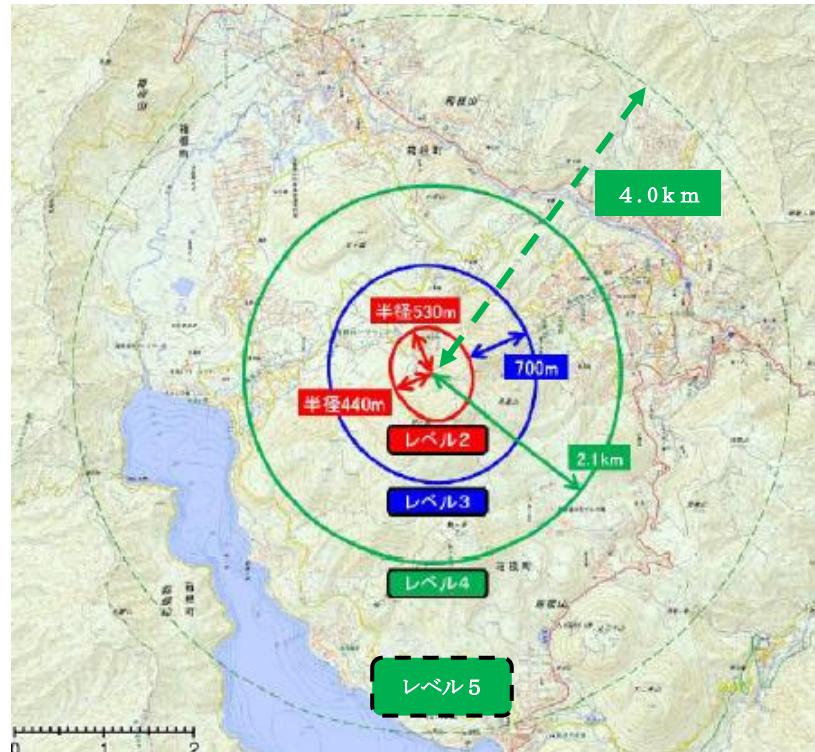
4 避難対策

箱根山の噴火において、本市は避難対象地域に含まれていませんが、箱根町から避難者が避難してくる可能性があるため、箱根町及び県との調整に基づき広域避難所等への受け入れを実施します。

（参考）大涌谷周辺での噴火を想定した場合の防災対応

噴火警戒レベル (キーワード)	影響範囲	保全対象施設 又は居住地域	規制箇所
5 (避難)	居住地域及びそれより火口側(想定火口域中心から2.1km以遠)	強羅南エリア、強羅北エリア、仙石原エリア、湖尻エリア、姥子エリア及び早雲郷エリア	噴火状況に応じた地点 →居住地域内に線引きが必要
4 (高齢者等 避難)			
3 (入山規制)	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺(想定火口域から700m程度まで)	姥子エリア、早雲郷エリア、大涌谷エリア	・県道(姥子～早雲山)
2 (火口周辺 規制)	火口から少し離れた所の火口周辺(想定火口域の中心から半径530m・440mの楕円内)	大涌谷エリア	・大涌谷への県道分岐点 ・ロープウェイ姥子駅 ・ロープウェイ早雲山駅 ・想定火口域周辺に至る各登山道の入口
1 (活火山で あること に留意)	火口内等(想定火口域内の一部地域)		状況に応じて ・研究路ゲート ・想定火口域内の各登山道

(参考) 箱根山の避難対象地域



5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空の様々な手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努めるなど総合的な緊急輸送を実施します。

- ◎ 関連箇所：第1編地震災害対策計画「第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」

6 被災者等への情報提供

市は、防災関係機関と連携して、市民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動をとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解決するために、総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物資の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

- ◎ 関連箇所：第1編地震災害対策計画「第10節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動」

第3次小田原市環境基本計画の改定について

1 概 要

第3次小田原市環境基本計画（計画期間：令和4年度（2022年度）～令和12年度（2030年度））の着実な推進を図るため、令和6年度（2024年度）に実施した施策ごとの達成状況等の評価を行う中間評価の結果及び社会情勢の変化等を踏まえ、本計画の見直しを行う。

2 見直しの要点

（1）新たな視点の追加

- ア ゼロエミッショの実現（第4章 施策4資源循環 57頁）
- イ ネイチャー・ポジティブの推進（第1章 計画策定の背景 5頁、第4章 施策5自然共生 63頁）

（2）新たな取組の追加

- ア 環境再生プロジェクトの推進（第4章 施策1地域循環共生圏の構築 50頁）
- イ 電力地産地消プラットフォームの構築・運営（第4章 施策3脱炭素 56頁）
- ウ 自然共生サイトの認定拡大・支援誘致（第4章 施策5自然共生 63頁）

（3）取組内容の見直し

- ア 環境保全に関わる人や企業等との連携（第4章 施策1地域循環共生圏の構築 49～50頁）
- イ 再エネ導入支援の拡充（第4章 施策3脱炭素 56頁）
- ウ ごみの減量化・資源化に係る取組の拡充・具体化（第4章 施策4資源循環 58～59頁）

（4）進捗状況や新たな取組を踏まえた指標の見直し

- ア 詳細指標の令和12年度目標値の設定（第4章 施策1～6 48頁～72頁）
- イ 取組の進捗状況を踏まえた新たな指標の追加（第4章 施策1～6 48頁、49頁、51頁、54頁、58頁、60頁、63頁、66頁、69頁）

3 見直しの経緯と今後のスケジュール

令和7年8月6日	第1回環境審議会（諮問）
令和7年11月4日	第2回環境審議会
令和7年12月15日 ～令和8年1月13日	パブリックコメント実施
令和8年1月～2月	庁内会議
令和8年2月～3月	第3回環境審議会（答申）
令和8年3月	改定計画の策定

参考資料5－1

第3次小田原市環境基本計画 改定案

見直し箇所は、**赤字**で記載

目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項

1	基本的な枠組み	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画の目的	10
(3)	計画の策定根拠と位置付け	10
(4)	計画期間	12
(5)	環境の範囲	12

第2章 小田原市の現況、課題、市民意識

1	小田原市の現況	14
(1)	位置、人口動態	14
(2)	自然環境	15
(3)	土地利用、交通機関	18
(4)	産業、歴史、文化、景観	20
2	これまでの成果と課題	22
(1)	環境保全の意識の向上と活動	22
(2)	地球温暖化対策の推進	24
(3)	循環型社会の形成	26
(4)	自然環境の保全	29
(5)	生活環境の保全	31
3	環境に対する市民意識	34

第3章 望ましい環境像、取組の方向性、計画の体系

1	望ましい環境像	38
2	取組の方向性	40
3	計画の体系	44

第4章 望ましい環境像を実現するための施策

1	地域循環共生圏の構築（施策1）	48
2	多様な主体の育成・活躍の推進（施策2）	51
3	脱炭素（施策3）	53
4	資源循環（施策4）	57
5	自然共生（施策5）	61
6	生活環境保全（施策6）	68

第5章 推進体制と進行管理

1	計画の推進体制	73
2	計画の進行管理	74

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 基本的な枠組み

(1) 計画策定の背景

【これまでの小田原市の環境に対する取組】

本市の環境行政は、大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下及び土壌の汚染などの公害の対策から始まりました。

その後、平成7（1995）年を本市の「環境元年」とし、「小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例」など、環境関連の諸条例を制定することで、環境施策の体制を整えました。

第1次小田原市環境基本計画（平成10（1998）年3月策定、計画期間：同年4月～平成23（2011）年3月）（以下「第1次環境基本計画」という）においては、これら条例に基づく運用とともに、時代の要請に応じた環境に対する取組を進めてきました。

例えは、ごみの発生抑制や資源のリサイクルを進めるため、分別区分の9分別18品目への変更、指定ごみ袋制の導入や粗大ごみのコール制収集に加え、平成22（2010）年度からは段ボールコンポストによる生ごみの堆肥化を推進し、燃せるごみの削減に努めてきました。

また、大気汚染対策のため排気ガスを抑えた低公害車の普及促進など、市内事業者と連携した取組を進めてきました。

第2次小田原市環境基本計画（平成23（2011）年12月策定、計画期間：平成23（2011）年度～令和4（2022）年度）（以下「第2次環境基本計画」という）においては、地球温暖化防止などの地球規模の環境課題に対し、これまで以上に市民、事業者、行政のパートナーシップが必要とされ、協力体制を築いて取組を進めました。特に、平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機に、公民連携によるエネルギーの地域自給の取組を進めてきました。

また、森里川海オールインワンの環境を有する本市の豊かな自然環境を保全するため、多様な主体との連携による環境活動の推進を図り、市民力を高めてきました。

【環境を取り巻く社会情勢の変化】

第2次環境基本計画を改定した平成29（2017）年度から令和7（2025）年度までにおける、世界・国及び本市の主な動向は次のとおりです。

○世界・国の主な動向

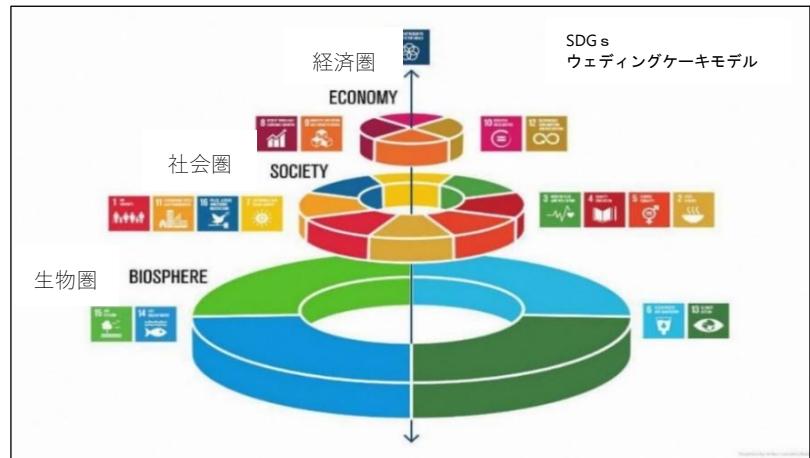
◆持続可能な開発目標（SDGs¹）の実現

平成27（2015）年9月の国連サミットにて、世界共通の開発目標としてSDGsが掲げられました。持続可能な社会の実現のための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、令和12（2030）年までの達成を目指しています。

1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィット²を目指すという特徴を持っています。



17の目標を分野別（経済圏、社会圏、生物圏）にみると、右図のとおりとなっており、環境に係る生物圏が、全体を広く支える基盤となっています。



ヨハン・ロックストーム氏（ストックホルム・レジリエンスセンター所長）の図

¹ Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。国連に加盟する193の全ての国が賛同して採択された、世界共通の開発目標で、「誰一人取り残さない持続可能な社会」の実現のため17の目標を定め、2030年までの達成を目指している。

² 様々な分野、複数の箇所における利益、恩恵、便益のこと。

◆環境分野における世界的危機

令和7（2025）年10月に開催されたG20環境・気候持続可能性大臣会合及びG7エネルギー・環境大臣会合の成果文書では、気候変動、生物多様性の損失、汚染等の環境問題が世界的危機と認識され、これらに対処するための行動を拡大することが確認されています。

◆国による第五次環境基本計画の策定（平成30（2018）年4月）

環境政策が果たすべき役割として、あらゆる観点からのイノベーション³の創出と、経済・社会的課題の同時解決により、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に繋げていくこととしています。

また、各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されるという「地域循環共生圏⁴」を創造していくことを目指すとしています。

◆国による第六次環境基本計画の策定（令和6（2024）年5月）

「国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」を最上位の目的とし、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」の実現を図っていくこととしています。

また、環境収力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる「循環共生型社会」（環境・生命文明社会）を目指すとしています。

第五次環境基本計画で打ち出された地域循環共生圏については、地域資源を活用した自立・分散型の社会を実現する鍵となり、「新たな成長」の実践・実装の場、地域の目指すべき姿として位置付けています。

◆地球温暖化防止のためカーボンニュートラル（脱炭素社会）⁵の実現

世界の年平均気温は産業革命以前より 1.45°C 上昇しており⁶、山火事、嵐、干ばつ等の増加、海面の上昇、生物種の喪失、食料の不足、健康リスクの増大、貧困の拡大等が進んでいます。現在は「気候危機」にあり、「地球沸騰」の時代

³ 革新的なモノ・コト・仕組みなどによって、これまでの常識が一変するような新たな価値を創出すること。

⁴ 各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

⁵ 地球温暖化を防止するため、二酸化炭素排出量を全体としてゼロとするカーボンニュートラルを目指す社会のこと。

⁶ 「世界気候の現状 2023」（令和6（2024）年3月世界気象機関（WMO）発表）

が始まっていると言われています⁷。人間活動が主に CO₂ 等の温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がないと言われており⁸、世界全体で、全ての関係者が対策を講じることが必要です。

世界では、令和 5 (2023) 年 11-12 月の国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議 (COP28) において、1.5°C 目標達成のための緊急的な行動の必要性を確認し、2030 年までに世界全体で再エネ発電容量 3 倍・省エネ改善率 2 倍等の分野別貢献を締約国に要求する決定 (グローバル・ストックテイク) 等が採択されました。

日本では、令和 2 (2020) 年 10 月に、国は 2050 年カーボンニュートラル宣言を行い、また、令和 3 (2021) 年 4 月には、2030 年に温室効果ガス⁹排出量を 2013 年比で 46% 削減することが表明され、2050 年までに温室効果ガス排出を全体としてゼロとする脱炭素社会、カーボンニュートラルの実現を目指すこととされました。

また、令和 4 (2022) 年 4 月には地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、地域による脱炭素化促進のための事業を推進する仕組みなどが追加されたことにより、地域による脱炭素化を加速する取組が進められています。

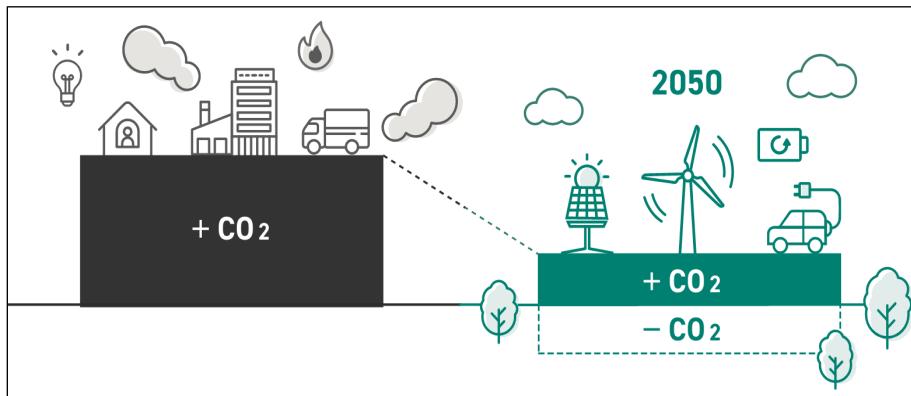
令和 7 (2025) 年 2 月には、「地球温暖化対策計画」が改定され、2035 年度に 65% 削減、2040 年度に 79% 削減すること（いずれも 2013 年度比）が位置付けられました。また、同月、エネルギー基本計画が改定され、2040 年度に再生可能エネルギーの電源構成比率 4 ~ 5 割程度を見通し、再エネの主力電源化の徹底等が掲げされました。

また、令和 7 (2025) 年 2 月に「GX2040 ビジョン」が閣議決定され、令和 7 (2025) 年 5 月に改正 GX 推進法が成立しており、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長を同時に実現する GX (グリーントランسفォーメーション) が推進されています。

⁷ 令和 5 (2023) 年 7 月国連グテーレス事務局長記者会見

⁸ IPCC 第 6 次評価報告書統合報告書 (令和 5 (2023) 年 3 月気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 発表)

⁹ 太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類等がある。



カーボンニュートラルの実現（環境省 HP より）

◆サーキュラーエコノミー（循環型社会）の実現

世界では、環境面（気候変動、生物多様性の損失、汚染への対処）だけではなく、産業競争力強化、経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現等に向けて、循環経済¹⁰への移行が進められています。

日本では、令和2（2020）年5月に「循環経済ビジョン2020」が、令和4（2022）年9月に「循環経済工程表」が公表されており、その後、令和6（2024）年8月に閣議決定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」を含めて、国家戦略として、循環経済への移行に向けた取組が加速しています。令和5（2023）年12月には、サーキュラーエコノミーに野心的・先駆的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等を会員とする「サーキュラーパートナーズ」が設立し、官民連携の取組が加速しています。令和6（2024）年5月には、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が公布され、再資源化事業等の高度化に係る認定スキーム等が新設されました。令和6（2024）年12月には、「循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議」にて、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」がとりまとめられました。

◆ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

生物多様性の豊かさはここ50年間で約7割減少し、第6の大量絶滅時代と言われています¹¹。自然に依存した産業から生み出されている44兆ドル（世界GDP

¹⁰ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済（リニアエコノミー）から、製品、素材、資源の価値がライフサイクル全体で最大限維持され、廃棄物の発生が最小化され、経済成長が資源消費からデカッピングされている経済モデル

¹¹ 「生きている地球レポート2022」（令和4（2022）年10月世界自然保護基金（WWF）発表）

の半分）が崩壊の危機と言われています¹²。

世界では、令和4（2022）年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年ネイチャーポジティブ¹³及び30by30¹⁴の実現が世界共通の目標になりました。

日本では、令和5（2023）年3月に生物多様性国家戦略2023-2030が閣議決定し、同目標の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用していくための戦略と行動計画が具体的に示されています。また、令和6（2024）年3月に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が公表され、ネイチャーポジティブ経済¹⁵への移行に向けて、企業に対して、CSR的取組から一段踏み込み、自然資本への依存・影響の低減を本業に組み込み、TNFD¹⁶勧告に基づく情報開示を通じた企業価値向上が促されています。また、30by30の実現に向けて、令和5（2023）年度から、民間等の取組により結果的に生物多様性の保全に貢献している区域（OECM）を環境大臣が自然共生サイトとして認定しています。令和7（2025）年4月には、地域生物多様性増進活動促進法が施行され、市町村がとりまとめ役として「連携増進活動実施計画」を申請し主務大臣が認定するスキーム等が新設されました。

◆海洋プラスチックごみの問題

プラスチック製の容器や包装類、ペットボトルなどが適切に処分されなかつたり、ポイ捨てされたりすることで、街中や山林から河川を通じ海へ流され、海洋プラスチックごみとなり、海の環境や生態系に影響を与えることが懸念され、地球規模の問題となっています。プラスチックの使い方・捨て方について考えていく必要があり、レジ袋や使い捨てプラスチック製品の使用削減などの取組が進められています。

世界では、2040年までの追加的な汚染ゼロに向けて、世界全体で実効的な対策を進めるべく、国際文書（条約）づくりが進展しています。

¹² 「The Future of Nature and Business」（令和2（2020）年世界経済フォーラム（WEF）発表）

¹³ 生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せようとする目標。

¹⁴ 陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

¹⁵ 個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化することを通じ、自然への配慮や評価が組み込まれるとともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、資金の流れの変革等がなされた経済。

¹⁶ TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）は、世界の金融機関等で構成されるタスクフォース。令和元（2019）年G7環境大臣会合で立ち上げが呼びかけられ、令和3（2021）年6月発足。令和5（2023）年9月、自然関連財務情報の開示推奨事項等をまとめたフレームワークv1.0版を公表。

日本では、令和4（2022）年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、廃プラスチックの一括処理を可能とするスキーム等が新設されました。また、ポイ捨て撲滅を徹底したうえで、不必要的ワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底など、「プラスチックとの賢い付き合い方」を全国展開するキャンペーン、「プラスチック・スマート¹⁷」を実施しています。



プラスチック・スマート ロゴマーク

◆化学物質・有害物質の問題

世界では、令和5（2023）年9月の第5回国際化学物質管理会議にて、化学物質のライフサイクル全体をカバーし、多様な分野における多様な主体による自主的な枠組み「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）」が採択されました（SAICMの後継）。残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約では、対象物質の追加など規制内容が強化されています。水銀に関する水俣条約では、水銀添加製品の製造及び輸出入の禁止、水銀廃棄物の適正処理等について、ルール化が進展しています。2030年までの大幅な削減に向けて持続可能な窒素管理の議論が進展しています。

日本では、環境基準は概ね達成していますが、光化学オキシダント、地下水の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、湖沼の全窒素等の一部項目で達成率が低い状況です。また、局地的に比較的高濃度のPFOS、PFOA等が検出されています。

○小田原市の主な動向

◆地域循環共生圏づくりプラットフォーム団体に選定（令和元（2019）年5月）

環境省の「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業¹⁸」の活動団体に選定され、令和元（2019）年度から令和2（2020）年度の2年間支援を受け、地域エネルギー事業を介して自然環境の保全・再生活動に必要な人材や資金を循環させる仕組みの構築に向けて取り組みました。

¹⁷ 世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人、自治体、NGO、企業、研究機関など幅広い主体が連携共同して取り組みを推し進めることを目的とした環境省のキャンペーンで、本市も参加表明している。

¹⁸ 地域の実情に応じた地域循環共生圏の創造に取り組み、「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」を構築することを目的とした環境省の事業。

◆SDGs未来都市、モデル地域に選定（令和元（2019）年7月）

これまでの本市の取組と未来への道筋が評価され、令和元（2019）年7月に国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に選定され、SDGsの推進に向けて、人の力を重視し、現場での実践と学びを循環させる取組やSDGsの理念に賛同した企業、大学、法人等の「おだわらSDGsパートナー」と協力した取組によって、様々な課題解決を進めています。

◆2050年ゼロカーボンシティを表明（令和元（2019）年11月）

国や神奈川県内の自治体に先駆けて、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を表明し、地球温暖化防止のため、脱炭素社会実現に向けた取組を加速させていくこととしました。

◆小田原・箱根気候変動ワンチーム宣言（令和2（2020）年10月）

もはや「気候危機」と呼ぶべき事態となった気候変動に対し、令和2（2020）年10月27日に、小田原市、箱根町の両首長、両議会議長、両自治会組織、小田原箱根商工会議所の7団体が共同で、ワンチーム宣言を行いました。



小田原市ほか6団体による宣言

◆県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言（令和4（2022）年2月）

神奈川県の県西地域2市8町（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）で、海洋プラスチックごみ問題に地域全体で取り組むため、令和4（2022）年2月22日に「県西地域2市8町プラごみゼロ共同宣言」を行いました。



2市8町の首長による共同宣言

この宣言により、プラスチックごみ削減に向け、意識啓発のための情報発信やクリーン活動、共同での環境教室開催などを連携して実施していきます。

◆脱炭素先行地域に選定（令和4（2022）年11月）

令和4（2022）年11月に環境省から「脱炭素先行地域」に選定され、脱炭素を起点とした中心市街地の価値向上と地域経済の好循環の創出をテーマに、地産再エネや電気自動車などの地域資源を最大限活用し、配電網レベルでの需給バランスの確保と電力の地産地消の促進を図っています。

〔今後的小田原市全体の取組〕

市民・地域・企業が持つ力を活かすことや、生活に不可欠な土台を地域圏で連携し整えることで、小田原を持続可能なまちへと発展させていくため、「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」を将来都市像とする「第7次小田原市総合計画」基本構想を令和7年度に策定しました。

この将来都市像の実現に向け、5つのまちづくりの目標（「いのちを大切にする小田原」「自然環境の恵みがあふれる小田原」「未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原」「地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原」「安心して暮らすことができる小田原」）を定めています。それぞれの目標達成に向け、小田原に備わる5つの力（「自然の力」「人の力」「まちの力」「産業の力」「文化の力」）を原動力とし、「行政の力」とともに分野横断的な課題に対して、多様な主体が共に取り組むアクションを「協働プロジェクト」として位置づけています。7つある協働プロジェクトのテーマの一つである「地域循環共生圏の構築」では、「エネルギーの自給」や「自然環境の保全」を目指した取組を多様な主体と連携しながら進めることとしています。

なお、第1期実行計画において、まちづくりの目標「自然環境の恵みがあふれる小田原」については、施策として「9自然共生」「10生活環境保全」「11脱炭素」を位置付けています。

(2) 計画の目的

これまでの環境に対する取組や現代の社会情勢を踏まえ、今後の環境行政を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に「第3次小田原市環境基本計画（以下「第3次環境基本計画」という。）」を策定するものです。

また、第2次環境基本計画の計画終了期間は令和4年度となっていますが、第6次総合計画との整合を図るため、第3次環境基本計画を令和4年度から開始することとします。

(3) 計画の策定根拠と位置付け

【計画の策定根拠】

第3次環境基本計画は、「小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例」第2条に定められた環境政策の理念の実現に向け、同条例第7条に基づき策定されるものです。

小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（抜粋）

（環境の保全等に関する政策の理念）

第2条 市の環境の保全等に関する政策の理念は、次のとおりとする。

- (1) 健全で豊かな環境のもたらす恵みは、現在及び将来にわたって持続的に享受されるべきものであること。
- (2) 市、市民及び事業者は、大気、水、緑等の環境資源が有限であるとの認識のもとに、協同してその適正な管理に努めるべきものであること。
- (3) 市の施策は、地球規模の環境問題に配慮し、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨として実施されるべきものであること。
- (4) 環境の保全等に関する施策は、環境の変化に迅速かつ的確に対応できるよう科学的かつ総合的に実施されるべきものであること。

（環境基本計画）

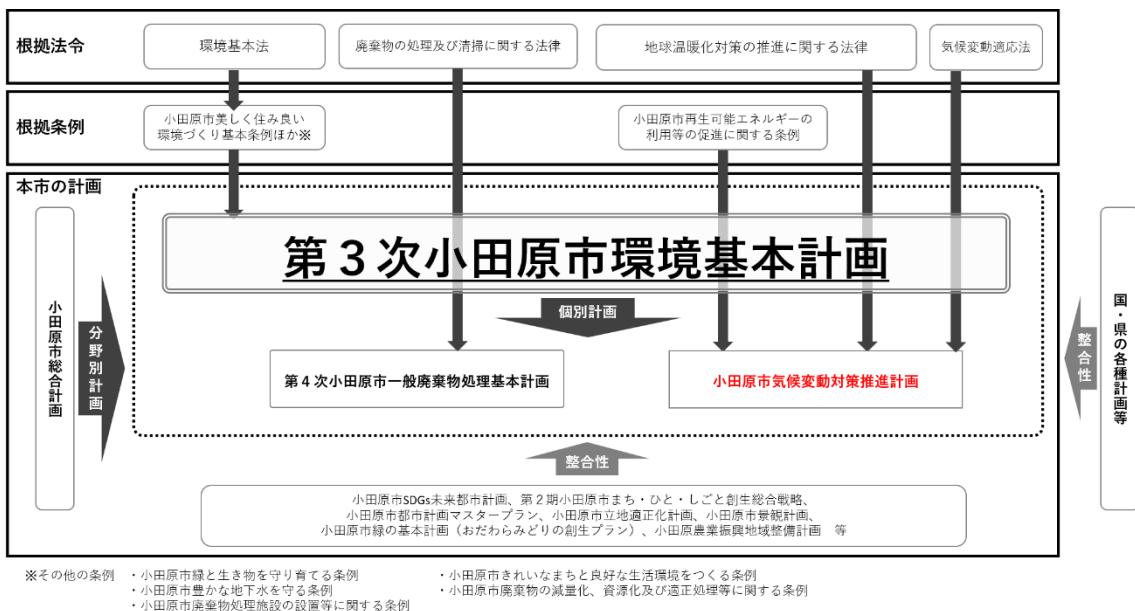
第7条 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づく基本構想を踏まえ、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

【計画の位置付け】

第3次環境基本計画は、**小田原市総合計画**の環境分野における個別計画として位置付けています。

また、第3次環境基本計画の個別計画として、第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画と**小田原市気候変動対策推進計画**を位置付けています。

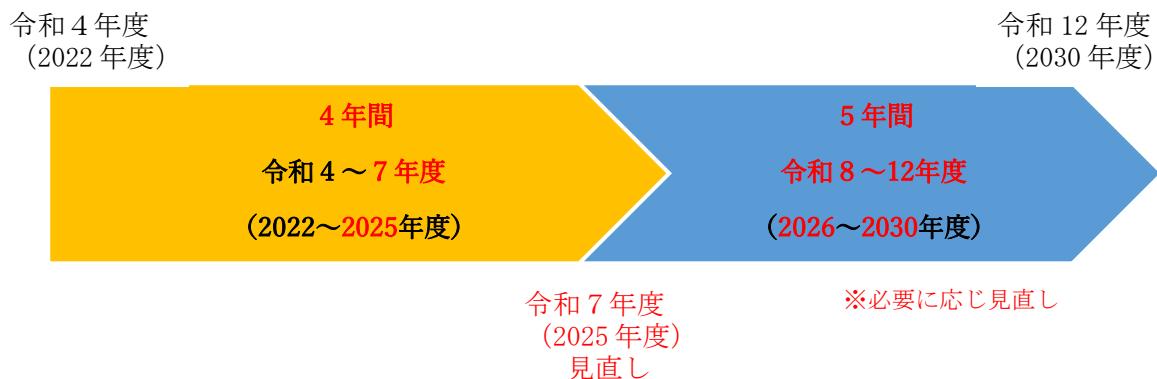
このほか、小田原市SDGs未来都市計画や小田原市緑の基本計画など、市のまちづくりに関する諸計画や国・県の各種計画と整合を図っています。



計画の関係の図

(4) 計画期間

計画期間は、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間とします。また、令和6（2024）年度までの取組実績や社会情勢の動向を踏まえるとともに、第7次小田原市総合計画との整合性を図りながら、令和7（2025）年度に計画の見直しを実施しました。今後は、取組実績や社会情勢の動向等を踏まえ必要に応じて計画を見直すこととします。

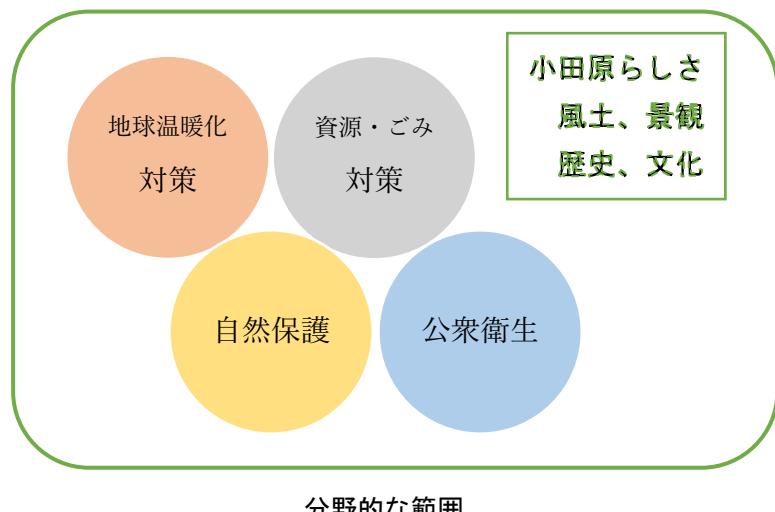


(5) 環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲については、分野的な範囲と空間的な範囲をあわせた範囲とします。

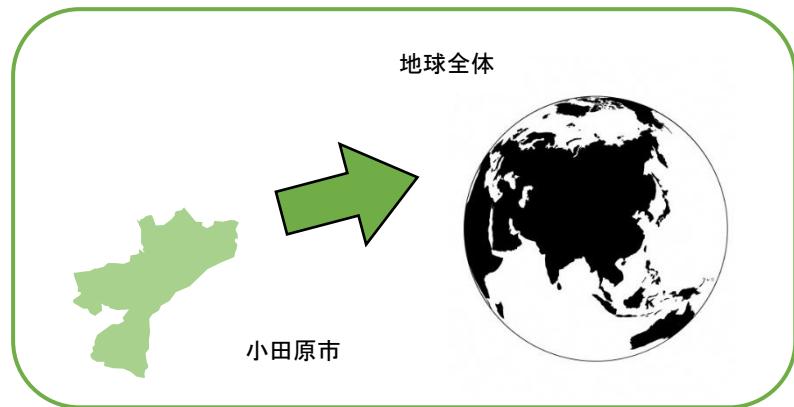
〔分野的な範囲〕

地球温暖化対策、資源・ごみ（廃棄物）対策、自然保護、公衆衛生などの範囲から、小田原の風土、景観、歴史、文化など、小田原らしさを形成するものまでを含めた範囲を、分野的な範囲とします。



〔空間的な範囲〕

市内の地域的な環境要素（ミクロスケール）から、周辺市町との広域連携、地球全体に広がる環境要素（マクロスケール）までの範囲を、空間的な範囲とします。



第2章 小田原市の現況、課題、市民意識

1 小田原市の現況

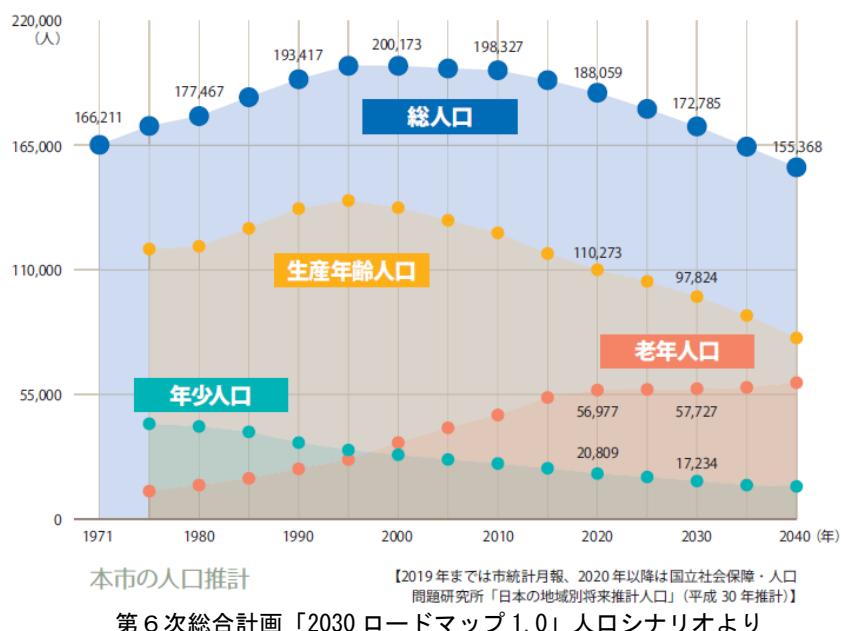
(1) 位置、人口動態

【位置】

本市は神奈川県の南西部、東京都心部から南西へ約70kmの距離に位置します。市域は、東西17.5km、南北16.9km、面積は県全体の4.7%に当たる113.60km²(11,360ha)で、横浜市・相模原市・川崎市に次いで県内4番目の広さを有しています。市域の南西部は真鶴町・湯河原町・箱根町、北部は南足柄市・開成町・大井町、東部は中井町・二宮町にそれぞれ接しています。

【人口動態】

本市の総人口は、全国的な人口動向と同様に、平成11年(1999年)の200,692人(各年10月1日比較)をピークに減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所による令和12年(2030年)の推計人口は17.3万人となっており、2015年から2045年にかけての年齢(3区分)別人口構成の推計は、老人人口(65歳以上)が9.8%増加する一方で、生産年齢人口(15歳~64歳)は36.8%減少、年少人口(0歳~14歳)は38.7%減少するとされています。また、本市の外国籍住民については令和2年では2,584人となっており、平成28年から令和2年までの直近の5年間で728人増と増加傾向にあります。



(2) 自然環境

【小田原市の特徴 ～ひとつとなりとなった森里川海と街～】

本市は相模湾に面し、沖を流れる黒潮の影響を受けて温暖な気候条件を有しています。年平均気温は、摂氏 16 度程度で、夏は東京よりも涼しく、冬は東京よりも暖かい傾向にあります。背後に箱根外輪山などの高い山々をひかえているため、南からの湿った大気が上昇気流となり、年間 2,000 mm程度の降水量があります。

首都圏でありながら、コンパクトに、森里川海がひとつとなりとなった豊かな自然環境があり、その恵みが受け継がれ、人々の生活・文化・なりわいが成り立っているといえます。（平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度までに本市が実施した自然環境調査による。）

◆森（もり）

箱根の標高 1,000m級の山々から広がる市西部の山地に「森」があります。

箱根山地や曾我丘陵には、広大なスギ・ヒノキの人工林や二次林¹⁹、ミカン畠、部分的には常緑広葉樹や落葉広葉樹の自然度の高い樹林地が残されています。

特に片浦地区や久野地区には多くの動植物が存在する貴重な森林環境が保たれています。

しかし、林業を取り巻く経済情勢が厳しいことから、林業の生産活動が停滞し、人工林の間伐²⁰等の手入れが不足することが懸念されます。

手入れが不足した人工林は生態系を単純化させ、水分を貯えるかん養機能²¹の低下にもつながります。

間伐や保育等の手入れは繰り返しての対応が必要となることから、適正な保育管理が重要な課題となっているとともに、林齢の高い森林の比率が高まっていることから、適切に木材の利用を図りつつ、森林の持つ多面的機能を十分発揮できるよう、健全な森林の管理育成を図ることが重要です。



¹⁹ 伐採や山火事などによって破壊された後、土中に残った種子や植物体の生長などにより成立した森林。

²⁰ 森林の混み具合に応じて、樹木の一部を伐採し、残った木の成長を促す作業。

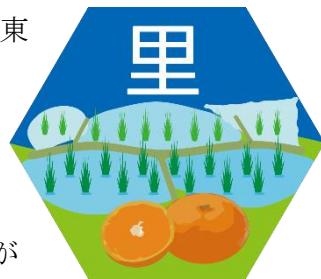
²¹ 森林の土壤が雨水を地中に浸透させ、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壤を通過することにより、水質が浄化される。

◆里（さと）

水田や丘陵、梅やみかんの果樹園が広がる「里」は市東部に多く、ここ40年ほどで最も変化の大きい環境です。

農業や人の生活の営みと共にあり、原風景が見られる場所でもあるため、残していくべき資源の一つです。

都市化に伴う開発などにより、野猿やシカ、イノシシが人里に出没し、農作物や市民生活に被害を与えていました。また、外来生物のハクビシンやアライグマの生息が確認され、生物相²²の変化が懸念されています。



◆川（かわ）

市のほぼ中央を流れる二級河川の酒匂川をはじめ、早川、森戸川など豊富な水系を有しています。

河川はその周りに砂地や草地など様々な環境を生みます。このほか、市内で完結する川や、水田には多くの用水路などもあり、市内のいたる所にある水辺は、鳥、魚、昆虫などの大切な住みかとなっています。



酒匂川は関東有数の鮎釣り場であり、河岸にはサイクリングコースやスポーツ広場が整備され、河口はマリンスポーツなどを楽しむ人で賑わうなど、市民のレクリエーションの場として活用されています。

さらに、酒匂川による沖積平野²³は、豊富な地下水に恵まれ、自噴井戸地域も見られます。この豊かで良質な地下水は、市民の飲料水及び工業用水に利用されています。

一方、酒匂川上流部におけるダムの建設と各河川の砂防工事の整備に伴う河川からの土砂流入の減少などにより、海岸が侵食されています。砂浜の後退と消失は、自然景観や親水空間を喪失させたり、海岸構造物に影響を与えていたりするだけでなく、後背地に津波や高潮の被害をもたらす恐れもあります。

²² 特定の地域に生息・生育する生物の種類組成のこと。「植物相」（特定の地域に生育する植物の種類組成）と「動物相」（特定の地域に生息する動物の種類組成）を合わせた概念。

²³ 河川によって運搬された碎屑物が、山地間の谷底や、山地を離れた平地、河口、さらに沖合にかけて堆積して平野となったもの。

◆海（うみ）

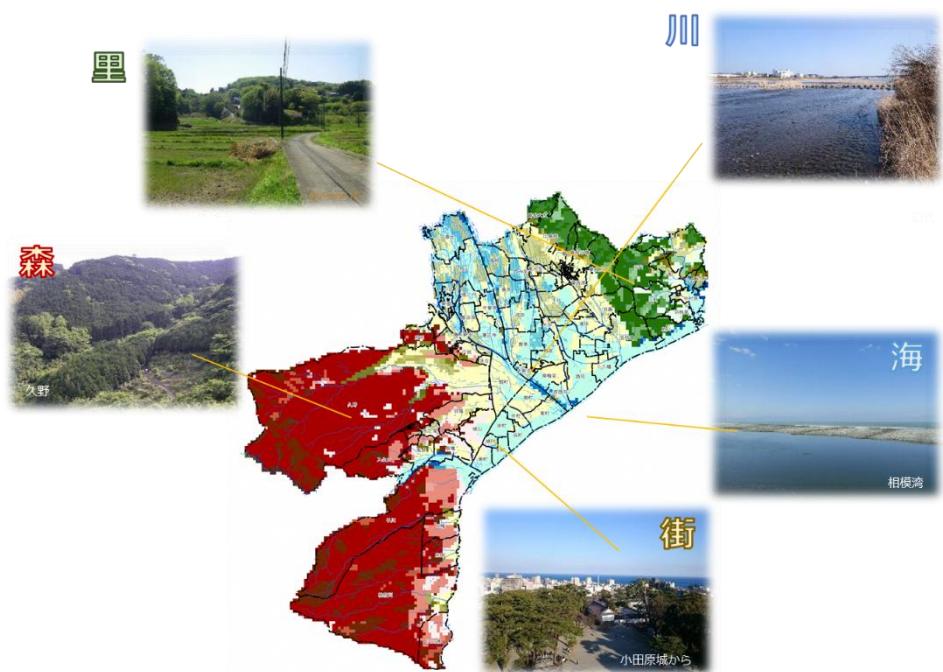
海岸から約10kmで水深1,000mに達する相模湾は、日本三大深湾の一つです。多くの魚種が集まりやすく、地形を生かした定置網漁業が有名です。市内に4つの漁港があり、新鮮な魚介類が小田原漁港を中心には揚げられています。延長約17kmの海岸線を有し、御幸の浜や江之浦海岸が海水浴場として利用されています。



また、海岸に面した砂浜は貴重な自然で、砂浜特有の植物が自生しています。

◆街（まち）

住宅街や小田原駅周辺にも多数の巨樹・巨木があることや、たくさんの神社や寺院があることで、街中にも緑が点在していることが特徴です。身近な自然は、人にとっても生き物にとってもいこいの場となっています。

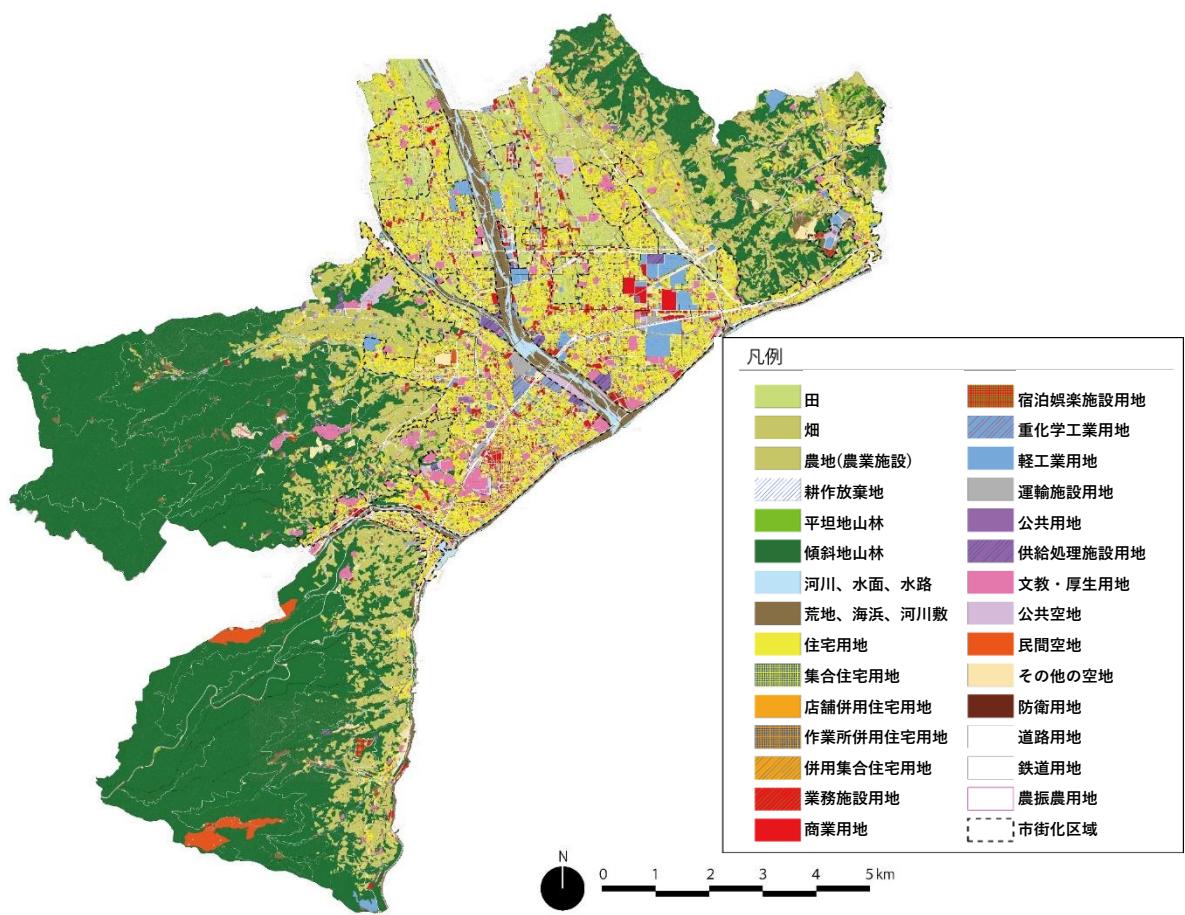


小田原市 森里川海と街の分布

(3) 土地利用、交通機関

【土地利用】

市域の東部に大磯丘陵、西部に箱根外輪山の東斜面が広がる本市では、市域全体の約4割が山林となっています。また、中央平野部の北部を中心に広がる農地は、市域全体の約2割を占めています。住宅用地や業務・商業用地、工業用地等の都市的土地利用は、相模湾に近い足柄平野の南部を中心に広がっており、市街化区域の約9割を占めています。



土地利用現況図

【交通機関】

本市には、東西方向に国道1号や国道135号、小田原厚木道路、西湘バイパスなど、南北方向に国道255号や県道74号などの道路が整備されています。

鉄道は、JR東海道本線・JR東海道新幹線・JR御殿場線・小田急小田原線・箱根登山線・伊豆箱根鉄道大雄山線の6路線が乗り入れており、市内に18の鉄道駅を有しています。特に大正9（1920）年に開設された小田原駅は、現在、JR御殿場線を除く5路線が乗り入れ、県西部の中心となるターミナル駅となっています。

路線バスは、小田原駅などを起点とする路線を中心に箱根登山バス・伊豆箱根バス・富士急湘南バス・神奈川中央交通の4社が運行しています。



相模湾を望む JR 東海道本線

（4）産業、歴史、文化、景観

〔産業〕

本市の産業種別の特徴として、県内他市町村に比べ、水産加工業や木工業などの伝統産業に類する製造業、宿泊業・飲食サービス業の割合が比較的高い点が挙げられます。

〔歴史〕

神奈川県西部に位置する本市は、温暖な気候と天下の險として名高い箱根に連なる山々、相模湾、酒匂川などからなる変化に富んだ風光明媚な自然、小田原城跡をはじめとする由緒ある豊かな歴史的資源に恵まれた地域です。

鎌倉時代後期には、東海道の宿場町として、また戦国期以降は城下町として、人・ものが行き交う交通の要衝として賑わいを見せました。

明治後期から大正・昭和初期にかけては、別荘地・保養地としても注目を集め、明治の元勲である山縣有朋、三井物産創始者の益田孝、近代を代表する詩人の北原白秋など多くの政財界人や文化人たちが別邸などを構えた歴史があり、現在も板橋周辺地区には多くの別邸が現存しています。



小田原城



板橋周辺地区の別邸（松永記念館 老樺荘）

〔文化〕

戦国期の北条時代から江戸時代にかけては、優れた職人技術と豊かな自然の恵みが融合し、蒲鉾や干物などの水産加工業や梅干しなどの農産加工業、小田原漆器をはじめとする木工業といった小田原固有の文化の源泉となる伝統産業が発達しました。

また、自然環境豊かで温暖な気候により、明治の邸園文化²⁴が開花し、小田原三大茶人（益田孝、野崎廣太、松永安左エ門）をはじめ、茶道文化も盛んになっています。



小田原蒲鉾（かまぼこ）



小田原漆器

〔景観〕

恵まれた自然環境や歴史的な基盤のうえに、鉄道の結節点という交通の利便性などを背景として、市街化や工場の立地などが進み、神奈川県西部地域の中核都市として発展してきました。

このような自然風土や歴史的・文化的遺産、優れた交通条件をもつ本市には、この地に生活する人々、また訪れる人々の心に潤いとやすらぎを与える景観が市内の随所に形成されています。

田園や丘陵地、山並みなどが織りなす自然的な景観と、足柄平野に広がる商業・業務地や住宅地などの市街地で構成される都市的な景観により、小田原の景観が形成されています。



富士山と曾我梅林

²⁴ 本市には明治時代以降に政財界人や文化人が多く移り住み、邸宅と庭園が一体の別荘や別邸が多く造られたことから、当地での生活や交流により培われた営みを「邸宅」と「庭園」を合わせた造語として邸園文化と総称している。

2 これまでの成果と課題

第2次環境基本計画における5つの目標ごとの「これまでの主な取組と成果」、「成果を示す値（成果指標）」、「今後の課題」は次のとおりです。（第2次環境基本計画 総括評価報告書より抜粋）

それぞれの課題について、第3次環境基本計画の取組に反映し、解決を図っていきます。

（1）環境保全の意識の向上と活動

【これまでの主な取組と成果】

参加と協働により多様な主体が環境を守り育てるまちを目指すため、「環境情報の共有と環境保全意識の向上」及び「環境の保全・再生活動の促進」を柱にして施策に取り組みました。

「環境情報の共有と環境保全意識の向上」では、様々な主体と連携・協働した出前講座の実施など継続的な環境学習の機会の提供や、メールニュースによる環境イベント情報等の定期的な配信、地球環境保全協定²⁵企業との情報交換などを行いました。

「環境の保全・再生活動の促進」では、市民・事業者・市のパートナーシップの構築を進め、市民団体と協働した生ごみの堆肥化事業や、環境再生プロジェクト²⁶の実施などを後押しし、環境活動に対する市民や事業者の主体的な参画を促しました。

さらに、環境活動団体や地域などの連携・協働を一層促進していくためのプラットフォーム組織として、平成27年度に「おだわら環境志民ネットワーク²⁷」が設立され、当団体が核となって、森里川海それぞれの分野で活動する環境活動団体の情報や活動などの共有・連携が開始されました。

このような取組により、活動する主体が互いに連携し協力出来る体制（プラットフォーム組織）が整備され、多様な主体が参加し活動しやすい土壤が生まれ、環境活動の促進において一定の成果があったものと考えられます。



²⁵ 地球温暖化防止と循環型社会の構築に向けて、事業者と市が共同で取り組むために取り交わす協定。

²⁶ 市民の身近な環境（環境美化活動、緑化活動、里地里山や生態系の保存など）を市民の力で育てるために、仕組みづくり、人材発掘方策及び支援方策を検討・構築する市民主体のプロジェクト。

²⁷ 環境団体・企業・個人の連携・協働を支援し、環境との共生に向けた市民活動の活性化を目指す組織。

〔成果指標〕

「各種環境啓発イベントへの参加団体数」や「環境団体が主催する活動数」、「環境保全活動団体数」は目標値を達成しましたが、「環境団体が主催する環境講座・イベントの実施回数」は目標値に達していません。

その要因としては、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため実施出来なかつたものや、これまでフィールドで行っていた講座等をオンライン等による開催としたものは含まれないためと考えられます。

環境情報の共有と環境保全意識の向上

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準)	令和 2 年度 (実績)	令和 4 年度 (目標)	達成度合
各種環境啓発イベ ントへの参加団体 数 (団体)	27 団体	47 団体	35 団体	 達成
環境団体が主催す る環境講座・イベ ントの実施回数 (回)	12 回	9 回	25 回	 未達成

環境の保全・再生活動の促進

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準)	令和 2 年度 (実績)	令和 4 年度 (目標)	達成度合
環境団体が主催す る活動数 (回)	610 回	739 回	730 回	 達成
環境保全活動団体 数 (団体)	126 団体	164 団体	150 团体	 達成

〔今後の課題〕

プラットフォーム組織の機能強化を図り、多様な主体による環境活動が持続可能なものとなるよう、地域循環共生圏の考え方を取り入れながら、様々な環境分野において人や資金が循環する仕組みを構築していく必要があります。

【第3次環境基本計画策定後の取組内容と課題】

森里川海ブランド事業など地域資源を生かしたコンテンツを創出し、イベント出店等を通じて地域資源の魅力発信を行ったほか、「おだわら環境志民ネットワーク」の機能強化を図り地域循環共生圏の構築に向けて取り組みました。また、子どもを対象とした環境学習を行い、多様な主体の育成に努めました。

引き続き、「おだわら環境志民ネットワーク」のプラットフォーム機能の強化を図るとともに、市民や企業・団体など多くの人が環境活動に参加できる場を増やすことが必要です。

（2） 地球温暖化対策の推進

【これまでの主な取組と成果】

低炭素社会を構築し、地球温暖化問題に地域から取り組むまちを目指すため、「地球温暖化対策の推進」を柱にして施策に取り組みました。

「地球温暖化対策の推進」に向けて、温室効果ガスを大幅に削減するため、日常生活における環境配慮行動を促す省エネ研修や家庭向けの設備導入補助、企業向けの情報提供、公民連携による低公害車の普及促進などに取り組みました。

さらに、東日本大震災以降、「エネルギーの地域自給による持続可能なまち」の実現に向けて、エネルギー政策の推進に関する専門部署を立ち上げるとともに、地域のエネルギー政策の基本理念等を定めた「小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を制定しました。

その後、小田原市エネルギー計画に基づき、市民出資の手法を取り入れたメガソーラー事業の創出、地域新電力との連携、市内小学校に設置した太陽光パネルや、蓄電池を組み合わせたエネルギー・マネジメント²⁸の高度化など、公民連携による事業に段階的に取り組みました。

また、電気自動車を動く蓄電池と見立てたカーシェアリング²⁹によるエネルギー・マネジメント事業や、地域マイクログリッド³⁰構築事業など、最新の技術を取り入れた新たな公民連携事業にも着手しました。

²⁸ 家庭や事業所の太陽光発電設備などで作られた電気を、蓄電池や電気自動車などにより、個別に調整するだけでなく、それらを束ねて需給調整を行うことにより、地域全体でエネルギーを効率よく利用する仕組み。

²⁹ 複数の車を多数の人が共同利用する会員制の仕組み。

³⁰ 一定規模のエリアで再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等を導入し、災害等による大規模停電時に一般送配電事業者が所有する配電網を活用して当該エリアに電力を供給し自立運用を行う新たなエネルギー・システム。

これらのエネルギー分野における先行的な取組により、二酸化炭素排出量の削減に加え、今後取り組むべき再生可能エネルギーの大量導入に向けた基盤となる公民連携の継続的かつ段階的な拡大へ資する成果があげられたと考えられます。



市内小学校に設置した太陽光パネル



カーシェアリングで使用している電気自動車

〔成果指標〕

「市全体の二酸化炭素（CO₂）排出量」について、平成2年度と比較し、869.2千t（25%削減）を目標値としていましたが、平成30年度は、972千t（16.13%削減）となっており、目標値には達していません。

達成しなかった要因としては、地球温暖化対策のうち、主に再生可能エネルギー導入や省エネルギー行動が現時点ではまだ十分ではないことなどが考えられます。

なお、廃棄物分野における二酸化炭素排出量が最も目標に遠い状況にあります。

地球温暖化対策の推進

成果指標 (単位)	平成2年度 (基準値)	平成30年度 (実績)	令和2年度 (目標値)	達成度合
市全体の二酸化炭素 (CO ₂) 排出量 (千t)	1,159.0千t	972.0千t (対平成2年度比 16.13%削減)	869.2千t (対平成2年度 比25%削減)	未達成

〔今後の課題〕

低炭素社会から脱炭素社会への移行、「カーボンニュートラル」に向けた社会全体の変革が求められており、本市においても「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明したことから、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や効果的な利活用の仕組みづくり、ライフスタイルの転換などの取組を加速していく必要があります。

〔第3次環境基本計画策定後の取組内容と課題〕

脱炭素社会の実現に向け、国の地域脱炭素推進交付金（脱炭素先行地域づくり・重点対策加速化）も活用した家庭・事業者の再生可能エネルギー導入、省エネ改修等に対する補助金の交付、「おだわらゼロカーボン推進会議」を通じた啓発活動等により、環境に配慮したライフ・事業スタイルへの転換を推進しました。また、再生可能エネルギーの拡大に向けた関係事業者との協力体制、電力地産地消プラットフォームの基本設計、脱炭素先行地域計画の実現に向けたスキームの構築、脱炭素に取り組む事業者にインセンティブを付与する制度の構築など、脱炭素施策を推進するための基盤を構築しました。

今後は、この基盤に基づき、まずは2030年度カーボンハーフの実現に向けて、電源開発とエリアエネルギー・マネジメントを一層推進するとともに、非電力の脱炭素化、市内非化石価値の市場価値化、市民の自発的行動の促進等にも取り組んでいく必要があります。

（3）循環型社会の形成

〔これまでの主な取組と成果〕

循環型社会を形成し、環境負荷が少ないまちを目指すため、「物質循環と資源化の促進」を柱にして施策に向けて取り組みました。

「物質循環と資源化の促進」に向けて、5R（リフューズ「発生抑制」、リデュース「排出抑制」、リユース「再使用」、リペア「修理」、リサイクル「再生利用」）の取組を進めるため、ごみの分別（9分類）の徹底、生ごみ堆肥化の推進などを実施しました。

特に、生ごみの堆肥化については、段ボールコンポストを活用した堆肥化を市民団体と協働で推進しており、環境配慮意識の醸成も含め、燃せるごみの減量化を促進しました。

また、令和2年には、より一層のごみの減量化・資源化や適正なごみ処理を推進するため、第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

さらに、新たな環境課題として、プラスチックごみによる海洋汚染や食品ロスの増加が注目されており、これらの課題に対しても、市民や事業者に対し、関心を持ってできるだけ環境負荷の少ない行動を選択するための意識啓発などに取り組みました。

これらの取組により、環境負荷の少ない、循環型社会の形成に向けた一定の成果があったと考えられます。



段ボールコンポスト

食品ロスの削減を呼びかけるオリジナル
デザインの三角柱POP



【成果指標】

「ごみの総排出量」は目標値を達成している一方、「ごみのリサイクル率（資源化率）」は目標値に達していません。

「ごみのリサイクル率（資源化率）」が目標値に達しなかった要因としては、資源ごみの多くを占める紙・布類の回収量の減少などが考えられます。

物質循環と資源化の促進

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度 (実績)	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
ごみの総排出量 (t)	75,878 t	75,878 t → 66,861 t	73,000 t	達成
ごみのリサイクル率 (資源化率) (%)	27.2%	27.2% → 24.3%	33.0%	未達成

〔今後の課題〕

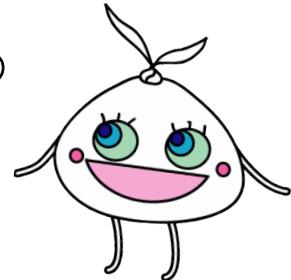
5Rの更なる推進とともに、循環経済（サーキュラーエコノミー）³¹の考え方を取り入れながら、資源が循環する仕組みづくりが必要です。

また、身近な行政サービスであるごみの収集については、市民ニーズに的確に対応するため、デジタル技術を駆使した取組に着手していく必要があります。

あわせて、適正なごみの処理を継続していくため、老朽化した廃棄物処理施設の今後のあり方について、運用方法も含めた施設整備の検討を開始する必要があり、検討する際には、ごみの処理に要する経費やエネルギーを抑えるとともに、焼却時に排出される二酸化炭素排出の削減についても考慮する必要があります。

5Rとは

- ・ **R e f u s e** (必要のないものは受け取らない)
- ・ **R e d u c e** (ごみを減らす)
- ・ **R e u s e** (ものを繰り返し使用する)
- ・ **R e p a i r** (ものを修理して使用する)
- ・ **R e c y c l e** (再生品を積極的に利用する)



ごみんちゅ

(小田原市のごみ減量イメージキャラクター)

〔第3次環境基本計画策定後の取組内容と課題〕

食品ロス削減動画の作成やプラスチックごみの削減・資源化に向けた広域講座の開催など市民への周知を実施しました。また、市民が取り組みやすい収集運搬体制の見直しなどにより、循環型社会（サーキュラーエコノミー）への移行を進めました。

今後は、市の財政負担及び市の重要課題（地域自給構築、レジリエンス強化、高齢化対応、カーボンハーフ達成等）とのコベネフィット効果を考慮しながら、国が推進するごみの減量化策及び資源化策を地域の実情を踏まえて講じる必要があります。また、ごみ処理広域化を着実に実施するために、稼働後46年経過した既存の焼却施設が円滑に運営されるよう適正に管理する必要があります。

³¹ 資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す。

(4) 自然環境の保全

【これまでの主な取組と成果】

自然環境の保全と再生を進め、豊かな自然を身近に感じができるまちを目指すため、「生態系の保全」、「緑の保全・創出と活用」、「自然とふれあう場の創出」を柱にして施策に取り組みました。

「生態系の保全」では、市の鳥（コアジサシ）や市の魚（メダカ）の保護事業、酒匂川水系保全に資するイベントや自然観察会などを開催しました。

「緑の保全・創出と活用」では、適切な森林整備を進めるとともに、里地里山³²の再生事業への支援や、農地の持つ多面的機能の保全・活用として農産物の地産地消や特産品の開発、農業経営の基盤強化を図りました。

また、市街地における緑の保全と創出に向け、公民連携による公園の管理等や保存樹・保存樹林³³の指定と奨励金の交付を実施しました。

「自然とふれあう場の創出」では、恵まれた水辺環境を保全・再生するため、河川における多自然水路³⁴の整備や自治会が一斉に取り組む「クリーンさかわ」を実施しました。

これらの取組により、市民アンケート結果によると、約9割の市民が小田原の身の回りの自然環境に満足しており、豊かな自然を身近に感じができるていると考えられます。（P.30 市民アンケート◆自然環境についての満足度より）



アユの放流体験



キャンプ場利用による森林の活用

【成果指標】

「コアジサシ飛来確認数」や「海岸でのごみ収集量」については、目標値を達成していますが、「有害鳥獣苦情件数」や「親水・環境護岸の整備延長の延伸」につい

³² 原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

³³ 都市の美観風致を維持するために、地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹木や樹林を、市の条例により指定し、保存する制度。

³⁴ 生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水機能と環境機能を両立させた水路のこと。

ては、目標に達していません。

生態系の保全

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
コアジサシ飛来確認数 (羽)	20 羽	20 羽 → 100 羽	100 羽	達成
有害鳥獣苦情件数 (件)	143 件	143 件 → 474 件	130 件	未達成

緑の保全・創出と活用

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	目標値	達成度合
緑地面積 (ha) ※1	4, 250ha	算定無し (平成 27 年度) 4, 494. 3ha	(平成 27 年度) 4, 250. 3ha	—
小田原市森林整備面積 (ha) ※2	(平成 23 年度か ら 25 年度の平均) 150ha	162. 70ha	(令和 2 年度から 4 年度の平均) 150ha	—

※1 緑地面積の目標は、小田原市緑の基本計画（計画期間：平成 8 年度～27 年度）による
平成 27 年度の計画期間終了に伴い実績把握を終了、本数値の算定も終了しています。

※2 実績値は、県の「森林資源調査」に用いる事業面積。

自然とふれあう場の創出

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
親水・環境護岸の整備 延長の延伸 (m)	11, 298. 9m	11, 298. 9m → 11, 654. 1m	11, 700m	未達成
海岸でのごみ収集量 (t)	82 t	82 t → 50 t	減少	達成

【今後の課題】

増加傾向にある有害鳥獣被害や外来生物の侵入等が課題となっています。

これらは、生態系全体の問題の一部であり、市域の取組だけで解決することが
難しい状況のため、近隣市町村や国・県との連携を図り、被害拡大防止のための
広域的な対策が必要です。

また、獣害対策として、例えば、くくりわなの技術を普及しイノシシやシカの
捕獲を実践する市民活動が始まっています。わな猟そのものを自然体験のコンテ
ンツとして仕立て、都市部の住民の参加も促すといった仕組みが試行され、課題
だったものに価値を見出し、人と資金の循環を生み出す取組が始まっています。

このように、小田原の豊かな自然環境を守り育てていきながら、様々なまちづ

くりの取組と連携し、活用していく方策が必要です。

【第3次環境基本計画策定後の取組内容と課題】

森里川海それぞれのフィールドで、活動団体への支援を通じて良好な自然環境の保全を図るとともに、有害鳥獣対策や希少な動植物の啓発活動を行い地域全体の生態系の維持保全を図りました。また、豊かな自然環境に親しむイベント等の実施を通じて環境保全意識の醸成を図りました。

今後は、引き続き森里川海の保全を行うとともに、また、持続可能に推進していくために、世界・国のネイチャーポジティブに関する機運の高まりを機と捉え、市内の生物多様性及びその保全活動の見える化・市場価値化を進めていくことが必要です。

（5）生活環境の保全

【これまでの主な取組と成果】

生活環境の保全を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指すため、「快適な生活環境の保全」及び「環境汚染の防止」を柱にして施策に取り組みました。

「快適な生活環境の保全」では、ポイ捨てや不法投棄、犬・猫の糞の放置など、まちの美化を損なう行為をなくすための意識啓発事業、自治会やボランティアによる美化清掃を推進しました。

「環境汚染の防止」では、騒音等の苦情があった場合の迅速な改善指導や自家用車から公共交通機関への交通行動の転換の促進、低公害車の普及を実施しました。また、大気・水質・土壤・騒音などの環境監視を継続して実施しました。

これらの取組により、成果指標はすべて目標を達成しており、良好な生活環境が維持できていると考えられます。



ボランティアによる美化清掃



水質等の環境監視

〔成果指標〕

「不法投棄及び散乱ごみの撤去量」、「大気に関する環境基準³⁵達成率(一般環境)」、「河川BOD³⁶環境基準達成率」、「自動車騒音環境基準達成率」や「生活環境に対する苦情件数」について、すべて目標値を達成しています。

快適な生活環境の保全

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
不法投棄及び散乱ごみの撤去量 (t)	26.98 t	 6.63 t	25.00 t	 達成

環境汚染の防止

成果指標 (単位)	平成 21 年度 (基準値)	令和 2 年度	令和 4 年度 (目標値)	達成度合
大気に関する環境基準達成率(一般環境) (%)	100.0%	 100.0%	維持	 達成
河川 BOD 環境基準達成率 (%)	81.0%	 100.0%	増加	 達成
自動車騒音環境基準達成率 (%)	99.1%	 100.0%	100.0%	 達成
生活環境に対する苦情件数(件)	107 件	 59 件	減少	 達成

〔今後の課題〕

市民の環境美化意識をさらに高め、良好な衛生環境を保ち続けられるよう努めることが必要です。また、環境汚染の防止については、被害が拡大する前の初期段階での対応が極めて重要であることから、各指標や環境変化などを日常的に注視していくことが必要です。

³⁵ 人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい数値基準のこと。大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音において定められている。

³⁶ Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量。微生物が水中の有機物（主に生活排水等の汚れ）を分解したときに消費する酸素量のこと。河川の水質汚染の指標の一つ。

〔第3次環境基本計画策定後の取組内容と課題〕

街区公園整備の実施、まちなかの緑化等、地域住民と協働した取組や景観形成修景費補助金の交付等を通じて、地域が主体となった持続可能なまちづくりを推進しました。また、ボランティア清掃の活動支援となる事業の継続のほか、ドッグランの試行開催など新たな市民ニーズに応じた事業を行い、良好な生活環境の保全を図りました。

今後は、快適な街の維持保全に向けて、地域ごとのニーズの把握や担い手の確保等、地域が主体となったまちづくりを進めていくことや環境美化意識の更なる向上に向けた啓発等を実施していく必要があります。

3 環境に対する市民意識

第6次総合計画を策定するにあたり、本市施策に対する満足度・重要度等に係る市民意識の把握を目的として、アンケート調査を実施しました。

〔市民アンケートの概要〕

◆対象 住民基本台帳に記載されている 18 歳以上の市民の中から無作為で抽出された 3,000 人

◆期間 令和 3 (2021) 年 5 月 25 日 (火) から 6 月 9 日 (水) まで

◆方法 郵送配布、郵送及びオンラインによる回収

◆回収結果

配布数	回収数			回収率
	計	郵送	オンライン	
3,000 人	1,646 人	1,265 人	381 人	54.9%

〔市民アンケートの結果〕

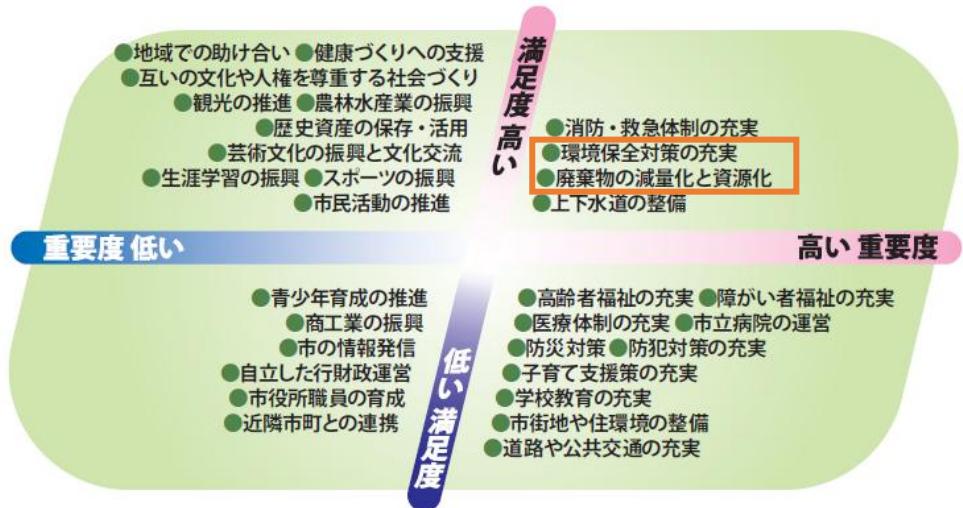
◆施策に対する満足度と重要度

市の施策 30 項目に対する重要度・満足度は次のとおりです。

環境に関する施策である「環境保全対策の充実」と「廃棄物の減量化と資源化」は、満足度・重要度ともに高くなっています。

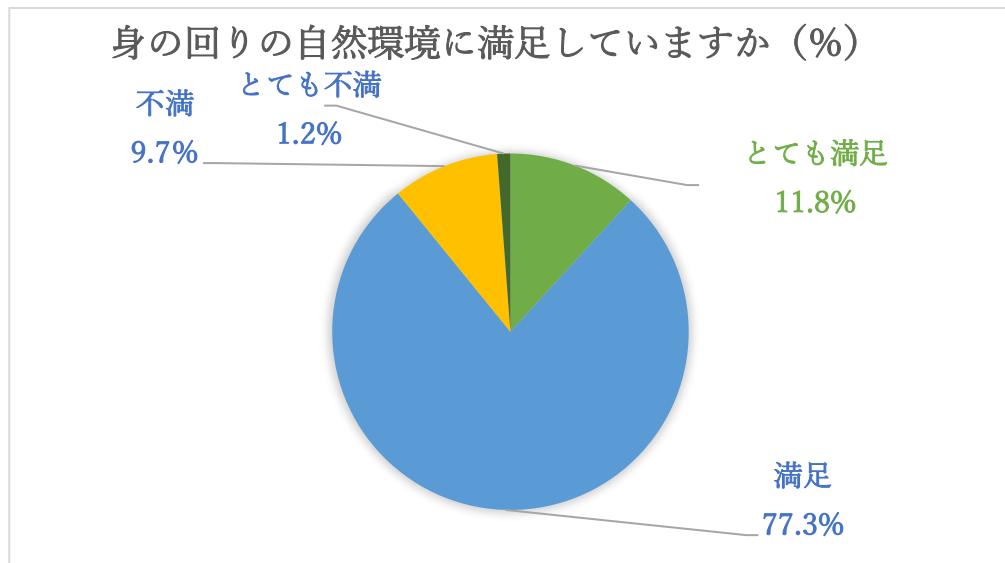
一方、重要度が高いが、満足度が低い項目として、「高齢者福祉の充実」「防災対策」「市街地や住環境の整備」などが挙げられています。

●施策30項目に対する満足度・重要度

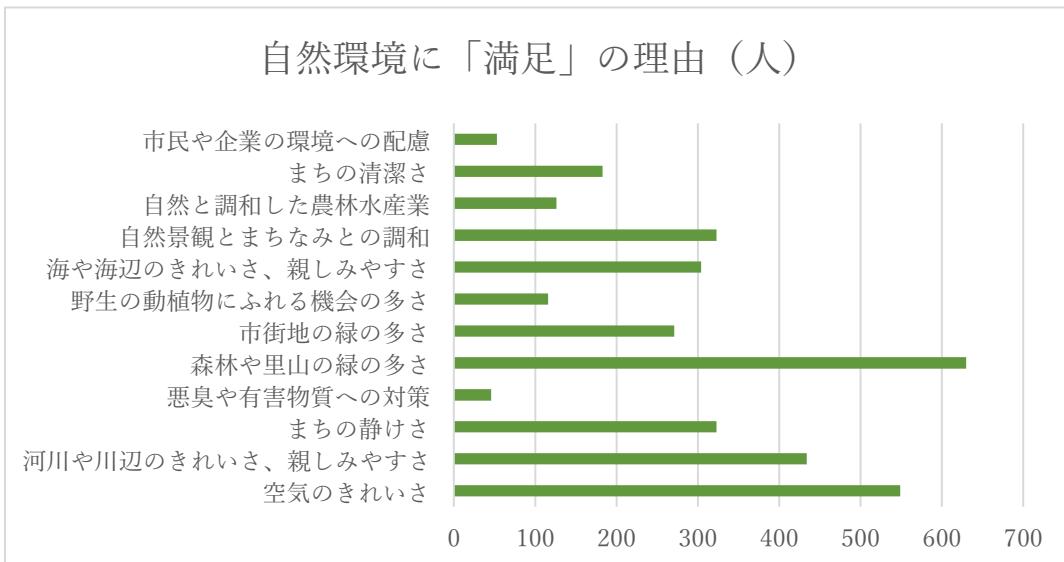


◆自然環境についての満足度とその理由

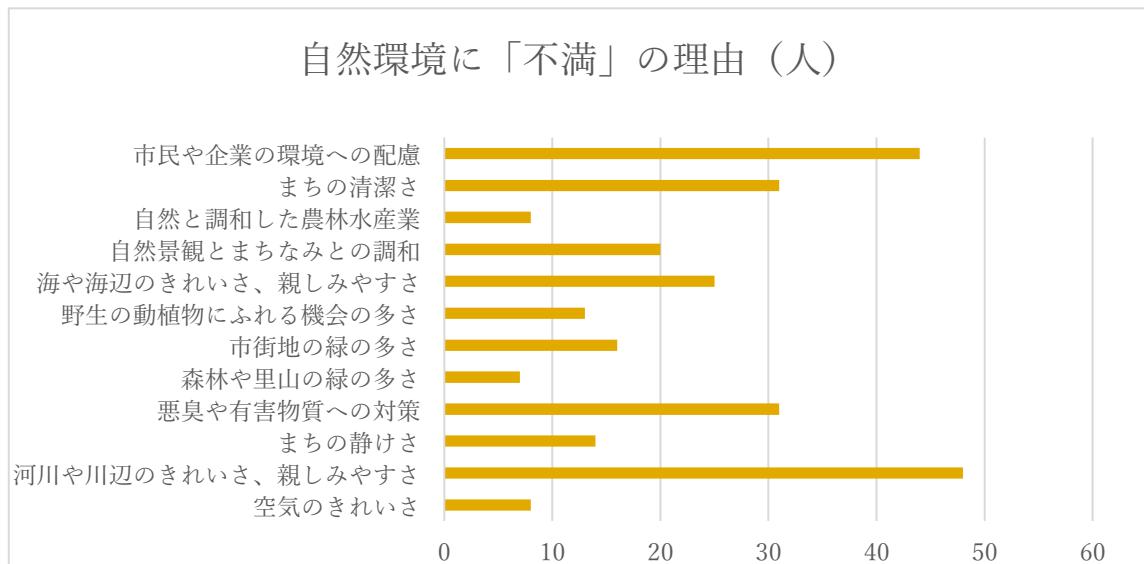
「身の回りの自然環境に満足していますか」については、「とても満足」11.8%、「満足」77.3%で、約9割が自然環境について満足しています。



満足の理由として、「森林や里山の緑の多さ」と「空気のきれいさ」を選んだ人が多くなっています。

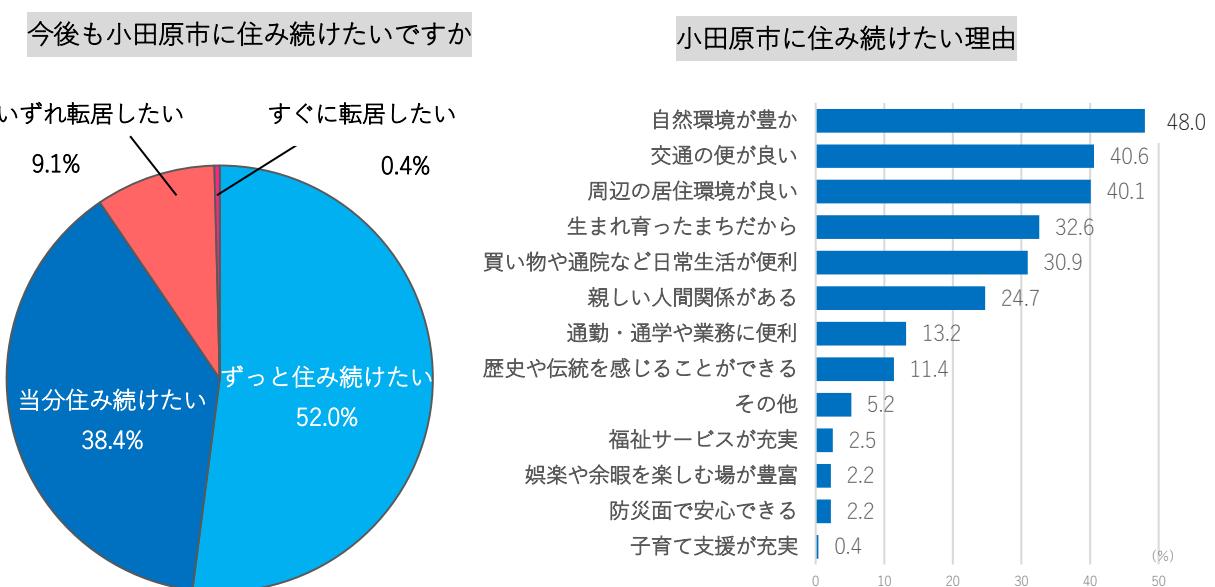


自然環境について「不満」、「とても不満」と回答した人は1割程度で、不満の理由として、「河川や川辺のきれいさ、親しみやすさ」と「市民や企業の環境への配慮」を選んだ人が多くなっています。



◆今後も小田原市に住み続けたいと思う人の割合とその理由

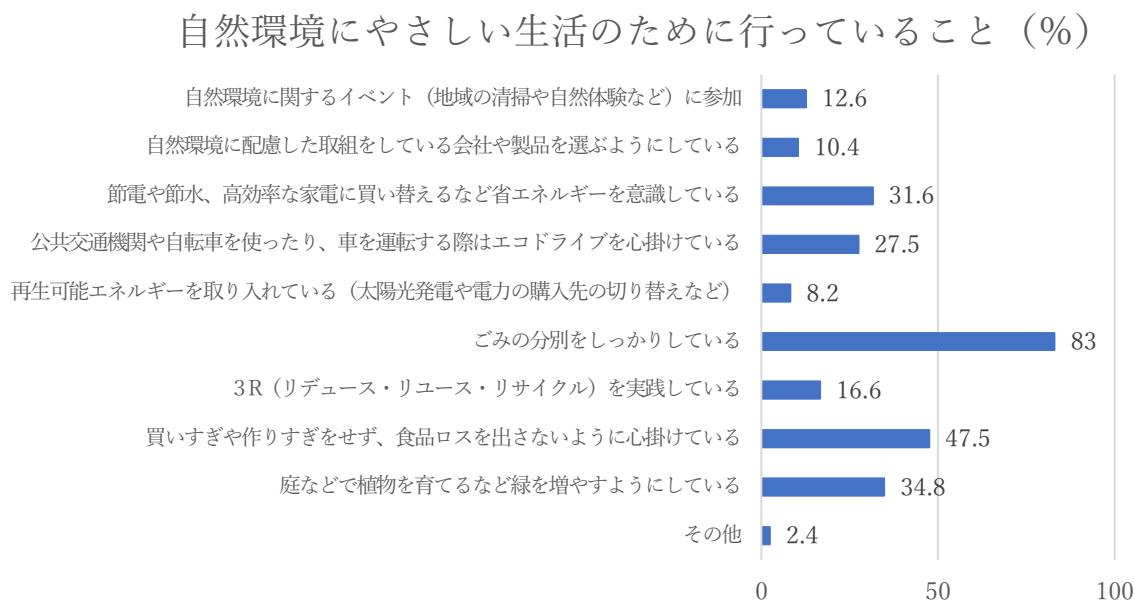
「今後も小田原市に住み続けたいと思うか」については、約9割が住み続けたいと回答しており、住み続けたい理由として、「自然環境が豊か」が最も多くなっています、「周辺の居住環境が良い」も3番目に多くなっています。



◆市民の環境配慮行動

市民の環境配慮行動については、「ごみの分別をしっかりしている」83.0%、「買いすぎや作りすぎをせず、食品ロスを出さないように心掛けている」47.5%のように、ごみの減量化・資源化に向けた行動を行う人の割合が高いことが分かります。

一方で、「自然環境に関するイベントへの参加」、「自然環境に配慮した取組をしている会社や製品を選ぶようにしている」、「再生可能エネルギーを取り入れている」については、1割程度の人しか実施していません。



〔市民アンケートのまとめ〕

森里川海の豊かな自然環境に恵まれた小田原に住むことで、身の回りの自然環境に満足している人が多く、また、住み続けたい理由としても、自然環境の豊かさを重視している人が多くなっています。

その反面、環境配慮行動については、ごみの分別など決められたこと以外の自主的・能動的な取組など実施している人の割合が低い傾向にあります。

第3章 望ましい環境像、取組の方向性、計画の体系

1 望ましい環境像

これまでの第1次及び第2次環境基本計画において目指してきた望ましい環境像を引き継ぎ、これまでの課題や現代の社会情勢を踏まえ、第3次環境基本計画における目指す望ましい環境像を、「**森里川海の恵みを未来へ継承する 持続可能な環境共生都市 小田原**」とします。

令和12（2030）年度まで、この環境像を実現するための取組を体系的に進めていきます。

第1次環境基本計画の望ましい環境像

良好な環境のもとで、すべての人々が心の豊かさを感じられ、健康で幸福な生活を営むことのできる郷土（ふるさと）



第2次環境基本計画の望ましい環境像

良好な環境を守り育て 豊かな水と緑あふれる
持続可能な環境共生都市 小田原



第3次環境基本計画の望ましい環境像

**森里川海の恵みを未来へ継承する
持続可能な環境共生都市 小田原**

〔解説〕

本市は、地域内に森里川海がひとつになりとなった豊かな自然環境を有しております、それらからの恵みを享受することで、すべての人々が幸福に暮らすことができきました。

これからも将来にわたってすべての人々が幸福に暮らしていくため、豊かな自然環境を確実に次世代に引き継いでいくこと（未来への継承）が、現代を生きる

私たちの責務であります。

また、気候変動など激変する地球環境に対処しながら、人々と環境が対峙するのではなく、共に生きていくことが必要です。

脱炭素社会や循環経済など、今後、人々のライフスタイルの変革が大きく求められる時代の中で、将来にわたって、持続可能な環境共生社会の実現を目指していく必要があります。

その際、SDGsの考え方を踏まえ、豊かな環境の継承のための行動を、生活の質の向上、地域経済の好循環に繋げることで、環境・経済・社会のマルチベネフィットを生み出し、人々の幸福に繋げるとともに、豊かな環境を持続的に受け継いでいきます。

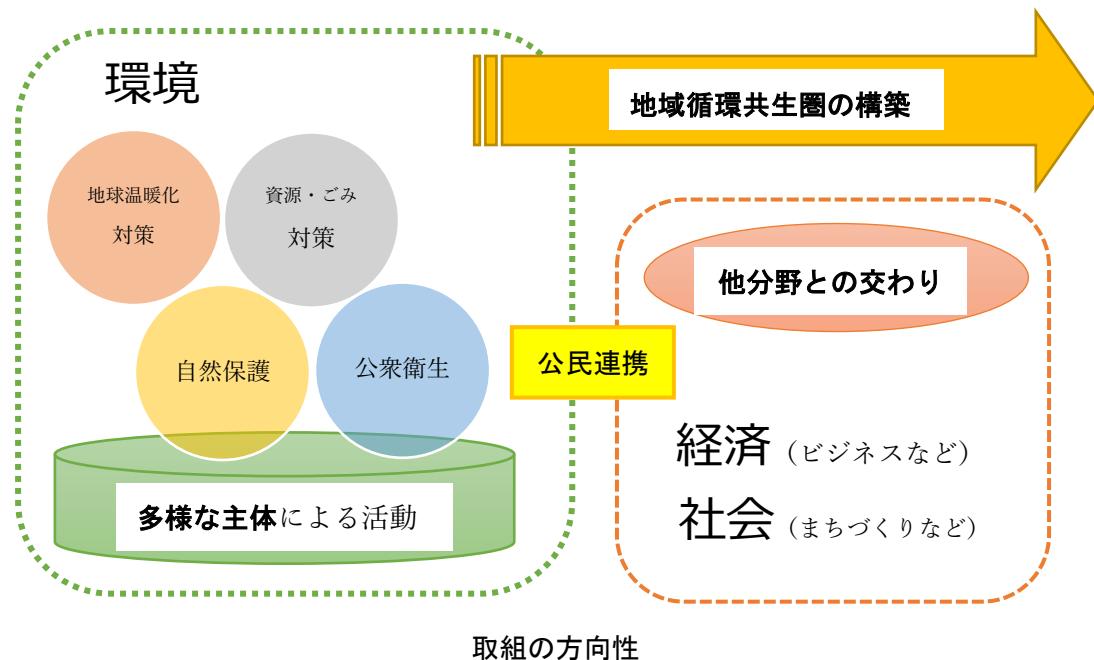
また、すべての主体が持続的に参加できるよう、これまでの我慢による環境行動を超えて、知らず知らずのうちに環境保全に貢献している社会、安心・便利・快適を向上させながら、すべての人々が環境と共生できる社会、我慢を強いられる、または強いられていると感じることのない社会の実現を目指します。

2 取組の方向性

1 の望ましい環境像を実現するため、具体的な取組の方向性として、まず、第3次環境基本計画の環境の範囲のうち、分野的な範囲（P.9 第1章（5）参考）に示した4つの各分野（地球温暖化対策、資源・ごみ（廃棄物）対策、自然保護、公衆衛生）において、これまでの取組からの今後の課題を解決するとともに、社会情勢に応じた先進的な取組を進めるものとします。

また、これらの分野別の取組を進めるための土台として、多様な主体による環境活動が重要であることから、これまで培ってきた市民力をさらに伸ばし、各分野で多様な主体の活躍を推進していきます。

あわせて、これらの取組が将来にわたって持続可能なものとするため、あらゆる地域資源を有効活用する地域循環共生圏の構築の考え方を取り入れ、環境活動だけではなく、公民連携による経済活動（ビジネスなど）や社会活動（まちづくりなど）につながる取組となるよう、積極的に他分野と交わりながら進めています。



市民、事業者、団体、行政をはじめ、市内外問わず、関係人口も含めたあらゆる主体を想定しています。

地域循環共生圏の構築 ~「小田原版 地域循環共生圏の構築」~

◆地域循環共生圏とは

国の第五次環境基本計画にて提唱されたもので、各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に發揮されることを目指す考え方です。

環境で地方を元気にするとともに、経済や社会的な課題の同時解決に取り組むものです。



地域循環共生圏イメージ図（環境省HPより）

◆小田原版 地域循環共生圏の構築

本市には、森里川海がそろった豊かな自然環境があり、その恩恵によって歴史や文化、地場産業、人々の生活が成り立ち、魅力あるまちが形作られてきました。

そのため、地域内の都市部と郊外の地域資源を補完しあうとともに、首都圏である東京や横浜、川崎などとも近いことから、関係人口となりうる人財も含め、地域外とも有機的に連携する必要があります。

連携する都市としては、首都圏のほか、姉妹都市や他分野で交流のある都市などが考えられます。

本市における地域課題を、経済性を伴った魅力あるコンテンツに転換する取組

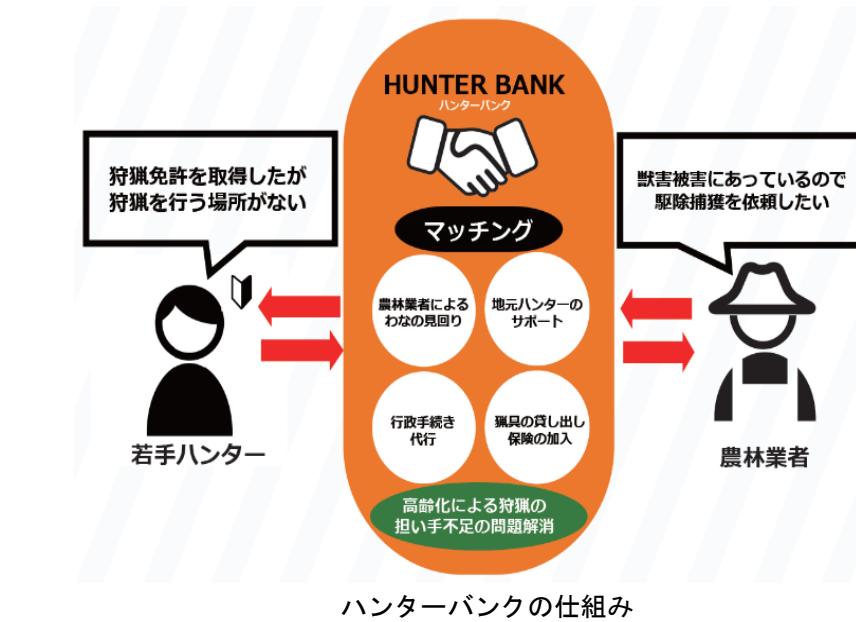
や社会性のあるまちづくりに資する取組を増やしていくことで、より多くの人と資金が環境保全に流れ込み、豊かな環境を持続的に受け継いでいけるとともに、地域全体の発展に繋がります。

このような取組を通じて、本市の地域資源を守り育てるとともに、生かしていくことで、小田原版の地域循環共生圏の構築を目指していきます。これは、第7次小田原市総合計画に掲げる「地域自給圏」³⁷の構築にもつながるものです。

(例) ハンターバンク事業

ハンターバンクは、獣害に困っている市内の農林業者と、獣害対策や狩猟に興味関心があり、活躍の場を探す都会のペーパーハンターをマッチングするサービスで、小田急電鉄株式会社が運営しています。

令和2（2020）年に実証実験を開始し、事業の本格化に伴い、事業協力するため、令和3（2021）年11月に本市と小田急電鉄株式会社が協定（鳥獣被害対策の推進に関する協定書）を締結しています。



獣害における担い手不足などの地域課題の解決とともに、狩猟技術の向上や、関係人口の増加による経済価値の創出などが見込まれるもので、小田原版の地域循環共生圏の一つの事例と言えます。

³⁷ 地域資源を最大限に活用し、暮らしと営みを支えるために必要な要素や仕組みを整え、その恩恵を地域の中で分かち合うという考え方。

他分野との交わり

環境に関する取組については、今後、経済や社会における、あらゆる分野と積極的に連携することで、各分野においても効果のあるものとする必要があります。

他分野との連携による相乗効果により、環境の取組が、すべての市民にとって身近なものとなり、より持続可能なものとなるよう進めていきます。

環境 ×

観光
産業
交通
教育
子育て
防災
デジタル
福祉
健康
楽しみ
など

他分野との交わり（イメージ）

3 計画の体系

取組の方向性に基づき、望ましい環境像を実現するための取組の体系図は、次のページ（P. 40、41）のとおりです。

〔体系図の説明〕

第3次環境基本計画の望ましい環境像の「森里川海の恵みを未来へ継承する持続可能な環境共生都市 小田原」を実現するため、6つの施策に取り組みます。

共通施策として、「施策1 地域循環共生圏の構築」と「施策2 多様な主体の育成・活躍の推進」を位置付けています。

分野別施策として、「施策3 脱炭素」「施策4 資源循環」「施策5 自然共生」「施策6 生活環境保全」を位置付けています。

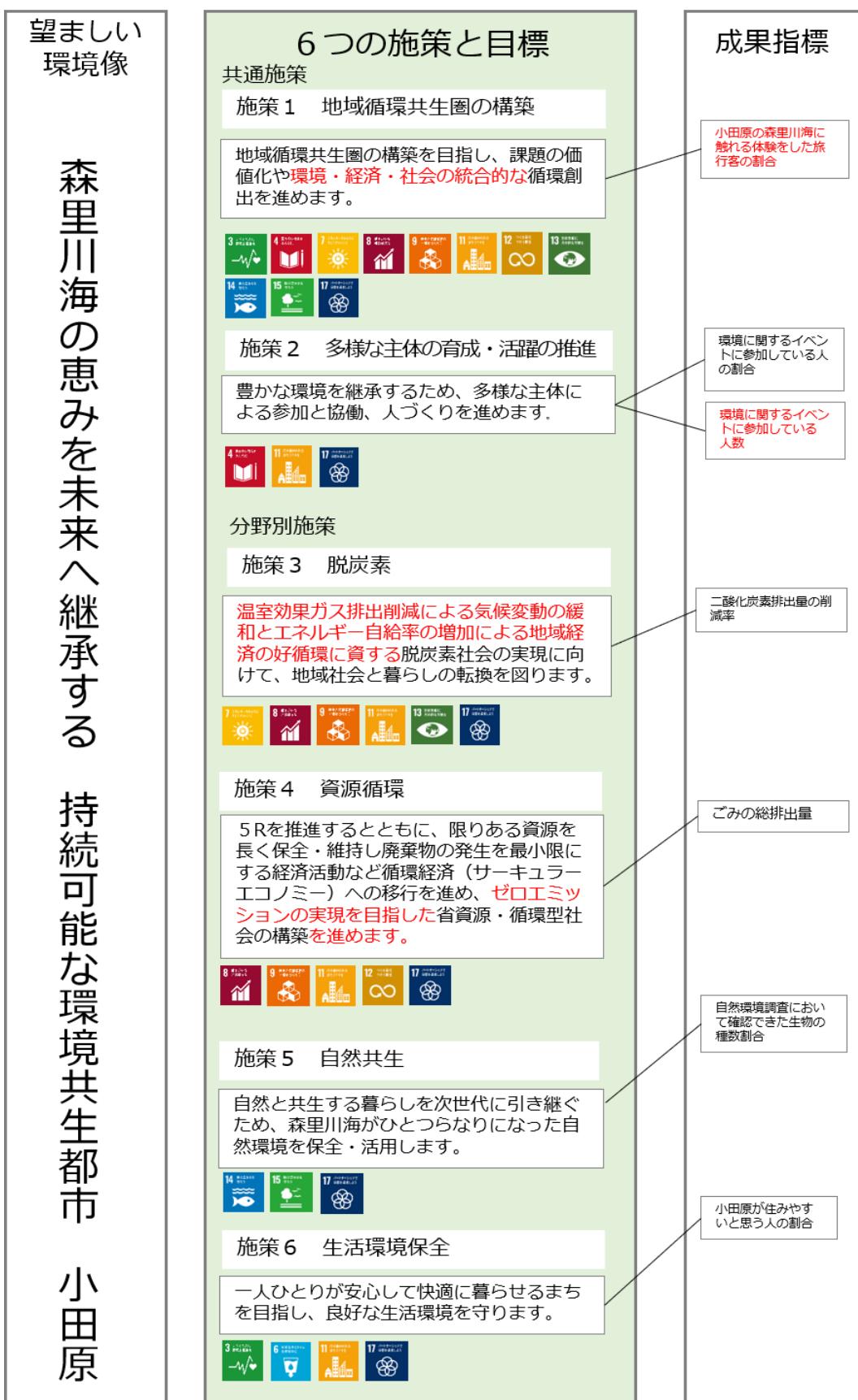
この6つの施策ごとに、目標を掲げ、その達成状況を示す値を成果指標として、計画終了期間である令和12年度までの目標値を示します。

また、6つの施策ごとに取組の柱を示しており、この取組の柱ごとに、主な取組を記載しております。（この主な取組のうち、特に重点的に取組むべきものについては、○印を付しています。）

取組の柱による成果を示す値を詳細指標として、[計画終了期間である令和12年度までの目標値](#)を示しています。

あわせて、施策ごとに該当するSDGsの17の目標も記載しています。

〔計画の体系図〕





※主な取組に関連する詳細事業については、資料編 9 主な取組における事業一覧に掲載します。

第4章 望ましい環境像を実現するための施策

望ましい環境像を実現するための施策について、6つの施策ごとに「目標」、「成果指標」、「取組の柱」、「詳細指標」、「主な取組（○印は重点的な取組）」を記載します。

あわせて、施策ごとに目標を達成した際に市民からみた9年後の姿を「2030年に目指す姿」として記載します。

その他、施策ごとに該当するSDGsの17の目標、関連する個別計画など記載します。

＜共通施策＞

1 地域循環共生圏の構築（施策1）

〔目標〕

地域循環共生圏の構築を目指し、課題の
価値化や環境・経済・社会の統合的な循環
創出を進めます。



〔2030年に目指す姿〕

小田原の特徴である森里川海がひとつなりとなつた豊かな自然環境の恵みである地域資源やその魅力が市内外の人々に伝わっています。市民のみならず企業や団体、首都圏等から多くの方に関わっていただき、課題だったものに価値を見出し、公民連携による多種多様な体験コンテンツや產品が創出されています。

それにより、多くの人が体験などを通じて小田原の森里川海の魅力に触れています。

〔成果指標〕

小田原の森里川海に触れる体験をした旅行客の割合（%）		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 —%	令和6（2024）年度 8.0%	令和12（2030）年度 10%
小田原市観光アンケート調査（一般社団法人小田原市観光協会）において、旅行先を小田原に決めた理由について、自然鑑賞と回答した方の割合		

〔取組の柱〕1－1 環境資源の魅力発信

森里川海の恵みによる地域資源（地場産品、体験、人材、自然的景観等）を生かしたコンテンツ創りを進めることとともに、市内外へ効果的な発信をしていきます。

〔詳細指標〕

森里川海ブランドの認定数（件）		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 一 件	令和6（2024）年度 10 件	令和12（2030）年度 28 件
森里川海の恵みによる地域資源を生かしたおだわら森里川海ブランド 「Green Selection ³⁸ 」累計認定数		
森里川海ブランド認定品の出店回数（回）		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 一 回	令和6（2024）年度 1 回	令和12（2030）年度 6 回
おだわら森里川海ブランド「Green Selection」に認定された商品のイベント等における出店回数		

〔主な取組〕○重点的な取組

・観光、農業、林業、漁業等との連携によるPR

○地域資源を生かしたコンテンツ創出

○森里川海ブランドの確立

主な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
他分野との連携によるコンテンツ創出及びPR			コンテンツづくりに係る調整・実施・PR		
森里川海ブランドの確立		おだわら森里川海ブランドの認定・認定品の販売促進			

³⁸ おだわら環境志民ネットワーク会員が製造・販売する商品を「おだわら森里川海ブランド」として認定するおだわら環境志民ネットワークの事業。認定期間は3年間。

〔取組の柱〕1－2 先導的事業の推進

地域の環境課題の解決に向け、民主導の公民連携のもと、市民のみならず首都圏等から多くの方に関わっていただき、課題だったものが経済性を有する地域資源に転換し、環境保全活動の促進へとつながる循環の仕組みの構築を目指します。また、環境の各分野や他分野など、分野横断的な取組をすることで、地域循環共生圏の構築に向けたモデル事業を実施していきます。

〔詳細指標〕

地域循環共生圏の構築に向けた取組数（件）		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 一 件	令和6（2024）年度 6 件	令和12（2030）年度 62 件
環境課題の解決と新たな価値の創出を同時に実施する累計取組数		

〔主な取組〕○重点的な取組

- 環境活動支援事業³⁹の実施
- 環境再生プロジェクトの推進⁴⁰
- 環境保全活動に係るプラットフォーム機能⁴¹の強化

主な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
環境活動支援事業及び環境再生プロジェクトの実施					→
	環境活動や環境再生プロジェクトに係る活動への支援				
環境保全活動に係るプラットフォーム機能の強化				→	
	おだわら環境志民ネットワークの事務局機能及び組織の強化				
			→		
	企業や団体、首都圏等との交流強化				

³⁹ おだわら環境志民ネットワーク会員が地域循環共生圏の構築に向けて取り組む自然環境の保全等に資する取組に対する支援事業。

⁴⁰ 市内各地に存在する遊休空間を市民や企業、団体とともに開拓・整備を行うプロジェクトを推進する事業。

⁴¹ 環境保全活動に係る相談・情報共有の場の提供、団体間の調整や仲介をするコーディネート機能、課題解決に向けた協議や調査研究等を実施するなど、活動する市民や団体等が相互に連携を図るための基盤的機能。

2 多様な主体の育成・活躍の推進（施策2）



【目標】

豊かな環境を継承するため、多様な主体（市民、企業、市民団体のほか、市外の住民、企業、市民団体など）による参加と協働、人づくりを進めます。

【2030年に目指す姿】

多くの市民が、環境学習や環境保全活動といった様々な場面で活用されている小田原の豊かな自然環境に愛着と誇りを持ち、いつまでも守り引き継いでいきたいと思っています。

環境について日頃から話題となっており、環境に関わる行動を起こそうとするとき、身近に相談したり参加したりできる場所があり、誰でも気軽に参加することができるようになっていきます。

森里川海の多様な自然空間が有効に活用され、子どもから大人、市内外の住民や企業などがより多くの環境フィールドで学び・活用する機会を得ています。

【成果指標】

環境に関するイベントに参加している人の割合 (%)		
基準値	実績値	目標値
令和3（2021）年度 12.6%	令和6（2024）年度 13.3%	令和10（2028）年度※ 22.4%
市民意識調査（まちづくりに関する市民アンケート）より		
※市民意識調査の実施年度に合わせて目標年度を設定		
環境に関するイベントに参加している人数 (人)		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 一人	令和6（2024）年度 13,378人	令和12（2030）年度 15,000人
市で実施している環境に関する講座や啓発イベントの参加人数を把握		

〔取組の柱〕2－1 環境学習・環境活動の推進

市民の環境意識の向上を目指した環境学習や環境に関する様々な取組を企業や関係団体との連携により実施するとともに、小田原の豊かな自然環境の魅力や環境保全の取組を広く周知し、多様な参加の機会へ繋げ、森里川海を守り育てていくための体制づくりを進めます。

〔詳細指標〕

環境学習実施件数（件）		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
8件	20件	30件
市で実施している環境学習や講座の実施件数を把握		

〔主な取組〕○重点的な取組

○環境学習・活動推進

- ・環境団体等への活動支援

主な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
環境学習・活動推進					
	企画、実施、小中学校等における学習やおだわら市民学校との連携、市民による自然観察会等自然環境モニタリング調査への支援				
環境団体等への活動支援					
	おだわら環境志民ネットワークによる環境団体等への活動支援事業の実施				
	おだわら環境志民ネットワークによる相談、啓発（学習）事業の実施				

＜分野別施策＞

3 脱炭素（施策3）



◆個別計画 小田原市気候変動対策推進計画

〔目標〕

温室効果ガス排出削減による気候変動の緩和とエネルギー自給率の増加による地域経済の好循環に資する脱炭素社会の実現に向けて、地域社会と暮らしの転換を図ります。

〔2030年に目指す姿〕

二酸化炭素を排出しない太陽光発電等の再生可能エネルギーを地域の中で作り使うエネルギー地産地消が広がっています。

省エネルギーへの意識が一人ひとりに芽生え、高効率の照明や空調といった省エネルギー機器の導入に加え、建築物のZEB化・ZEH化が進み、日常生活に溶け込んだ省エネルギー行動や環境配慮行動が、豊かな生活に繋がっています。

電気自動車をはじめとする、環境負荷の低い電動車の普及も進み、自家用車のみならず、EVカーシェアリングの利用や、バスやタクシーの公共交通機関でも電動車がよく見かけられるようになっています。

気候変動による災害の発生や気温の上昇に備え、普段から防災対策や熱中症予防などに取り組んでいます。

〔成果指標〕

二酸化炭素排出量の削減率 (%)		
基準値	実績値	目標値
平成 30 (2018) 年度 17.5%	令和 6 (2024) 年度 26.8%	令和 12 (2030) 年度 50%
環境省公表データによる（平成 25 (2013) 年度比）		

〔取組の柱〕3－1 地球温暖化対策の推進

脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化の緩和に資する設備導入支援や再生可能エネルギー電力利用の普及、省エネの促進、ごみの排出量削減などを推進するとともに、暮らしの中に脱炭素行動を取り入れられるよう促していくことで、環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。また、市役所自らが率先して、脱炭素化の取組を進めます。あわせて、洪水や土砂災害、熱中症への対応や農林水産業への影響など、地球温暖化への適応に関する情報把握や普及啓発を図ります。

〔詳細指標〕

電気自動車普及台数（台）		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 291台	令和6（2024）年度 611台（令和5年度）	令和12（2030）年度 9,000台※
県及び市の自動車登録台数より、本市に登録されている電気自動車の台数を把握 ※2030年度における乗用車の予想台数（90,000台）の10%		
長期優良住宅等認定数（件）		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 一件	令和6（2024）年度 755件	令和12（2030）年度 2,800件
長期優良住宅、低炭素住宅、省エネ性能向上計画の累計認定数		
小田原市再エネ電力使用事業所登録制度における達成事業所数（件）		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 一事業所	令和6（2024）年度 0事業所	令和12（2030）年度 200事業所
小田原市再エネ電力使用事業所登録制度による累計達成事業所数		

〔主な取組〕 ○重点的な取組

・小田原市気候変動対策推進計画の推進

○市民や事業者等における地球温暖化対策の促進

○先進的なモデル、脱炭素技術等の市内実装

・温室効果ガス削減価値の市場価値化

・環境配慮契約の推進・普及

主な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
市民や事業者等における地球温暖化対策の促進	市民エネルギー会議(仮)立ち上げ	講演会、ワークショップ・講座、見学会等の実施			
先進的なモデル、脱炭素技術等の市内実装		ゼロカーボンに率先して取り組む事業者の後押し			

脱炭素先行地域計画の推進(ゼロカーボン商店街の実現に向けた省エネ診断・改修、再エネ電力メニュー使用促進等)

脱炭素先行地域の実現

公民連携による新技術実装

〔取組の柱〕3－2 エネルギーの地域自給の推進

エネルギーの地域自給に向けて、国・県の施策とも連携しながら再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、地域のエネルギーを地域で効果的に活用する取組を公民連携により推進します。また、公共施設の新設や大規模改修時には、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化などの環境に配慮した整備を進めます。

〔詳細指標〕

市内の再生可能エネルギー導入量（kW）		
基準値	実績値	目標値
令和元（2019）年度 34,000 kW	令和6（2024）年度 45,000 kW	令和12（2030）年度 150,000 kW
市補助金実績、市有施設発電能力及び市内FIT導入量（資源エネルギー庁公表資料）による累計導入量		

〔主な取組〕○重点的な取組

- 再生可能エネルギー設備導入に対する支援
- 電力地産地消プラットフォームの構築・運営
 - ・公共施設への環境に配慮した設備整備・地産電力使用

主な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
再生可能エネルギー設備導入に対する支援					➡
			設備導入を行う際の中間支援の実施 (販売・施工事業者登録制度、収支シミュレーションモデル、小田原市地域脱炭素化促進事業 ⁴² 等)		
			農業ファーストの営農型太陽光発電の理解醸成、事業者支援		➡
		国交付金を活用した設備導入補助	見直し・制度設計		➡
				新補助制度の運用	
電力地産地消プラットフォームの構築・運営					➡
		プラットフォーム運営（令和8年度から）、取扱電力量の拡大、系統への影響評価、地域事業者への報告			

⁴² 地球温暖化対策の推進に関する法律（改正）に基づき、再生可能エネルギーの利用を中心とする地域の脱炭素化のための促進施設の整備と、その他の地域の脱炭素化の取組を一体的に行う事業。

4 資源循環（施策 4）



- ◆個別計画 第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画
- ◆関連計画 小田原・足柄下地域循環型社会形成推進地域計画
- ◆関連計画 小田原市環境事業センターごみ焼却施設長寿命化計画書

〔目標〕

5Rを推進するとともに、限りある資源を長く保全・維持し廃棄物の発生を最小限にする経済活動など循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を進め、**ゼロエミッションの実現を目指した省資源・循環型社会の構築を進めます。**

〔2030年に目指す姿〕

ごみの減量化、資源化などの環境問題に关心を持ち、市民一人ひとりが自分の問題として捉え、行動に移しています。日常生活のあらゆる場面で、ごみの排出を減らすことを心掛け、どうしても出てしまうごみは、適正な分別を実施し、**ごみの最小限化や限りある資源のリサイクルに取り組んでいます。**

二酸化炭素の排出量を抑え、資源が無駄なく循環する仕組みの整備が進んでいます。

〔成果指標〕

ごみの総排出量 (t)		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 66,861 t	令和6（2024）年度 60,931 t	令和12（2030）年度 57,385 t
市事業実績により、家庭ごみ・事業ごみ全体の排出量（資源物含む）を把握		

〔取組の柱〕 4－1 ごみの減量化・資源化の推進

省資源・循環型社会の構築を目指し、発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化を推進するとともに、さらなるごみの分別徹底や分別品目の拡大などを進め資源化を推進します。

〔詳細指標〕

家庭における1人1日当たり燃せるごみ排出量 (g)		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 515g	令和6（2024）年度 466g	令和12（2030）年度 433g
市事業実績により、家庭における燃せるごみの総量を人口及び日数で除して算出		
資源化率 (%)		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 21.8%	令和6（2024）年度 22.0%	令和12（2030）年度 25.1%
市事業実績により、ごみの総排出量に対する資源化量の割合を算出		

〔主な取組〕 ○重点的な取組

- 食品ロスの削減
- 生ごみの減量化・資源化
- 剪定枝の資源化
- プラスチックごみの削減や資源化
 - ・紙布類の分別徹底
 - ・焼却灰等の適正処理や資源化
 - ・紙おむつの資源化の検討
 - ・ごみ処理有料化の在り方検討

主な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
食品ロスの削減					➡
生ごみの減量化・資源化		市内協力店舗の後押し、様々な媒体を活用した啓発事業、講演会や料理教室等の実施			➡
剪定枝の資源化		段ボールコンポストやその他の手段の支援による生ごみ資源化の定着と普及			➡
プラスチックごみの削減や資源化		剪定枝類の更なる資源化の検討、実施			➡
		プラスチック使用削減の啓発			➡
		容器包装プラスチックの資源化			➡
	➡	製品プラスチック資源化の検討		製品プラスチックの資源化	

〔取組の柱〕4－2 ごみの適正処理

さらなる循環型社会の形成に向け、高齢化の進展等、社会環境の変化を捉え、市民ニーズに的確に対応した収集運搬業務体制を維持します。また、廃棄物処理施設の計画的な修繕と適正な管理運営を行うとともに、新たな広域廃棄物処理施設の整備について構想・計画を策定します。

〔詳細指標〕

焼却施設の排ガスが大気排出基準値以下に維持されている割合（%）		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 100%	令和6（2024）年度 100%	令和12（2030）年度 100%
排ガス中の硫黄酸化物量、ばいじん濃度、塩化水素濃度、窒素酸化物濃度、水銀濃度、ダイオキシン類濃度が基準値以下に維持されていること		

〔主な取組〕○重点的な取組

○ごみ収集運搬業務の効率化

- ・大型ごみの収集受付業務のデジタルシステムの強化
- ・焼却施設の計画的な修繕と適正な管理運営
- ・リサイクル施設などの計画的な修繕と適正な管理運営
- ・埋立処分場の適正な管理運営

○新たな広域廃棄物処理施設整備に向けた構想・計画策定

主な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ごみ収集運搬業務の効率化	デジタル技術の導入	デジタル技術を活用した収集運搬業務の効率化による市民サービスの向上			
廃棄物処理施設の計画的な修繕と適正な管理運営	施設（焼却施設・リサイクル施設・埋立処分場）の適正な管理運営、焼却炉ほかの計画的な修繕				
新たな広域廃棄物処理施設整備に向けた構想・計画策定	基本構想策定		基本計画、基本設計、アセスメント等		

5 自然共生（施策 5）



- ◆関連計画 小田原市鳥獣被害防止計画
- ◆関連計画 おだわら森林ビジョン
- ◆関連計画 小田原市森林整備計画

〔目標〕

自然と共生する暮らしを次世代に引き継ぐため、森里川海がひとつになりになった自然環境を保全・活用します。

〔2030 年に目指す姿〕

「森」の環境では、様々な樹木が育つとともに、多様な生物を育む場所として維持管理されることで森林内に適度な光が差し込み、緑が生い茂っています。

地域団体の様々な活動や学習のフィールドが継続して存在し、市民が里山について知ることができます。

「里」の環境では、ニホンザルによる生活被害は軽減され、また、イノシシやニホンジカ等の大型鳥獣の出没も減少し、平穏な生活が送られています。メダカ保護区は、市民団体により清掃が実施され、生息環境が保全されています。

「川」の環境では、良質な水で地域の産業を支える酒匂川をはじめとした市内の河川は、私たちの食に恵みを与えてくれる欠かすことのできない存在であり、きれいに澄んだ水流には、ハヤやドジョウ、テナガエビなど様々な生き物が生息し、子どもたちは水遊びにいそしんでいます。

「海」の環境では、森や川から適切に栄養が運ばれ、小田原近海が豊かで、漁業が引き続き立つ環境が保たれています。

各種環境基準に適合することにより、森里川海が良好な状態を保ち、子どもたちや市内外の様々な人が親しみを持って日常的に触れ合っており、小田原の豊かな自然環境の魅力を広く伝え、森里川海を守り育てていくための体制づくりが進んでいます。

〔成果指標〕

自然環境調査において確認できた生物の種数割合 (%)		
基準値	実績値	目標値
令和元（2019）年度 100%	令和5（2023）年度 100%	令和12（2030）年度 100%
平成29（2017）年から令和元（2019）年まで市で実施した自然環境調査における「小田原の森里川海街で広く確認され各環境を指標する種（80種）」のうち、モニタリング調査における当該調査地点において確認された種数割合を算出する。		

〔取組の柱〕5－1 生態系の維持保全

自然環境モニタリングを継続し、市内の状況把握を継続します。生き物たちの豊かな個性とつながりである生物多様性の保全に留意しながら、希少な動植物を守り育てる活動を進めるほか、市民の安全安心な生活のために、民間団体や狩猟者などと連携しながら有害鳥獣の追い払いや捕獲を進めます。また、アライグマ等の外来生物への対策を進めるほか、ヒアリなどの新たな脅威となる外来生物に対しては関係機関との連携による対応を進めます。

なお、地域生物多様性増進法に基づき、生物多様性を保全する民間等の活動の見える化を図り、企業等からの支援を誘致しながら、ネイチャーポジティブを推進します。

〔詳細指標〕

農作物の鳥獣被害額（千円）		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 13,329千円	令和6（2024）年度 2,371千円	令和12（2030）年度 11,506千円
市の調査報告に基づく神奈川県公表データから把握 (目標値は、小田原市鳥獣被害防止計画による)		
生物多様性に係る環境保全に取り組んでいる区域（か所）		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 一か所	令和6（2024）年度 1か所	令和12（2030）年度 4か所
自然共生サイトの登録数及びそれに類する活動の累計		

〔主な取組〕○重点的な取組

- ・自然環境モニタリング調査
- 自然共生サイトの認定拡大・支援誘致
 - ・指標種（メダカ、コアジサシ等）の保護・観察・啓発
 - ・ニホンザルやイノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣対策
 - ・アライグマ等の外来生物への対策

主な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
自然共生サイトの認定拡大・支援誘致			認定拡大に向けたフィールドの探索 企業等からの支援の誘致		

〔取組の柱〕 5－2 森里川海の保全・活用

森里川海がひとつらなりになった豊かな自然環境を生かした地域循環共生圏の構築を目指します。

暮らしを支える豊かな自然環境や、そのつながりの中で多様な生物が営む地域全体の生態系を守り、再生していきます。

森林の有する水源かん養などの公益的機能を發揮するため、間伐や枝打ちなどの森林整備を計画的に実施し、より公益性の高い多種多様な森林の育成を図るとともに、さまざまな生物が生息することのできる広葉樹を主体とした森林の再生を促します。また、市民が身近に親しめる自然空間や、さまざまな活動や学習のフィールドとしての里山の再生に向けた地域の取組を支援するほか、耕作放棄地解消⁴³の取組を進めることなどにより、農地の適切な維持・保全に努めます。

酒匂川水系の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、市民との協働により、河川環境の保全活動や環境教育を進め、水質の保全や環境維持向上に努めます。また、治水や水質の安全性を保ちつつ、市民の憩いの場として水辺を親しめる多自然水路を整備・保全します。

限りある水産資源の保護と育成を進めるとともに、安全性・持続性・多様性の観点から漁場の整備を進めます。

〔詳細指標〕

〔森〕 小田原市森林整備面積 (ha)		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
28ha	39 ha	33ha
市事業実績による		

⁴³ 農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家等の意思に基づき調査把握したもの。

〔里〕 耕作放棄地解消面積 (ha)		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 6.0ha	令和6（2024）年度 8.4ha	令和12（2030）年度 13.2ha
市・県事業実績による累計面積（県事業は、令和6年度から開始）		
〔川〕 酒匂川水系保全協議会実施イベント参加者数 (人)		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 88人	令和6（2024）年度 242人	令和12（2030）年度 330人
酒匂川水系保全協議会事業実績による		
〔川〕 主要河川のBODの環境基準適合率 (%)		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 100%	令和6（2024）年度 100%	令和12（2030）年度 100%
市事業実績による		
〔海〕 小田原漁港の水揚げ量 (t)		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 2,816t	令和6（2024）年度 3,377t	令和12（2030）年度 2,928t
市事業実績による あわせて、小田原近海（二宮、真鶴舎）に設置されている定置網でとれた魚の量及び魚の種類を把握		
〔海〕 江之浦漁港のアワビの水揚げ量 (kg)		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度 —kg	令和6（2024）年度 238kg	令和12（2030）年度 240kg
市事業実績による		

〔主な取組〕 ○重点的な取組

○おだわら森林ビジョンに基づく施策の推進・森林整備

- ・小田原産木材の活用
- ・地域水源林の整備
- ・里山づくり推進事業費の補助

○農業振興地域の管理

- ・農道・用排水路整備・維持管理
- ・農業の有する多面的機能発揮促進事業への支援
- ・耕作放棄地の予防・解消対策
- ・農業の生産振興（環境保全型農業の推進）

○酒匂川水系の保全活動や環境教育

- ・多自然水路の整備・保全

○稚魚・稚貝の放流支援・藻場再生支援

○漁場改良造成支援

主な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
おだわら森林 ビジョンに基づく 施策の推進・ 森林整備			おだわら森林ビジョン、森林整備計画		
地域水源林の 整備			森林整備計画による事業実施・進捗管理		
酒匂川水系の 保全活動や環 境教育			フィールドワーク事業、アユの放流体験事業、 自然体験教室、生物相調査の実施		

6 生活環境保全（施策6）



- ◆関連計画 小田原市斎場整備基本プラン
- ◆関連計画 小田原市扇町クリーンセンター長寿命化計画
- ◆関連計画 小田原市緑の基本計画

〔目標〕

一人ひとりが安心して快適に暮らせるまちを目指し、良好な生活環境を守ります。

〔2030年に目指す姿〕

まちなかにおける街路樹の整備などにより、緑豊かな環境が生み出されています。

また、安心して利用できる魅力ある公園の整備や管理に地域と連携した取組が行われています。

歴史的建造物を核とした街なみと良好な住環境が保たれています。

一人ひとりの環境美化意識が一層高まり、道路など公共の場がきれいな状態に保たれ、快適な生活が送られるとともに来訪者にとっても気持ちの良いまちになっています。

し尿、浄化槽汚泥等について、適正な処理を行い、生活環境が良好に保たれています。

〔成果指標〕

小田原が住みやすいと思う人の割合 (%)		
基準値	実績値	目標値
令和3（2021）年度 95.8%	令和6（2024）年度 94.6%	令和10（2028）年度※ 95.8%
市民意識調査（まちづくりに関する市民アンケート）より		
※市民意識調査の実施年度に合わせて目標年度を設定		

〔取組の柱〕6－1 快適な街の維持保全

まちなかにおける民有地や公共空間の緑化などを推進するとともに、街路樹の再整備や改善によるみどりの創出や質の向上を図ることで、持続可能な緑化を推進します。また、安心して利用できる魅力ある公園の整備や管理を、市民や企業などと協働で取り組むとともに、公園の多面的な機能をより高め、発揮するために、地域の実情に応じた取組を推進します。

優れた景観への誘導を促進し、歴史的建造物を核とした街なみを形成することを目的に、回遊性の向上、良好な居住環境創出のため、景観計画重点区域の拡大や、市民による自主的な景観形成の支援などに取り組みます。また、地域が主体となって地域の資産を活用したまちづくりを推進する体制の確立を支援します。

〔詳細指標〕

再整備した街区公園数（公園）		
基準値	実績値	
令和2（2020年度）		令和6（2024）年度
—		2公園
市事業実績による累計数 ※目標値達成済		
まちなか緑化助成事業で緑化された延長（km）		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
0.7km	0.9 km	2.4 km
市事業実績による累計延長距離		

〔主な取組〕○重点的な取組

- 民有地や公共空間の緑化支援
 - ・街区公園・街路樹の再整備
 - ・公園等の適切な維持管理
 - ・保存樹・保存樹林奨励金の交付や標識設置
 - ・景観計画重点区域の拡大
 - ・景観形成修景費の補助

主な取組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
民有地や 公共空間 の緑化支 援					まちなか緑化助成事業補助金の周知、交付

〔取組の柱〕6－2 美化の推進と衛生環境の保持

市民の環境美化意識をさらに高め、ごみの投棄や落書きなどのないきれいなまちづくりを進めるとともに、害虫駆除やし尿処理などの公衆衛生環境の保持に努めます。また、犬・猫飼い方マナー啓発看板の貸与や犬のしつけ教室を実施し、糞尿被害の減少に取り組むとともに市民のニーズに適切に対応した斎場を運営します。

〔詳細指標〕

美化清掃実施回数（回）		
基準値	実績値	目標値
令和2（2020）年度	令和6（2024）年度	令和12（2030）年度
576回	625回	750回
市事業実績による		

〔主な取組〕○重点的な取組

○ボランティア清掃の活動支援

- ・環境美化推進員の育成
- ・環境美化促進重点地区におけるマナー周知啓発
- ・害虫駆除やし尿などの収集
- ・犬・猫飼い方マナーの周知や野良猫の去勢・不妊手術費補助金の交付
- ・斎場の管理運営
- ・扇町クリーンセンターの管理運営

主な取組	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ボランティア清掃の活動支援					
環境美化推進員の育成					
犬・猫飼い方マナーの周知					

ボランティア清掃の普及啓発・支援、(公財)かながわ海岸美化財団との連携

環境美化推進員研修の実施

犬・猫飼い方マナー啓発看板の貸与・ドッグランの実施

〔取組の柱〕 6－3 公害対策

人間が豊かな自然環境を享受するため水質など環境保全に関する調査や監視を行います。また、PFAS をはじめとする新たな公害問題に対しても、情報収集や市民への情報提供を行うなど、適切に対応していきます。

〔詳細指標〕

主要河川の BOD の環境基準適合率 (%)		
基準値	実績値	目標値
令和 2 (2020) 年度 100%	令和 6 (2024) 年度 100%	令和 12 (2030) 年度 100%
市事業実績による		
生活環境に対する苦情件数 (件)		
基準値	実績値	目標値
令和 2 (2020) 年度 59 件	令和 6 (2024) 年度 48 件	令和 12 (2030) 年度 45 件
市事業実績による		

〔主な取組〕 ○重点的な取組

- 河川等の水質や自動車騒音などの環境調査
 - ・環境保全のための事業者への指導
 - ・水質改善のための合併処理浄化槽への転換促進
 - ・生活環境に対する苦情発生原因の低減に向けた啓発
 - ・新たな公害問題の情報収集や状況に応じた調査

主な取組	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
河川の水質調査					

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

〔公民連携〕

市民・事業者・団体・行政は、小田原の自然環境から恵みを受けて生活し、活動していると同時に、環境に負荷を与える存在でもあります。また、昨今、地域が抱える課題は高度化・複雑化し、ひとつの分野や主体だけでは課題解決を図ることが難しくなりつつあります。

そのため、市民・事業者・団体の「民」の力と行政とが積極的に関わり合い、相互にパートナーシップを組んで、それぞれの分野で持続可能な活動ができるよう、環境の保全・活用に取り組む体制を築いておくことが重要です。

これまで培ってきた環境分野の取組におけるパートナーである、環境活動団体や企業、個人で組織された環境保全に係るプラットフォーム組織「おだわら環境志民ネットワーク」、市民や企業との協働組織で、環境・エネルギー分野における取組の普及啓発等を行う「おだわらゼロカーボン推進会議⁴⁴」、環境ボランティア団体の連携組織である「小田原市環境ボランティア協会⁴⁵」、生ごみ堆肥化を推進する市民組織「小田原生（いき）ごみクラブ⁴⁶」といった既存の連携体制を持続・発展させていくとともに、持続可能なまちづくりに向けて、多種多様な分野におけるパートナーとの連携・協力を柔軟に図っていく必要があります。

〔行政における推進体制の整備〕

新たな課題の解決に能動的に対応するため、行政の各部署が一丸となって第3次環境基本計画の推進に取り組む必要があります。

そこで、小田原市環境基本計画推進本部（本部会議及び推進部会会議）を引き継ぎ、新たにゼロカーボン・環境共生推進本部を設置・運営し、関係各課などの意見を聴取して、府内の合意形成を図りながら、府内連携によって環境基本計画を推進します。

また、大気汚染など広域的な課題に対しては国、県、近隣自治体との連携を強化

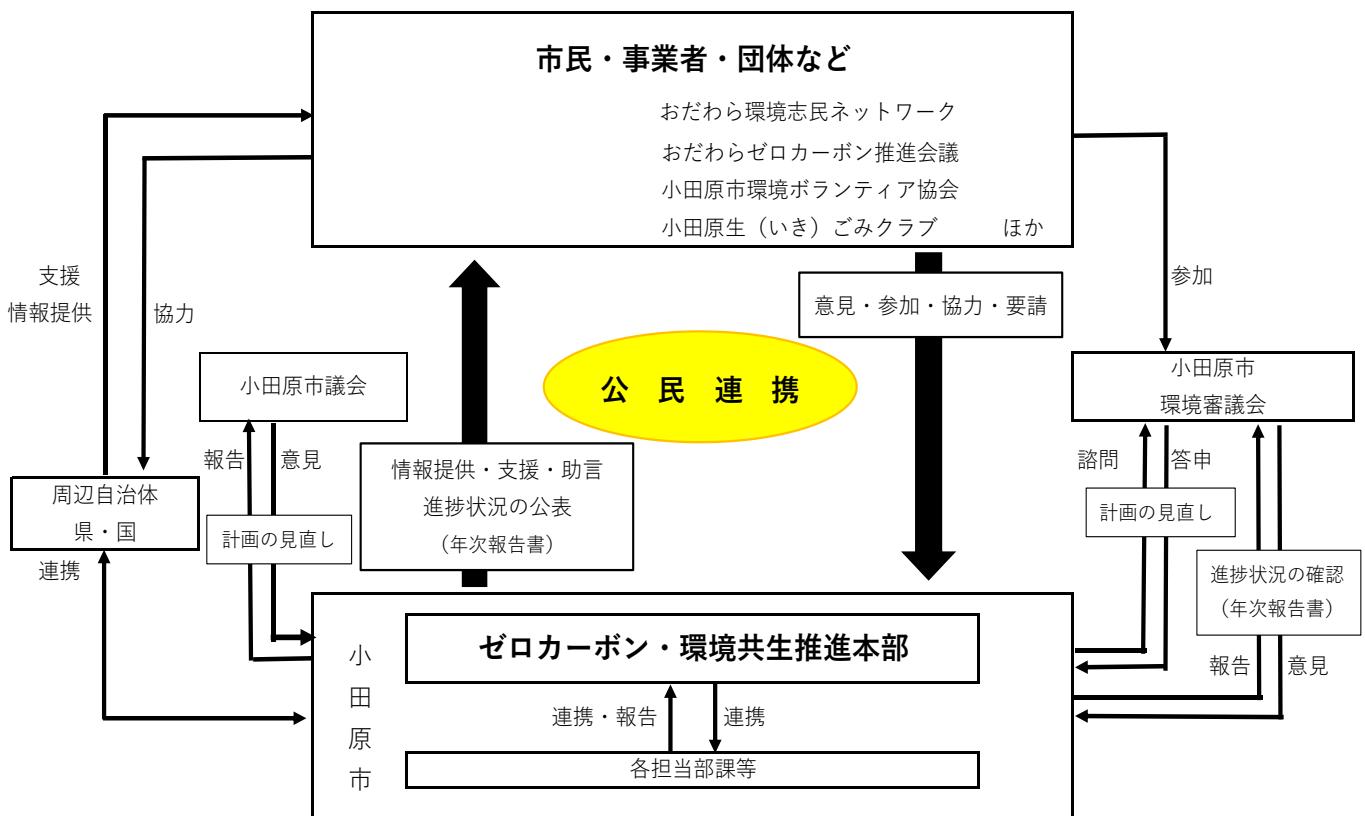
⁴⁴ 脱炭素社会（ゼロカーボン）の実現に資する取組の調査・研究や普及啓発事業を行っている、市民・事業者により構成された組織。

⁴⁵ 環境ボランティアを実践する団体や個人などの会員相互の情報交換、親睦団体。

⁴⁶ 生ごみの堆肥化を継続的に推進し、生ごみを減量することを目的に結成された市民組織。

し、積極的な対応を図っていきます。

〔第3次環境基本計画の実施体制〕



2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、毎年、年次報告書を作成します。

年次報告書において、毎年、取組の進行管理を行うとともに、**取組実績や社会情勢の変化など必要に応じ、計画の見直しを行います。**

また、年次報告書については、小田原市環境審議会へ報告するとともに、市民・事業者・団体等へ、市公共施設窓口やHPなど、様々な広報媒体を通じて広く公表することとし、公表にあたっては、環境の取組など分かりやすく記載していくこととします。

参考資料5-2

第3次小田原市環境基本計画 施策ごとの目標に対する達成状況の評価(中間評価)抜粋

様式2-1 成果指標

		評価対象年度		令和5年度(2023年度)							
<共通> 施策1		地域循環共生圏の構築									
目標	地域循環共生圏の構築を目指し、課題の価値化や人と資金の循環創出を進めます。										
成果指標	小田原の森里川海に触れる体験をした都市住民の割合(%)										
基準値 (令和2年度) (2020年度)	目標値 (令和6年度) (2024年度)	実績 令和4年度 (2022年度)	実績 令和5年度 (2023年度)	実績 令和6年度 (2024年度)	達成割合						
8.9%	17%	— ※未算定	— ※未算定		— ※未算定						
小田原の環境資源について、東京・横浜・川崎の18~69歳の男女を対象にアンケート調査を行い、そのうち自然体験をした方の割合を算出											
<共通> 施策2		多様な主体の育成・活躍の推進									
目標	豊かな環境を継承するため、多様な主体(市民、企業、市民団体のほか、市外の住民、企業、市民団体など)による参加と協働、人づくりを進めます。										
成果指標	環境に関するイベントに参加している人の割合(%)										
基準値 (令和2年度) (2020年度)	目標値 (令和6年度) (2024年度)	実績 令和4年度 (2022年度)	実績 令和5年度 (2023年度)	実績 令和6年度 (2024年度)	達成割合						
12.6%	16.8%	— ※未算定	13.6%		24%						
市民意識調査(まちづくりに関する市民アンケート)より											
<分野別> 施策3		脱炭素									
目標	脱炭素社会の実現に向けて、地域社会と暮らしの転換を図ります。										
成果指標	二酸化炭素排出量の削減率(%)										
基準値 (平成30年度) (2018年度)	目標値 (令和6年度) (2024年度)	実績 令和2年度 (2020年度)	実績 令和3年度 (2021年度)	実績 令和4年度 (2022年度)	達成割合						
17.5%	28.3%	21.9%	24.2%		62%						
環境省公表データによる(平成25(2013)年度比) ※数値は2年遅れて算出											

<分野別> 施策4		資源循環									
目標	5Rを推進するとともに、限りある資源を長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小限にする経済活動など、循環経済（セキュラーエコノミー）への移行を進め、省資源・循環型社会の構築を目指します。										
成果指標	ごみの総排出量(t)										
基準値 (平成30年度) (2020年度)	目標値 (令和6年度) (2024年度)	実績 令和4年度 (2022年度)	実績 令和5年度 (2023年度)	実績 令和6年度 (2024年度)	達成割合						
66,861t	65,197t	64,273t	62,516t		100%						
市事業実績により、家庭ごみ・事業ごみ全体の排出量(資源物含む)を把握 (なお、第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画の指標と整合を図り、令和11(2029)年度の目標数値を採用している。)											
<分野別> 施策5		自然共生									
目標	自然と共生する暮らしを次世代に引き継ぐため、森里川海がひとつなりになった自然環境を保全・活用します。										
成果指標	自然環境調査において確認できた生物の種数割合(%)										
基準値 (平成30年度) (2020年度)	目標値 (令和6年度) (2024年度)	実績 令和4年度 (2022年度)	実績 令和5年度 (2023年度)	実績 令和6年度 (2024年度)	達成割合						
100%	100%	— ※未算定	100%		100%						
平成29(2017)年から令和元(2019)年まで実施した自然環境調査における「小田原の森里川海街で広く確認され各環境を指標する種(80種)」のうち、モニタリング調査における当該調査地点において確認された種数割合を算出する。											
<分野別> 施策6		生活環境保全									
目標	一人ひとりが安心して快適に暮らせるまちを目指し、良好な生活環境を守ります。										
成果指標	小田原が住みやすいと思う人の割合(%)										
基準値 (令和2年度) (2020年度)	目標値 (令和6年度) (2024年度)	実績 令和4年度 (2022年度)	実績 令和5年度 (2023年度)	実績 令和6年度 (2024年度)	達成割合						
95.8%	95.8%	95.8%	94.4%		99%						
市民意識調査(まちづくりに関する市民アンケート)より											